

第10日目（3月13日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。傍聴者の皆さん、ご苦労さまです。
延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、林 茂男君から午後2時ごろ早退、病院事業管理者から欠席の届けが出ております
ので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

なお、発言を制限するものではありませんが、一般質問の総時間は60分以内をめぐり、
議会運営委員会で決定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

○議 長 質問順位16番、議席番号6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝よりありがとうございます。
はりきって一般質問をしたいというふうに思います。では、発言を許されましたので通告に
従いまして、今回も2点質問をさせていただきます。

1 産業振興のビジョンと実践について

1点目でありますけれども、大項目は産業振興のビジョンと実践というふうにいたしました。
市民のこういうアンケートでも、雇用対策が充実したまちがいつも1位、ないしは上位
になるわけではありますが、そのことは言いかえれば、産業振興を図って働く場所を確保して
ほしいという市民の願いであることには間違いないわけであります。そういう意味で、改定
されました産業振興ビジョンは、市民が最も期待しているビジョンであるというふうに思い
ます。

そしてそのビジョンに求められるのは、理念としてのビジョンではなくて、計画としての
ビジョンのはずであります。なぜなら、構想とか理念とかは、総合計画にあげてありますし、
同じことをあげても意味がないわけであります。この産業ビジョンは、総合計画を受けて事
業計画に近いものであるべきであり、議会も市民もそれを期待して産業振興ビジョンの中に
具体性と実現可能性を見いだしたいと思っているわけであります。少なくとも私はそうであ
ります。そういう期待を込めて改定されました産業振興ビジョンを中心に、この地でできる
産業振興のビジョンと実践についてお聞きをしたり、私なりに、提言とまではいきませんけ
れども、思うところを述べさせていただいて、ご所見を伺いたいというふうに思います。

まず中項目の1番としまして――改定の定の字を、私がパソコンで変換違いをしましたけ
れども――改定されました産業振興ビジョンの、改定に至る考え方についてであります。具
体的な質問の1番としまして、従来の産業振興ビジョン見直しの必要性はどこにあったのか
であります。この産業振興ビジョンにつきましては、産業建設委員会でも調査をいたしまし
て、今議会の調査報告がありました。前半5年を終了いたしました内容の見直し時期になっ
たためというふうにしてありますが、その背景には前半5年間の検証もあったというふう
に思います。旧ビジョンの反省点や問題点を含めて、どう検証して見直しを必要としたのか、

そのことを改定版の産業振興ビジョンにどう反映させたのか、その辺をまずお伺いをしたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、市場把握とそれに合わせた産業創出、そして経済循環まで見据えた視点が産業振興に必要でないかということであります。わかりづらい通告であったかもしれませんけれども、問い合わせもありませんでしたので、多分ご回答も答弁も用意してあると思います。要は、観光でもそうでありますし、ものづくりでも食でもそうなのでありますけれども、今、何が求められているかという市場調査、市場の把握、マーケティングリサーチそれを十分に、それに我が市の資源の活用が可能なのか、ものづくりで何ができるのか、産業創出に結びつけられるのか、そして流通に乗せて経済循環させるか、どうさせるか。産業創出というそこまで見据えた視点が産業振興には必要でないかということであります。通告書には入り口から出口までの産業振興とも書いておきましたが、そういうことあります。

そして3番目としまして、これらのビジョンの進行管理をどう行うかであります。ビジョンはつくればそれでいいというわけではありませんで、今までの例からすると振興管理をしながら進めなければ、つくって終わりにになってしまう可能性が大きいようであります。振興管理をしながら、検証もしながらでなければ成果にも結びつかないわけでありますので、振興管理をどこがどう行うのか、進めるのかお伺いをしたいと思います。

次に中項目の2番目でありますけれども、地域産業の育成とニュービジネス創出への期待と可能性であります。具体的な質問の1番でありますけれども、既存の産業と資源の再認識をすることが必要でないかということであります。産業振興には、ひとつには、次にも触れますけれども、全く新たなビジネスを創出することもあるでしょうし、そしてまた地場産業、地域産業をどう生かしてどう伸ばすか、地域資源は何があるか、その資源をどう付加価値をつけて、ほかに負けない魅力、競争力をつけるかも重要な産業振興だというふうに思います。そういうところから、新しいビジネスも生まれるのだろうし、産業振興にもつながると思いますが、その辺のご認識を伺いたいと思います。

その1つが、3番目にあげました具体的な質問になりますけれども、提言のつもりでもあるわけですが、6次産業を基幹産業とする産業振興をということであります。農家が生産から商品化、製品化、流通まで行うことを6次産業化としておりますけれども、一農家だけでなく、その考え、流れを市全体の一つの産業として捉えまして、そして取り組めないかということあります。もっと言えば6次産業を基幹産業とする取り組みを行政として取り組むことが考えられないかということあります。

ますますわかりづらくなっただけかもしれませんが、南魚沼産コシヒカリだけではいろいろな意味で限界がありますし、農業が元気になることは個別農家だけでなく、他産業との結びつきの実態とか、生活形態とかからも市全体の商業、工業、観光にも当然つながるわけあります。そういう意味でも6次産業化イコール我が市の基幹産業という形をつくり出すような行政の積極的な仕掛けづくり、施策が必要だと考えているわけですがどうで

しょうか。

最後にニュービジネスの創造ということから、I C L O V E——国際大学南魚沼市地域新規事業コラボレーションプログラムの略でありますけれども、そのI C L O V Eの推進とニュービジネス創出を国際大学とどう協働して進めるかということをお聞きいただきました。当然I C L O V Eはそういう趣旨で、まさに協働してそれを進めようとするものでありますから、言うまでもなく当然だということになるのかもしれませんが、国際大学という資源は、改めて考えてみますとほかにはないといつともなく大きな資源であります。

今始まっているI C L O V Eの動きは、ある程度のことは承知しておりますが、私はこの最大級の資源の可能性を考えると、私の妄想かもしれませんがその可能性は頭の中でどんどん広がっていきます。国際大学という資源を最大限生かしてニュービジネス創造にどうつなげていくか。そのためにもっと、さらに具体的ないろいろな協働を考えていくことは、私は重要だというふうに思います。この動き出したI C L O V Eはどう最大効果が出るように進めるか、改めてそのI C L O V Eへの思いをお伺いしたいというふうに思います。壇上にての質問は以上でありまして、再質問及び2問目につきましては、質問席で行いたいというふうに思います。

○議 長 佐藤 剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

1 産業振興のビジョンと実践について

業振興ビジョンと実践という大項目でありまして、見直しの必要性、あるいは検証について申し上げます。まず、この見直しでありますけれども、ご承知のように産業振興ビジョンということにつきましては、市の総合計画の第5章 産業振興にある「農業・林業・観光商工業・雇用」この5項目のうちの「観光・商工業・雇用」面、これにつきまして上位計画であります総合計画そして財政健全化計画と整合性を図った中で、観光商工業、雇用、この面においてビジョンの策定を行ったものであります。

現在のビジョンは策定が平成20年3月であります。10年間の長期計画の中で、5か年の基本計画、さらに3か年の実施計画が策定されておりますけれども、その策定方針の計画の見直しにつきまして、「市を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを図るものとする」と、こういうふうに定義づけられております。

これは策定してから5か年経過いたしましたけれども、この間非常に激変があったわけがあります。リーマンショック、東日本大震災、それから市民や企業の経済活動このことによって大きな影響がありましたし、NHK大河ドラマの「天地人」の終了、それからその後の「美女旅」「きりざいDE愛隊」こういう新たな地域発信手段の台頭、こういうことがありまして、当初策定時点との状況が大きく変わったということで、今回見直しをさせていただいたところであります。

入り口から出口までの産業振興ということでもあります。これはいいわけではありませんけ

れども、この数年の間に政権が変わって、コロコロといっても2つですけれども、非常に時の首相も1人1年ぐらいずつでゴロゴロ変わってきた部分がありまして、こういうことで国からの安定的な政策というのが非常に持続的ではなかったわけでありまして、数年前の建設業が非常に盛んであったころから比べまして、市内企業の産業構造も大きく変化をしたところでもあります。平成18年の農業の法人化に関する法律改正、これによりまして農業法人が増加、反面建設業、製造業は減少という社会情勢の変化もありました。

こういうことで数年で産業形態、あるいは企業動向が非常に変化してまいりました。その時で市場の把握、あるいは経済環境を正確に捉えるということは非常に難しいことでもありますけれども、しかし大事なことではあります。そこで、産業振興を推進する上で、こういうことに合わせて産業の創出もやはり大切なことでもあります。今後、新潟の産業創造機構NICOですね、それから国際大学、これらとの連携をさらに密にしながらそれらの充実に取り組んでまいりたいと思っております。

ビジョンの進行管理でありますけれども、今回の改定を行うに当たりまして当初ビジョンに載っておりました実施計画に伴う具体的な事業について、部内において事業内容、それからそれまでの評価、今後の課題、見直しの必要性、継続の有無これらについて洗い出しと検証を行いました。その上で策定委員の皆さんに諮りながら、今回の改定を行ったところでもあります。今後も同様に検証を行って、平成30年にこの全部見直しにつなげたいと思っております。

既存の産業と資源の再確認の必要は当然であります。最近の市内の新たな産業は、主に食品加工あるいは農産物加工から、商品やビジネスが生まれる傾向がございます。金属加工、部品製造、これらは完成品を出荷するわけではないので、ちょっと苦戦状態傾向であります。そのために過去からの南魚沼市の主産業であります農業、それから豊かな水、自然、こういう資源に改めて目を向けまして、産業振興の可能性を探っていくということが必要だと考えております。

6次産業化であります。ご承知のように平成26年度から始まります農業農村政策、これまでの農業政策を大きく転換させるものだというふうに思っております。我が市にとっては大きなチャンスだというふうに考えております。当市の基幹産業であります農業の生産販売の中心でありますコシヒカリも、当然ですけれども大きな影響を受けるわけでもあります。コシヒカリにつきましては、全量を販売するだけの販売力の強化に向けて、市内の農業団体等々と連携をして取り組みを進めていきたいと思っております。まずは売ることですね。価格をある程度維持した上で売るということを考えていかなければならないと思っております。

そのほかにも八色スイカ、ユリ、アスパラガス、カリフラワー、えのき茸、菌床しいたけ、ズッキーニ、こういう部分では高品質で特色のある園芸作物も多く生産をされております。中には市場出荷に至っていないということでもありますが、今後の生産拡大が期待される作物もありまして、こういうことの中で加工販売についても、ちょっと未知数ではありますけれども期待が持たれるというところがございます。

これをさらに地場産の園芸作物、加工品の販売施設といたしまして、道の駅は非常に大きな評判もいただいておりますし、好評もいただいているところであります。販売状況も目標を大きく上回っているということでもあります。これもご承知かと思えますけれども、加えまして平成 26 年末には6次産業化ネットワークを目指したJA魚沼みなみの直販所の建設も予定をされておまして、園芸作物の振興と6次産業化に向けた基盤整備が大きく進むということと考えております。

市はこの平成 26 年度の農業政策の大転換を契機に、これまでの市の今までもってきておりました農業政策から一步踏み出して、販売促進も含めた積極的な農業政策を展開して、南魚沼産ブランドこれによって自立できる農業の確立を目指してまいりたいと思っております。

ICLOVEであります。この推進といたしまして今年度は、講演会、企業訪問、また市内企業との共同研究これらを行ったところであります。講演会は明治大学のご協力もいただきながら、地域企業の国際化や農業の海外進出といったテーマで4回、うち2回は講演と合わせてICLOVEの活動内容の周知も図ってまいったところであります。参加者が延べ340人、ICLOVEのホームページに掲載しております参同事業所も50社になったところであります。

今年度、平成 25 年度は 25 社ほど企業訪問を行いまして、個別の問題点、要望をまずはお聞きをし、ICLOVEとして対応できることを検討してまいったわけであります。その結果、ホームページの外国語対応、従業員の語学教育、外国人の生活習慣調査、これらが現在進行しているところであります。企業との取り組みをNHKで取り上げていただきました。おかげさまで別の企業から新たな提案も受けておりますし、少しずつではありますけれども、推進は形になってきていると思っております。

これからも企業ごとの問題点、要望これらを個別に対応していかなければなりませんので、国際大学と連携して支援を行っていきたい。また、その成果が新たなまた要望の呼び水にもなるものだろうと思っておりますし、成果の公表についても積極的にPRを行ってまいりたいと思っております。

ニュービジネスでは国際大学、これはIT技術あるいは経営学、また英語をはじめとした語学力や各国の要人となっております卒業生との人脈、こういうことが非常に質の高い技術、ノウハウを持っておりますので、それを生かすことが重要だと思っております。きのうも卒業生のところを全部とはいわないけれども回れとかそういうこともありまして、当然であります。そういうことでこれをとにかく生かしていかななくてはならない。そして今後これらの利点を生かした中で、ニュービジネス、起業希望者向けのプログラムの実施、これを国際大学と検討してまいります。ニュービジネスはそういうことの中から創出を図っていくのではないかというふうに思っております。

今、起業希望者向けのプログラム交流会の実施では、市民の「一步の皆」これが活動しております。これは企業との研究機会、あるいは取り組み事例を今後も増やしていかなければなりません。それから、先ほど触れました講演会の開催、情報交換の実施、それから海外に

目を向ける、このことについてもきちんとお互い協力し合いながら、成功モデルを何とか実現したいと思っております。

先ほど申しあげました食品加工、あるいは農産物加工からのニュービジネスといたしましては、現在、稼働、活動しておりますのが、ご承知のように八海醸造さんの「魚沼の里」。この中での菓子やそば、あまざけ、料理教室、雪室、それからインターウインドウの「玄米米粉」、それから大和地域の八色生チョコ、それから米粉を利用しましたコシヒカリ粉のうどん、それからコシヒカリ粉のラーメン、米粉のカステラ、米粉ドーナツ、「かぐらいおん」あるいは「ふきのとうドレッシング」のソース。それからこれはプリンスホテルさんが販売していただきました南魚沼の美味しい湧水、それからもう一つは高千代さんがナチュラルミネラルウォーター巻機円水。こういうものが新たなビジネスとして動き出しているというところでございます。概略は以上でありますのでよろしくお願いいいたします。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 産業振興のビジョンと実践について

では、個別に再質問させていただきます。見直しの必要性の部分でありますけれども、私が産業振興ビジョンに関連して質問するのは、過去に今まで2回ありました。最初は先ほど言いましたビジョン制定間もなくの平成20年6月の議会でありました。多分、2年ぐらい、2年以上かかってようやくできてきたわけでありまして、大変完成が待ち遠しくて期待もしていました。それはこの産業振興ビジョンがまちづくりの中心であるべき行動計画だというふうに私はずっと思っていますし、今でも思っているのです、大変待ち遠しく感じていたわけでありまして。

したがって、最大限に産業振興ビジョンの事業というのは遂行してもらわなければならないわけでありまして、今ほどの説明の中では、今までの事業の内容とかを精査したり、評価をしたということなのですけれども、今までの旧ビジョンを見ますと内容が努力目標的なものが多くて、どこまでやったら事業遂行になったのか。そして半分までできたのか、どこまでできたのかという評価ができる内容に、私はなっていないと思うのです。評価ができないところに、新たな取り組みも生まれてこない。そういうところに私は一番問題があったと思いますし、そこを見直す必要があったと思うのですけれども、市長はこの点、どう考えていますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 産業振興のビジョンと実践について

それぞれこのことばかりではなくて、ビジョンとか計画とかそういうものがありますが、大体長期計画で10年、その間5年とか3年とかという、こういう部分が出てくるわけですが、成果としてこれがあつた、あるいはこのことは成果として出てこなかったから、これはやめようとか、そういうことにはなかなかすぐには至らないという部分のご理解いただきたいと思えます。

当然、個別に成果的なものとか、非常に苦戦しているものとか、あるいはこのまま継続し

でもちょっと難しいものとかということ、個別には洗い出しはしているわけでありましてけれども、それをこのビジョンの中にどんとすぐ成果として出すには、まだちょっと時期が私は早いと思っております。社会情勢が大きく変化いたしておりますので、それらの中で当初掲げた目標、これはこういう社会情勢でという前提があるわけです。それが大きく変わりますと、では成果としてどうだったかというと、結局社会情勢が大きく変わったから成果としては何も出てこなかったという部分もあるわけでありまして、これを今すぐ個別に全部検証して、成果と今後の課題といいますか、それを個別的に全部出せといわれると、これは非常に難しい部分があります。

それはひとつご理解いただきたいと思うのですが、でき得ればそういう形にはもっていきたくてでありまして、平成30年の時には当然ですけれども、それはきちんとやっていかなければなりませんし、その間にまだ5年、6年あるわけですので、それらは改定という意味ではなくて、途中で改定にのっていなくてもやるものもありますし、のっていてもこれはなかなか進行、推進が難しいという部分があれば、それはやはり大胆に切り捨てる——切り捨てるといういい方は悪いですね——変更していかなければならないと、こういうことだと思っております。

特にビジョンというには大体そういう方向で策定をして、個別に今度はきちんとやっていくという形でないと、ここに全部個別的に羅列をするということは非常に難しいことだと思います。例えば観光だって、観光1つを取り上げてこれだこれだと言うわけでありまして、その中の1つの宿泊からスキーから何から全部1つずつ、検証はいたしますけれどもここに網羅していくということは、非常に難しいということをご理解賜りたいと思います。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 産業振興のビジョンと実践について

社会情勢が大きく変わって、それで変えたということですがけれども、私は今回この新旧の産業振興ビジョンをほとんど全項目で並べてみました。この中、やはり変わらず「検討します」「努力します」「始めます」ですね。きのうの中に、これは行政用語だからというようなこともありました。確かにそれはそうなのでありますが、全部見比べた中では、10年ビジョン、5年ビジョン。これは内容も文章の活字、表現もほとんど同じです。では3年ビジョンはどうかといいますと、医療関連ビジネス支援、そしてまた食に関するところ、そしてまたまいクラブ関連、そういう部分はそれこそ社会情勢に合わせて追加はしてありますけれども、そのくらいですよ。七、八割は新旧同じです。中身も大体同じ。

この産業ビジョンへの期待が私は大きいからなおさらそうなのでありますけれども、3年、5年たって、一部追加してそれでいいのかということなのです。それで市民が一番望んでいる産業振興、そしてまた雇用の場確保に果たしてつながるのかということなのです。もう一度お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 産業振興のビジョンと実践について

往々にしまして昨日も申し上げましたが、このビジョン、あるいは計画これらについては、記述面では「検討します」とか「支援します」とか「活動します」とかということで結んでいるわけでありましてけれども、これを議員——私もそれはそれとして本来ビジョンでありますから、もっと具体的に書き方も含めてという部分は、私も議員と同じ考え方がなきにしもあらずであります。なきにしもあらずですけれども、先ほど触れましたように、計画、ビジョンを立てるわけですので、そこに例えば財政的な部分まで全部含めて検証して「これはやります」とか「こういう支援を行います」とかというのは、このビジョンの中で表すのは非常に難しいということをご理解賜りたいと思います。

個々に、例えば観光であれば観光とか、農業であれば農業とかという部門に入って、こういう質問にお答えするとかというそういうことはできるのですけれども、この中にそこまで全部事細かに、総合計画の実施計画みたいに「この道路は幾らかかって何年でやります」とかというそういうことはこのビジョンの中には非常に難しいと、これだけはひとつご理解をいただきたいと思います。ご不満でしょうが、ご理解をお願いします。

○議長 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 産業振興のビジョンと実践について

はい。私はいつも言っていることですがけれども、次世代育成支援行動計画、その計画が一番好きでして、成果はともかくとして計画のあり方というのが非常にいい。それに比べると、今市長が言うように大変不満もあるわけですがけれども、ちょっと時間がなくなりますのでこのところはまたこの次の機会にして次に進めさせてもらいます。

2番目の市場把握、産業創出、経済循環まで見据えた視点での産業振興に関連した質問をいたしますけれども、細かく説明をいただきました。したがって、視点も変えてまた再質問をさせていただきたいというふうに思います。きのう中沢議員から話がありましたけれども、静岡県の長泉町というところに県立がんセンターがあります。そこに会派で研修にいつてきました。そこは、きのう話があったように、このがんセンターを核にしまして産業振興を考え、実践もしているところでもあります。そこで得るところは本当に大変多くありました。

1つのヒントを得たことは、そのがんセンターの看護師とかスタッフですよね。業務の中で不満、こうあったらいいとかそういう提案も含めて、改善、こうなったらいいのではないかというのがあったらどんどん出してくれと、そういう情報を得まして、コーディネーターがどうしたらそれが実現可能になるのかという検討をするわけです。そして、周辺の、きのう言いました地域の企業なりで試作をしたり、そしてまた商品価値としての検討もしたりして製品化して流通をさせる。

それで、きのうもちょっとありましたけれども、きのうの中沢議員の例をとれば、標準規格の製品化ではなくて、ターゲットを例えばアジアに絞って、体格とか骨格とかそういう違いに合わせて踏まえて、ここでしかない付加価値をつけた製品化をして特化をさせた。これは市場把握をして、それに合わせて商品化を検討して、地域資源を活用した商品をつくり出

したと、そういう経済循環をさせたという商品化の1つの例ですけれども、これはやはりこの視点、進め方というのは産業を起こすとか、産業をつくり出す——同じですけれどもそういうことに私は通じるころが大いにあるというふうに思います。そして、そういう戦略的な視点が、市長は言いますけれども、そういう戦略的な視点がこの産業振興ビジョンの中に、私は欠けていると思うのですけれども、その点についてもう一度お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 産業振興のビジョンと実践について

静岡の話はきのうも私も申し上げましたように、新聞等で拝見をさせていただいて、すばらしい取り組みでありますし、当然、町単体でやったわけではないわけでありまして、いわゆる主導は県であります。そこで、これから基幹病院ここに優秀な医療スタッフが集まるわけありますので、今議員がおっしゃったように、医療上こういうことが考えられないのかとか、ここを改善したらどうかと、ですから基幹病院の先生方、あるいは看護師さん方と相当密接に連携しなければなりません。そうしないとメイヨークリニックのようにはなっていないわけありますので、これを今目指して、一応メディカルタウン構想という部分を打ち上げているわけあります。そこにはまだそんな具体的なことは入っているわけではありませんけれども。

議員がおっしゃったように、産業振興ビジョンという中にそういう個々別々、個別的な部分というのが非常に含まれていないということは、これは議員ご指摘のとおりであります。それはなかなか難しい。今、我々だけが計画を立ててそれでやれるかということ、今触れましたようにこの問題について言いますけれども、県も基幹病院も、あるいは地元の企業、地元ばかりでなくてそういう技術を持っている企業、こういうことを相当網羅していかないと、今、静岡県でやっているようなことはできていかないわけありますので、そういう体制づくりをやっていかなければならない。

きのうも触れましたが、新潟県がそこを特区という考え方が全くないようであります。医療技術の会社があそこに集中したというのは、特区のせいなのです。特区で申請期間だか何かを3年だったのを例えば1年でやれるようにしたとか、そういうことが非常に大きな反響を呼びまして、医療関係の部分は相当そこに進出したということをお伺いしておりますので、そういう戦略も必要であります。ですので、この産業振興ビジョンの中で、そういう部分が欠けていると言われれば、確かにそのとおりであります。これらは実践の中できちんとやっていくということをご理解いただきたいと思います。と思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 産業振興のビジョンと実践について

また時間もなくなってきましたので、次の質問に移りたいと思いますけれども、産業資源の再認識が必要でないかというところの質問をいたしました。私たちの地域の中で優れた資源、自然がいっぱいあると、それを生かして云々というのは、全国どこでも言っていることでありまして、もっと言えばそれぞれのところで、それぞれのいいところがあるわけなのです。

もつと言え、それは余りだから変わりばえないのかもしれない。ただそうした中で、その資源をほかに負けない特別なもの、そして特別な資源につくり上げる、そういうふうなコーディネートといますか、そういうところは行政が戦略的に中に入ってやるところだと思うのですけれども、そののところだけちょっと確認をしたい。

○議長 市長。

○市長 1 産業振興のビジョンと実践について

そこが非常に難しいところであります。例えば水について言いますと、プリンスさんがあいうことでやっていただいた。これはまさに南魚沼しかないわけです。硬度7、超軟水、ここしか採れない水ですから。そういう部分を今の市の組織で探り当てるとか、あるいは提案するとかということは非常に難しい。専門的な部分になります。そこでコーディネーターという皆さんが、ということをおっしゃりたいのだと思いますけれども、そのコーディネーターにつきましては、きのう議員のどなたかにあった大和庁舎に何か置けという、質問なさらなかったですかね。答えられなかったのですけれども。そういう部門を今考えております。

個別にこの企業がこういう相談に来る、あるいはそこに行政としてどう支援ができるか。これを今考えておりますので、コーディネーターになっていただく方も一応的を絞りまして、お話を進めていこうと思っております。

ただ、そういうことを産業振興ビジョンの中に全部書き込むということは、まずはこれは無理でありますので、そういう議員の質問にお答えするような形になるわけですけれども、まさに総花的な部分ということは否めないわけでありますので、これらのご理解とご容赦をいただきたいと思っております。

○議長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 産業振興のビジョンと実践について

そういうふうに提案しづらい、難しいというところですが、そうだというふうに思います。ただ、私はそれも例えばいろいろつくり出すこともありまして、起業といますか、本当に製造業的なところは難しいわけですが、例えば6次産業化のことを今答弁いただきました。細かい答弁をいただきましたので細かいところはいいのですけれども、今の例えば行政が中に入って戦略的にやるべきではないかというところで、ちょっと話をしたいと思えます。

行政が中に入っていったって、行政が農業もやれ、商業もやれ、工業もやれと言うわけにはいきませんし、そういうことを言っているわけではないのですけれども、今、この地域の中にどういう農業、産業があるか。そしてそういう把握ですね、資源の把握。そして、今市場で何が求められているか。商品化の可能性は、ではあれとあれとあれはどういう方向があるのかというのは、一番行政がわかると思うのです。それでいろいろな産業とのかかわりも行政はありますから、これはこうなったらどういうふうに効果が波及するかというのも行政が一番よくわかります。そういうところをやはり総合的に行政は入っていかなくてはならないというふうに思うのです。そういう中で地域ブランドというのは私はできてくると思うの

ですけれども、そういうところが個別にああしましょう、こうしましょうでなくて、考え方としてそういう行政の産業振興への心構えというか、そういうものが必要ではないかということを行っていますので、その点をもう1回お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 産業振興のビジョンと実践について

当然行政が中間といいますか、そこに入ってリードしていくという形は必要でありますし、全体的に今、市の産業の全体的にそれができているかといわれますと、特に商業関係は非常に難しい部分があります。ただ、工業、あるいは農業、こういう部分については、行政が当然ですけれども相当中に入って、展望まで示せるかどうかは別にいたしまして、実態、それからこういう方向が今出ているとか、こういう策があるとか、それは全部やっております。

ただ、さっき言いましたように、商業関係が非常に弱い。売るほうですね。6次産業化といえ、つくってから売るまで全部だから商業も入るのではないかといわれればそれまでですけれども、そういうことではなくて簡単に言いますと、例えば商店街の振興について行政が見通しを示したり、そして中に入ってどこかの何かということが非常に難しい部分がございます。そういう部分はあるんですが、当然議員がおっしゃるように、行政がその中に入って中心的にリードしていくと、このことは必要だと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 産業振興のビジョンと実践について

時間が13分になりましたので、ICLOVEのほうへ移らせていただきます。国際大学と連携いたしまして、地元の企業、産業の海外への進出支援を始めたことは、大変私は大きな可能性を含んだ取り組みだというふうに思います。そしてまた、可能性が大きい最大級の資源でありますので、いろいろなところでそういう効果が波及するといいなというふうなことを考えています。

ちょっと例を挙げますと、1月に大和商工会が国際大学の学生50人を集めまして、大和にある餅屋さんで餅つき体験とか、交流とか意見交換とかをやりました。その中で、私は大変意外だったのですが、きな粉餅が一番評判だった。私はきな粉餅はちょっと苦手なのですが——そのきな粉餅を売ろうということではないのですよ。そういうふうに外国の方に見てもらい、ほかの方に見てもらい、国際大学のほうに目を通してもらう、それだけで視点も変わる。そうすると可能性も大きく広がると思うのです。

ですので、海外のほうにどうしたら海外進出できるかという大きなこととあわせて、そういう国際大学と本当にじかに交流する、学生と交流する、そういうものを、財源的にはかかるかもしれませんが、そういうところも合わせてどんどんやるべきではないか。そういうところから私は新しい産業というのもヒントが出てくるのではないかと思いますので、そのところを1点お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 産業振興のビジョンと実践について

これはまさに議員がおっしゃるとおりでありまして、私も実はまだ実現しておりませんが、国際大学の学生が買物に出るといってもイオン、ここだけぐらいなのです。それで市でバスを用意しますから、時間を2時間なり、3時間なりとっていただいて、六日町の商店街の中とか、あるいは浦佐の毘沙門通り、あるいは塩沢の牧之通り、こういうところに自由時間で2時間か3時間おっぱなして、酒を飲もうが、飯を食おうが、物を買おうがいいですから、それで時間になったらまたバスで国際大学まで送り届けると、こういうことをやりましょうということで、国際大学のほうの事務方とおおむね話についてはついているのです。事務方ですね。けれどもなかなか進まないのです。

そこがちょっと私は不思議なのですけれども、そういうふうにしてまず地元のいい部分とか、外国人からみると非常に珍しい部分とかいっぱいあるわけですので、そういうことを含めてやっていかなければならないと思っております。きな粉餅は初めて聞きましたのであれですが、そういうことがまさにICLOVEという部分にも大きくつながってくるのだらうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 産業振興のビジョンと実践について

ICLOVEについてもう1点だけ。私は本当にこれは大きな資源だと思って、頭の中がいっぱいなのですけれども、5月に国際大学でインターナショナルフェスティバルというのがありました。そこでは各国の人の伝統芸能とか踊りとか、各国の料理とかが出るわけですが、私はその各国の料理——学生さんがつくるものですので、本物に近い料理で本物でないかもしれませんが、そういうものが例えば大和のどこかの店の中で教えてもらって調理してできるようになると、そうするとこの田舎の町で、片田舎で世界各国の料理が味わえるみたいなものは、大変大きな売り物になると思うのです。それをしろというのではないですよ。そういうふうな見方、かかわり方をしていくべきではないか、そういうところをどんどんしていくべきではないかというふうなことであります。

今、そういう面も含めて国際大学の学生と交流を持ちたいということが、市長の答弁にありましたので、その件の答弁は結構ですので、そういうふうな考え方にも広げながら可能性を追求して、いろいろな面でICLOVEが地域の活性化につながるように期待をしたいというふうに思います。

2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

ちょっと時間がなくなってきましたので次に移りたいと思います。在宅医療、介護の連携ということでもあります。超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携であります。ご存じのとおり私が言うまでもありませんが、高齢化に伴いまして地域包括ケアというのが、極秘計画の中からいわれてきたのですけれどもなかなか進まない。そして介護保険法の改正もありまして、2025年をめどに高齢者への包括的な支援、サービスの提供体制を目指す地域包括ケアシステムというのが、明確に自治体の事務として位置づけられてきたわけでもあります。

この理念に沿って、第6期の介護計画も厚生労働省のほうは、地域包括ケア計画というふ

うな位置づけで、6期からはもう力を入れていこうということです。そういう区分から含めて、いろいろ分けてありますけれども、全体で地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みということでお考えをお伺いするものであります。

1 問目ですけれども、介護保険事業6期計画の役割というふうなことであります。今、ニーズ調査を取りまとめている段階で細かいことを聞いても多分なかなか話にならないと思いますが、今段階のお話をこう聞かせていただきたい。6期計画の中では、要支援の1、2の一部のサービス、それが介護から外れまして市町村になったり、特養の要介護3以上の例えば施設の制限といいますか、そういうのがあったりということもありました。そして、給付も保険料も増え続けているわけです。そういう介護の状態からすると、やはり介護を必要とする高齢者を減少させて、介護度を進めない、自立した高齢者の社会参加を促進するというそういう観点からすると、私は1番目にあげましたように、介護予防の充実がこれからますます重要になると思うのですけれども、その辺の取り組みをまず聞かせてもらいたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

これも議員がおっしゃるとおりでありまして、要介護にならない、要介護になっても介護度を上げない、この取り組みは本当にこれからも特に大事であります。これをおろそかにしておりますと、もうどんどんと要介護者が増えて、施設にも入れない、あるいは介護保険料の高騰こういうことにつながっていくわけですので、非常に大切なことであります。市も当然ですが、今までも筋力づくりとかいろいろなことをやってきておりますが、まさに地域包括ケアシステムをきちんと策定をした中で、介護予防に相当の重点を置いていかなければならないと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

その介護予防でありますけれども、私もそのために介護予防と大上段に構えるのではなくて、きのうもちょっと話が出ました。ディスポートで今、水中運動教室をやっています。これは予防事業だと思いますけれども、温泉を活用したものをやっています。そういうのはよい事業だと思います。そういうように大上段に構えるのではなくて、社会体育とか生涯スポーツとか、そういうものを組み合わせて、楽しく自分の健康は自分で守れるような、そういう下地づくりといいますか、設定をしていくのも行政だというふうに思います。そここのところを一言お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

当然でありまして、ある意味認知症等も含めて、これが一番防げるのはやはり人と会うことです。人と会って、楽しく過ごせること。そういうことも居場所づくりも含めて、全体的にやっていかなければならない。まさにおっしゃったように機能回復訓練とか、ただただ筋力だけ鍛えていけばいいということではなくて、いいおっしゃり方をさせていただきましたが、

大上段にふりかぶることではなくて、日常生活の中で、介護予防がある程度できていくような地域づくり、これを目指さなければならないと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

本当に時間がなくなってきましたので、ちょっとこの介護6期計画の中では、ここだけは触れておかなければなりません。24時間介護、看護サービスの対応というところでありますけれども、これを6期計画の中でどうするかということであります。現実には大変難しく、なかなか広がらないわけでありますけれども、国が目指す在宅医療、在宅介護を目指すには、24時間態勢というのはどうしても欠かせない部分でありますので、今の段階、どういうふうを考えているのかまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

この24時間介護の発想は非常にいいとは思いますが、私たちの地域でこれがすぐ推進といえますか、周知ができて——周知はできていると思うのですけれども、広がっているかというのと広がっていません。非常に難しいです。やはり、地域性といえますかの問題が1つと、あと冬ですね、24時間介護といったって、介護する側のほうが雪が降る中で24時間いつでも駆けつけられるとかが、物理的に難しいという部分がありまして、24時間介護というのはちょっと私たちのところで大きく推進はできないというふうに考えております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

そこが多分一番問題なのですよね。移動手段、雪が、ということですがけれども、私は先ほどから言っていますように、24時間対応というのは、施設から在宅へ、病院から在宅へという在宅への柱ですよね。24時間対応というここがなければ、在宅医療、在宅介護というのは私はないと思うのです。ただ、だけでもそういうことがある。

けれども、こういう地方ほど医師も少ない、医療機関も少ないのです。だから私は雪があってもできないのではなくて、雪があっても困っていて、医者も少ない、医療機関も少ないから、なおさらここでやはり24時間対応というものをできるかどうか。何とかして知恵を出して考えていかなければならないと思うのです。市長みたいに簡単に、ちょっと私らの地域では考えられないというのでは、私は一番うまくないと思うのですけれども、もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

理想的には、申し上げましたように非常にいい制度でありまして、これを推進すべくいろいろやってみましたが、まずは訪問されるほうの皆さん方の受け入れも、夜の夜中に例えばですよ、介護する人が来るのでしょうけれども人がまずは家に入ってくるとか、そういう問題も1つあります。これは地域性ですね、確か。

それから、議員はおっしゃいますけれども、実際できないのですから。雪の降る夜中にどうして移動する、ヘリコプターで運ぶわけにもいきません。現実にはできない部分があるので、非常に難しいということを申し上げるわけです。理想論は議員と同じであります。これが進まなければなかなか大変なことだということはわかりますが、マンパワーの不足もあります。介護をする方のほうですね、マンパワー不足もあります。

そういう問題点をいろいろ洗い出しますと、ただ単にいいことだから理想としてやっているという掛け声は、無責任に過ぎると。ですから、ではどういう方法があるかということをもたまた考えなければなりません。これは第6期の中でどういう方法があるのか、これらはきちんと詰めていきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

最後に、ただ、どういう方法があるのかを考えていかななくてはということで私は救われましたので、ぜひ——難しいですよ、本当に。本当にこれがネックですけれども、だけでもそれを何とか知恵を絞って考えていかなければならない。どういう方向があるか、そこに期待をしたいと思えます。

ちょっと時間もなくなりました。医療再編にあわせた在宅医療と介護の連携というところに移らせてもらいますけれども、余り質問する時間がなくなりましたので、ごく絞ってということにさせていただきます。

在宅医療となりますと、本来であれば大変広い連携の中で可能になることだと思うのですが、まず聞きたいのは、これは何回も聞いていることでもありますけれども、医療の部分に限って、どうこの医療環境の中で連携するのかということをお聞きしたい。例えば大和地区だけの話をしますけれど、ご承知のように大和病院のほかの医療機関は大変少ない。そういう中で在宅をやっていかなくてはならないわけです。今はこの規模でありますし、そしてまた今、大和病院は、在宅療養支援病院ですか、そういうふうなことになっています。24時間態勢になっているのです。だから今は在宅ができるのですけれども、大和病院が今度規模が縮小になって、周りに医療機関がなくなった、そういう中でやっていけるかというのが心配なのです。そしてまず第一に聞きたいのは、40床になった段階でも在宅療養支援病院というものを保って、そういう体制で在宅に取り組む考え方があるのかどうか、そこだけちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

当然在宅医療ということにつきましては、これもマンパワーという医師、あるいは看護師、これらが必要なわけで、この不足分——不足分といういい方はあれですけど——基幹病院に派遣される先生方、派遣ではなくてそこにお勤めいただく先生方、あるいは看護師さん方、こういう皆さんときちんとした関係を構築しなければ、これは全く無理であります。ただ、大和病院は新しく40床になりますけれども、松島先生もこのことについてはきちんとやって

いかなければならない、そういう決意はおっしゃって、我々も伺っておりますので、どういう方法をとるか。医師の数は減って、看護師も減って、そこでまた24時間、これは対応できないと思うのです。どこと連携するか、どういうことで連携していくか。

大和地域にも医療機関が1つ、2つ今度はできておりますので、そういう皆さんとの連携も当然ありますし、一番はやはり基幹病院と連携していただかないとこれはどうしようもないということだと思っております。基幹病院と地域にあります医療機関との連携を、特に密にしていく。そしてお互いの顔が見える、そういう関係にしていけないと、ただ文章やメールで「きょうはお願いします」「あしたはお願いします」では、これは全くだめですので、そういうことです。そしてそれを構築して行って将来に見える姿が、地域完結型医療、こういうことでありますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

まさにそういうことだと思います。そのように進めてもらいたいと思いますが、基幹病院は在宅を担えません。最終的に医療の駆け込むところは基幹病院でありますけれども、在宅というところの範囲では、基幹病院はなかなか多分担えないと思いますので、今ある、現状の中で知恵を出し合って考えていただきたいというふうに思います。

もう1点だけ、六日町地域、塩沢地域ですけれども、今、県立六日町病院も訪問診療を行っているようではありますが、個人医院も相当ありますので、個人医院の方々もいろいろやっているといます。ぽんと新市立病院が入って、じゃあ連携できるかというわけではありませんので、今までの連携の仕方も踏まえながら、新たに連携をつくっていかなければならない。これはまた大和と違った難しさがあると思うのですけれども、そういう連携協議みたいなものは、もう1年ですから、医療再編、そこら辺はそろそろもう始めておかなければならないと思うのですが、その辺の状況をお知らせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

基幹病院が在宅医療をやるわけではありません。そこにお勤めの先生方の派遣、大和病院なり六日町病院である派遣とか支援とか、そういうことは基幹病院はやるわけです。地域医療の推進ということが非常に大きな命題でありますから、基幹病院はやりませんよ、けれども地域の医療機関に協力をしてやっていくということですから、それはひとつご理解いただきたいと思います。

新六日町であります。新市立病院、これはやはり医師会ときちんとした連携が取れなければできません。はっきり申し上げますけれども、今まで大和病院は医師会と疎遠でありました。非常に疎遠です。これをきちんと是正してくださいと、医師会の皆さんととにかく連携を取りながらやらないと、とてもとてもできるものではありません。そのことはきちんと申し上げてはおりましたが、まだ疎遠です。もっと頻繁に医師会の皆さん方と交流を図っていただかないと、実現は難しいと、これはまた新年度に辞令発令の際にきちんと申し上げて、

ご理解いただこうと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

本当にそうだと思うのです。医師会との連携そこが大事だと思います。その点、魚沼市のほうは割とうまくいっているようです。ぜひ、その方向で進めてもらいたいというふうに思います。

そして次に一番最後の問題にいきますけれども、2025年までの構築に向けた体制とスケジュールであります。地域医療対策調査特別委員会の中では、地域包括ケアシステムにつきましては、特別な体制を組んで考えていくつもりは余りないというようなことでありました。医療は病院、そしてまた介護は介護保険課、予防は保健課、生活支援は福祉課、住まいは都市計画課ですか。そういうふうに課も分かれる、部も分かれる。そしてそれぞれ現場レベルの細かな検討が必要なわけでありまして、そういうところには特別にシステムの検討委員会みたいな、そういうものを立ち上げながらやらなければ、なかなかこれほど複雑で広範囲にかかわるシステム構築というのは難しいのではないかと思います。その点をひとつお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

これも今議員がおっしゃっていただいたように、まさに多岐、多方面にわたっての連携これができなければ、どれ1つ欠けても地域包括ケアシステムということにはならないわけですので、これはきちんとやっていかなければならない。そのためにもやはり関係機関の皆さん方ともう少し緊密に、それこそ名前も顔も知らないというところでは困るわけです。庁内でも同じです。そういうことをきちんとまずは構築をして、そして地域包括ケアシステムの構築をきちんとやっていかなければならないと思っております。まさに連携、これは本当に大事なことでありますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 超高齢社会に対応する在宅医療、介護の連携について

この件については後でまた15番議員からありますので、ちょっと聞きもらしたところもありますけれども、そこに委ねたいというふうに思います。

本当に時間がなくなってしまいました。突っ込んだ話までできませんでしたが、地域包括ケアシステムは、私は高齢化が進む中での医療・介護の守るとりでだというふうに私は思っているわけであります。今回は問題提起といえますか、課題提起程度にしかありませんでしたけれども、十分な調査とそしてまた検討の中で、安心・安全のための地域包括ケアシステムが構築されることを期待します。私たちも経過の中でまたチェックもしながら、本当にそういうすばらしいシステムが構築されることを期待しまして、質問を終わりたいと思います。

〔「消化不足でありましたか」「そういうことは言わない」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問順位17番、議席番号18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので、一般質問を通告に従い行います。今回は非常に大きな問題を取り上げたために時間がないかと思えます。精いっぱい頑張ってみますが、よろしく願いいたします。

1 住民監査請求と第三セクターについて

住民監査請求と第三セクターということについて伺います。先月2月7日、住民監査請求に係る監査結果が、市のホームページで公表されました。請求の趣旨は、市には道義的責任があるという理由づけでの六日町街づくり会社への補助金支出は違法であり、市長に2億9,000万円の返還を求める内容であります。監査結果は、「本請求は理由がないものとして棄却する」であります。まず、この住民監査請求を受けたことについて、市長の所見を伺います。

2つ目には、市には第三セクターという市が出資している会社、あるいは公社などがありますが、経営の現状、先行きをどう考えておられるか伺います。

六日町街づくり会社について、3点ほど伺います。一般事例では抵当権を解除する場合は、当該資産を売却し資金に充てるのが通例だが、今回の資金の流れを見させていただきますと、その点が私は納得がいかないところがございます。一連の手続を時系列的に示していただきたいと思えます。次に、六日町街づくり会社の破綻処理、市長は「ラ・ラ救済」という言葉も使いましたが、この処理を私は大変不可解に思っていましたけれども、誤ったとは思っていませんか。3番目として、今後の課題と経営見通しを伺います。

次にアグリコアについてであります。5点伺います。当時、宮崎県のリゾート施設シーガイアを経営するフェニックスリゾートの経営破綻が報道された時代でありまして、第三セクターが懸念され始めた時代でありました。そういった時代に最後の農業構造改善事業ということで、市、JA、越後ワインの第三セクターで事業化された会社であります。

最初に、経営の安定を図るためということで、今回一般会計予算に増資が3,000万円予算化されているが、この経営状況を伺います。また、今までの総括と今後の見通し、増資に係る計画を示していただきたい。2番目として債務超過になっていないかも伺います。次に、2%の配当が先般ありましたが、配当できる会社がなぜ増資なのか、その理由を伺います。4番目として市、JA、越後ワインの出資比率が崩れてきているが、その経過を伺うところでもあります。最後に越後ワインの経営実態を伺います。以上、壇上での質問にかえます。

○議長 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。

1 住民監査請求と第三セクターについて

この監査請求を受けたことについての所見であります。特に感想はございません。なぜかと申し上げますと、この方は今回で6回目の住民監査請求であります。今までもそれぞれございました。全て却下であります。そして、非常に市の施設、あるいは業務に強い関心のある方ですので、提言等は受け入れられるところは受け入れながらやってきておりますので、今回のことが、感想はどうかと言われると、特にない。それで、住民監査請求という

のは市民の権利の1つでありますので、その監査請求が出た時に一々、それについての感想はということは大体申し上げるつもりもありませんし、特に感想はないということでご理解いただきたいと思います。

それから、抵当権解除と滞納整理ということでしょうか。一連の時系列的に示せということでもありますか。これが、では申し上げますが……（「(1)の②」と叫ぶ者あり）

失礼、市の第三セクターの団体名称と現状ですね、わかりました失礼しました。これはまず、六日町の街づくり会社株式会社、それから株式会社アグリコア、北越急行株式会社、しゃくなげ湖畔開発公社、それから南魚沼市文化・スポーツ振興公社これらがございます。

実態的には街づくり会社は、新たに図書館が開館するとこの中で中心市街地がやはりにぎわうように、今ワークショップ等も進めておりますので、時間はかかりますが、さらなる経営改善で街づくり会社の存続は私は大丈夫だと思っております。

アグリコアにつきましても詳細は避けますけれども、今までもまあまあやりくりをしながら運営をしてきたわけでありまして、純益を出していることもあるわけです。ただ、それは借入金の手当にほとんどつぎ込んできたわけでありまして、実態として黒字がどんどん出ているということではありません。けれども、今回の増資これらによって経営的には非常に安定してくる。ワインブーム——ブームというほどではありませんけれども、これらも葡萄の花等の販売状況もあわせると、経営的には全く心配はいらない。

北越急行はもうご承知のとおりでありますので特に避けます。

しゃくなげ湖畔ですが、指定管理料が平成25年度で申し上げますと321万円、平成26年度の予定は330万円、運営補助が平成25年が463万円、平成26年も463万円で予定しております。これは公社からこの平成25年4月に一般社団法人しゃくなげ湖畔開発公社に移行いたしました。今のところは、あそこは災害で周遊道路がほとんど使えなかったこれがございまして、非常に経営は厳しいですけれども、これからこの程度の支援はしばらくしていかなければならないかというふうに考えております。

スポーツ振興公社であります。平成25年度が7,368万円、これは指定管理料です。平成26年度が8,074万円、補助金は平成25年度で9,468万円、平成26年度は8,192万円、これを予定しております。これは公益財団法人に平成25年4月から移行いたしましたので、市の文化施設、あるいは体育施設の指定管理として施設を管理していただいているというところでありまして、これからも施設管理のよきパートナー、こういうことで共に業務を進めてまいりたいと思っております。

今度は時系列的でいいわけですね。何せ、通告のところと今すぐご質問いただいたところがとんとんと飛んでおりまして、まずはでは手続の時系列で申し上げます。土地建物譲渡申請、これは会社から新潟県に平成24年12月10日、この建物の売買契約が当年12月13日、建物の抵当権解除の確認書、これは市と県と会社で行いました。これが同年12月18日、土地建物譲渡承認、これは新潟県から街づくり会社にいったものでありまして、これが12月20日、建物売買の議会議決、我々のところですけども、これが平成24年12月21日。そ

してこの土地の金額、これは議会議決案件ではありませんけれども、その時によく説明をしております。土地の売買契約日は12月25日、補助金の支払が、これは市から会社に行きましたけれども、これは平成25年の1月22日、高度化資金繰上償還、会社からこれは県でありますけれども、平成25年2月28日、土地の抵当権解除、これは県が抵当権を解除いたしましたのが平成25年3月8日、土地の所有権移転、これが3月11日、土地代金の支払は平成25年3月22日。それから滞納固定資産税の納入日、個別の税情報については守秘義務がございますので、これは公表ができないということでもあります。

土地につきましては改めてまた説明いたしますが、県から抵当権を解除していただきました。その後に代金を支払いましたが、建物は建築が終了しないと区分所有の登記ができないため、新潟県、六日町街づくり株式会社及び市の3者で、抵当権の解除の契約書を交わして代金を支払って、区分所有の登記終了後、所有権移転登記を行うということになります。

それから、滞納整理と抵当権解除混同ということではありますが、これは全く誤解といえますか、抵当権解除は、抵当権設定者の街づくり会社と抵当権者の新潟県、これが新潟県に解除申請を行って、県が抵当権の抹消を行うわけであります。市税の滞納整理は市が行うわけですから、全くそこで混同ということはありませんということだと思っておりますけれども、どういうお考えであったか、こういうことでもあります。

それからラ・ラの破綻処理を誤ったと思わないか。これはこの会社でできた当初、そして現状これらを見た中で、全く誤ったとは思っておりません。

今度はアグリコアのほうでしょうか……。

○議長 長 ③今後の課題と経営見通しです。

○市 長 失礼いたしました。今後の課題と経営見通しであります。平成26年2月4日、機構との変更契約がありまして、平成31年で完済、これは約6億円の内容、今まで返済した分が4億900万円、現在残っておりますのが5億9,900万円強であります。約6億円の内容であります。これは平成30年度までに当初借りました10億6,095万円の2分の1程度の返済があれば償還期限は延長されることになりましたので、このたびの変更契約は特に問題がございません。

この変更契約というのは毎年行われます。その会社の状況、資金状況等に応じて毎年行われていくものでありますので、今現在は平成25年の分は終わりましたので、平成26年から平成30年の9月までで、約五億、六億円弱を納めるということでもあります。これは2月4日に調印しておりますけれども、契約日は平成25年9月27日付であります。9月30日にこの契約に基づいて240万円ほどの返済をしておりますので、日付としてはそうっております。

今度はアグリコアにいいですか。アグリコア、経営の安定のために増資ということでもあります。経営状況につきましては、ワインブームとかいろいろございまして、そういうことの中でまた申し上げますけれども、これが大体——全部言わなければならないか。いっぱいなのですよ。16期、17期、平成23年、平成24年の部分を申し上げます。売上高が平成

23年、1億6,748万円、それから営業利益が336万2,000円、経常利益が70万8,000円、純利益29万2,000円と、純資産で1,736万7,000円、トータルで総資産で2億5,945万2,000円。17期もほぼ同様な状況でありまして、ただ17期、平成24年はご承知のように先行増資がございましたので、この純資産のほうが5,900万円強に増えております。それから経常利益、当期純利益等も2倍、3倍、経常利益が245万円、純利益が158万円というふうに増加をしております。

事業規模の拡大とかという部分については今後の課題だと思っておりますけれども、今現在、いわゆる国産ワインとして、そして市内産、県産、こういうことを確実に進めております。今現在、ぶどうの量からいまして市内産が5万7,485kg、これは73.5%であります。そのほかに津南、白根、栃尾この地域から2万747kg、26.5%、こういうぶどうの仕入れの状況であります。

修繕につきましては、平成24年決算でまた52万円程度でありまして、これは平成12年にレストラン建設であります。会社設立が平成8年ですけれども、これで18年になるわけですが、会社はそうでありましてけれどもそうではなくて、ワイナリー、レストランは平成12年に建設をされております。13年程度経過しているということで、丁寧な施設管理を行っているためだと思いますけれども、修繕費は先ほど触れましたように52万円程度であります。

債務超過、これは債務超過と申し上げますのは、負債の総額が資産総額を上回ると、こういうことありますので、平成24年度決算では負債の総額2億45万円、資産が2億5,991万円、純資産が5,945万円となっておりますので債務超過には至っておりません。

それから2%配当があったが、配当できる会社がなぜ増資かと、これは我々が私どもとJAさんがこれから予算化をして増資に踏み切るわけでありましてけれども、この間、越後ワインの関係、出資者、こういう民間の皆さん方から先行出資を募りまして、ここで4,000万円強の出資があったということあります。そのことによって経営利益もちょっと出たわけありますし、当然利益が出れば、これだけの出資をしていただいた皆さん方に少しでも配当したいと、こういうことで配当したわけでありまして。配当できる会社がなぜ増資なのかというのは、これ以上にまた経営基盤を安定させる目的でございます。

それから出資比率が今のままですと、これは補助金返還になりますので、それらもきちんと対応していかなければならない。大和町時代に決めた、町あるいはJA等で50%ですか、当時は町で50%以上ということがありました。ですから510万円という部分を、市とJAで合わせて3分の2だったか、そういうことがありましたけれども、今それらの規定もちょっと変更といいますか、改定いただきましていわゆる50%以上の出資を公共団体とJA等で賄えばいいということになりましたので、今回増資に踏み切ったということあります。

経営実態であります。越後ワイン、これは社員は出向してありまして、平成25年の生産活動、ぶどうの生産を53トン、ワインを3万8,500リットルというふうに伺っております。こういうことで製造業としての目的は適正に行っていると思っております。当然出向社員が従事することもありますけれども、勤務実態にあわせて給与等の支払はしっかりと管理されて

いるということでありませう。市も越後ワインに40万円の出資があるのかな、年に1万円の配当があったというふうには、ここは伺っております。概略は以上であります。

○議 長 質問の途中であります、休憩といたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

[午前10時54分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前11時15分]

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

今ほどの答弁はありがとうございました。これから私がしゃべる部分は、一般的な第三セクターという問題について伺うところでありませうので、直接答弁をもらった部分とは関連しない部分もあるかと思ひますが、ひとつよろしくお願ひします。

第三セクターの経営が逼迫していきませうと、種々の財政出動が行われるのが一般的で、自治体財政を圧迫していきませう。破綻処理はなかなか行われずに、自治体の補助金による債務の直接的穴埋め、固定資産税相当の補助、あるいは共益費の負担割合の変更などによる支援、自治体による資産の買い取りなどが行われ、事業の継続がされていきませう。現行法では第三セクター破綻の処理については、明確な規定がありません。自治省は問題を先送りにせず、株主総会決議による解散だけでなく、破産、特別精算などを活用して、早急に廃止を決断するよう指導しているところでありませう。

また、公費支出に対する住民からの批判が近年高まっております、住民監査請求とか、あるいは住民訴訟が各地で戦われているのはご存じかと思ひます。その大体の内容というのは、経営破綻の実情と経過についての全貌の公開を求めたり、経営の責任や自治体、民間企業のそれぞれの責任を明らかにさせたり、また、後始末のための不当な公金を支出させないように要求をしたり、また、自治体に過大な負担を負わせての安易な事業の存続を許さずに早急な事業中止、あるいは廃止を求めていくというようなことで争われているのが常だそうでありませう。

経営破綻の責任を自治体が背負い込んでいる大きな原因の1つとしては、共同出資をした民間機関に何らかの形で債務保証や、損失補償契約をしている可能性が高いと言われていませう。大体表向きはそういう形です。しかし、今回の市長の決断というものは、財政出動については道義的責任ということで踏み切っているわけでありませうが、先ほどお伺ひしました公社とかの会社で、裏約束と申ひますか、しょうがないよと、最後は市が面倒みるか、というような約束がないのかどうかというのが、やはり我々がわからない部分でありませう。その道義的責任という根拠のあたりが明確に基準を持つべきではないかというふうには考えませうがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

第三セクターのこの経営破綻による自治体の財政出動とか、その破綻させないための財政出動とかというのは、全国的にもいろいろございますが、それぞれ事情があると思っております。そこで、私たちの部分でありますけれども、約束事ということですか。これは六日町の街づくり株式会社とは特に債務保証、あるいは損失補償、このことはございません。アグリコアにつきましては、当初の建設資金の借入れに際し、借入先の魚沼みなみ農業協同組合に対しまして損失補償を行っておりました。このたびの補正予算で当該借入金について完済したということですので、債務負担行為の廃止は行ったところであります。こういうことで、アグリコアはあったわけですがけれども解消しましたし、六日町街づくり会社については全くございません。

道義的責任ということについて再度触れますけれども、これは議員は当時大和町でありますので、詳細はご存じないと思っておりますけれども、そもそもこの第三セクターといえますか、あそこにラ・ラを建設した経過——長くなりますけどいいですか——経過は、当時ジャスコが六日町郊外に出店をするということの中で、地元商店街として本当に壊滅的な打撃を被ると、町も町としてそのことをきちんと考えながら何とかしろと、こういうことで地元の皆さん方も含めて、それでは駅前にジャスコほどの大きなものではありませんけれども、核となる施設をつくってそこに地元の皆さんから入居をしていただいて、そして商店街の衰退に歯止めをかけようと、こういうことからこの事業が始まったわけであります。

当時国もそういうことを支援しておまして、いわゆる無利子——無担保ではないですけれども、無利子でお金を貸しますよと。産業何とか資金ということですがけれどもそれがあって、それを10億円借入れて、そして当時町も3億円出資をしてこの会社が始まったわけあります。

そこで10億円の借入れをする際に、当然ですけれども、会社が最初にできた時は六日町町長が社長でありました。出資が一番大きかったわけであります。ところが、この10億円を借入れる際に、町長としてのいわゆる借入れ、債務負担はそれはだめですと、それは議会のほうできちんと拒否をしました。さらば、個人でということも話がありましたが、とても個人で、例えば経営破綻になる時に10億円なんていうお金を保証できる見通しなんて、資産を幾ら売却しても全くないわけです。そこで、会社はできた、10億円の借入れがなければ何もできない、このことの中から、当時、今、社長であります方をお願いをして、社長になっていただいたという経過がございます。

このラ・ラ建設について主導は町がやっておりましたので、そこで、では会社の社長でなくなると債務負担は全くないから、潰れるときは潰れてくださいと、あとは全部皆さんがやってくださいと、こういうことは道義的には旧六日町を継承した私にとっては、それはできないことです。可能性がある限りはきちんとした支援、あるいはこれが存続していけるように、そのことが市になってからですから市民の皆さん方の生活あるいはそういう環境、そして市民の皆さん方の福祉的な部分も含めて全体的な向上につながっていくと。この会社はやはり存続をさせてあそこにショッピングセンターとして、あるいは今は医院も入っている

わけです、お医者さんも。こういうことも含めてきちんと継続していってもらおうほうがいいだろう。そのために町が2億9,000万円ですか、これは出しても私は特に大きな過失があったということには思わないということで、議会に提案をさせていただきました。議会のほうも相当数、委員会等で議論していただいた中で予算を議決していただいて、そして私はそれを執行したということでもあります。

まさにつくる時は主導して町がつくって、自治体がつくって、そしてまずなくなったら全部もう捨てる、これは私はでき得ないことだと。山梨の身延町だったと思うのですが、これをやりました。地元のいわゆる借りに連帯保証までしていた皆さん方が、この破綻処理でもう町を追われる、そこに住めない、大変悲惨な状況があったわけでありまして。当然ですけども町はほとんど構わない。

こういうことが自治体として、まあ許されないことではありません。しかし、その自治体そのものの将来の、やはり市民、町民に対する信頼度こういうことも含めて、全く違ってくるわけでありまして、そういうことも私は考慮させていただきます。

そして財政的に何とかそういうことができる今でなければなかなかこれはできない。10年も15年も先にいって、財政がどうなるかわかりませんが、そういうことの中で私は提案をさせていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

道義的責任については、市長の考え方はわかりました。今回の事例で私は六日町街づくり会社についてですが、資産売却をした土地・建物で資金2億6,544万円で、まず滞納されている固定資産税の支払に充てていると思うのです。私が先ほど申し上げましたように、当該資産に係る機構への繰上償還金2億9,000万円、これを新たに道義的責任という形で支出しているわけでありまして。抵当権解除の問題をるる説明していただきましたけれども、税金滞納整理を先にするというこの前に、私は資産を売却したお金というものは、解除のほうに資金にあたるべきであるというふうに考えているわけでありまして。その不足する分を2,455万円、2億9,000万円という話は決まっていますので、それを補助金として出すのであれば、私は資産購入に対しての買い手が若干歩みよって、解除費で購入したというような形で私はいけると思うのです。

私は平成24年3月の一般質問に、土地・建物売却費の2億5,500万円は、債務の弁済に充てるというこの答弁について、誤りだったというふうに思っているのです。あくまでも資産売却費は抵当権解除に充てて、その不足する部分を補助金として拠出したいというのであるなら、これはかなり明確な話だと思うのですが、私はその後返済をした、補助金を拠出した2億9,000万円については、目的外支出と考えますが、所見を伺っておきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

ここに記述をしまいましたが、その土地・建物売却費の2億5,500万円は債務の弁済

に充てるという答弁、ここから入りますが、これはおとし平成 25 年 3 月、抜粋ですけれども申し上げます。

この資産売却に伴いましての中小企業整備機構への償還金の補助金、繰上償還の 3 億円、これが支援することになりますので、土地・建物の売却代金 2 億 5,500 万円、これは街づくり会社が抱えております債務の弁済に充てることが可能と考える。ですので、今後の健全経営の足がかりには十分になり得る、というふうに答弁をしております。ですので、土地・建物売却費が債務の弁済、あるいは今後の健全経営の足がかりになっているわけでありまして、特に誤りはないものだろうというふうに思っております。

それから、抵当権解除がどうということでありまして、先ほど申し上げました機構、県との関係がございまして、最初に滞納分をそのお金の中からこちらへ入れていただいたというのは当然ですけれども、市とそれから_____、そして街づくり会社、この 3 者で確認書を取り交わして、さっき触れました建物の区分所有が完成をしないとききちんとしませんので、その部分については当然ですが、その後きちんと抵当権の抹消を行いますという確約書をとらせていただいて、そして代金を市のほうの滞納整理に充てていただいたということです。

一般的によくあることだと思います。公共事業等で抵当権のついているところを、我々は買えないわけですから。ですから、確約書をきちんと取り交わして、いわゆる買収代金のうちの抵当権設定を解除する部分については、例えば支払いませんとか、支払ってもすぐそこにいてもらうとか、そういう確約書を取り交わしてやっている例というのは幾らでもあるわけですので、特に誤った方法だとは思っておりません。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

私が一般的な話でそういう話をしてみているわけでありまして、抵当権があるものが買えないと、買えないからそのお金で買い手が支払うというのが通常でありまして、固定資産税というのはそれまでの問題ですよね。要するに、会社がずっと経営してきた中で、固定資産税を払えなかったということであって、その分割所有の部分で買ったお金がそっちへ回るといのは、おかしいのではないかとということを私は聞いているのですが、もう 1 回お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

会社が以前にそういうことで滞納していたという、それは当然そうです。しかし、街づくり会社と市と、そして抵当権を設定している抵当権者の県ときちんと話をして、お互いが納得をして、そしてその代金は特に街づくり会社にやらないでそのままそっくり市の滞納整理に充てていいですよということを確約しているわけですから、何の問題もない。これは確約なしにもう強引にそこからひったくるぞと、これは大きな問題が出ますけれども、それはきちんとやっております。それをきちんとやった上で、そうさせていただいたということです。

から、特別の問題は私は生じないというふうに考えておりますが、よろしくお願ひいたします。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

幾らこれ以上しゃべっても通じませんので次にいきますが、今後の課題と経営見通しということについて伺います。私は今ほどの中で、市が資産売却と補助金 2 億 9,000 万円、そうすると 5 億 5,500 万円、正確には 44 万円ですが、これで問題が解決したのかといいますと、私はそうではないというふうに思うのです。今後の経営の中で、先ほど答弁いただきました 6 年間で 6 億円という変更契約をされたところと。ところがあと 1 億円返せば半分返したことになるので、そのままでもいいのだというような返答でありました。そういった安易な考え方の収支計画というのは、この前私が収支計画を出させた時も、3 億何千万円残りますけれども、というような話ですけれども、私はきちんとした収支計画が必要だと思うのですが、そういった変更した収支計画を示すことができるかどうかお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

先ほど申し上げましたように、この 10 億円の中の、厳密に 2 分の 1 とは申し上げませんが、2 分の 1 程度の償還があれば、延長変更契約に応じますという機構のほうの話でありますので、4 億 1,000 万円近く払いましたのでそれは応じていただいたわけです。そこで、残った約 6 億円、これをどうするのだということで、現在では機構との話も進んでおりますけれども、平成 30 年 9 月 30 日までで、もう平成 25 年 9 月の返還は終わっておりますので、5 億 9,700 万円前後をお返ししますという契約を今、したわけです。

しかし、さっき言いましたように、生き物でありますので、最終的にここまでで幾らということではなくて、その都度変更契約には応じますということをきちんと機構のほうからも確約をいただいて進めているわけでありまして。ですから、このとおりに私はいかないと思います、今現在ですね。ただ、それをもって、機構がすぐ差し押さえに入るとか、補助金の返還要求に入るとかという状況ではございません。ですから、ちょっと時間はかかりますが、必ずこれは返済していけるものだというふうに考えております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

市長は、市としての公金支出はこれで最後としたいという答弁を何回かいただいております。平成 24 年 6 月 11 日に交わされた確認書で、道義的責任は免責され、今後将来にわたって財政支援は求めない、平成 27 年の役員任期満了後は市に役員就任要請は行わないと、街づくり会社との約束がされておりますが、これは県や機構は周知をしているというふうに捉えて、今の答弁はいいでしょうか。私はここは大きな問題だと思っています。道義的責任は免責されたというあたり、今市長がいう 6 億円を完済するという収支計画と整合性を持たした返答をいただきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

この覚書は、今、議員がおっしゃったとおりにしております。そういうことで、今後一切公的資金といいますか、これの支出は市としては行いませんと。向こうも当然ですけど求めませんと。それで市としては今後一切、いわゆる破綻になるかならないかはわかりませんが、そういうことに対してまた出資比率に応じてお金を出せとか、そういうことは一切ありませんし、運営のための補助金というのは出さないと、こういう意味です。

それから平成 27 年の役員改選があるわけですが、これ以降の役員就任は求めないと、こういうことになっております。ただ、この「求めない」という部分については、それは当然我々もそうするということですが、機構と県との調整は、我々とちょっとは残っております。我々ですよ、会社のほうは別にいたしまして。これはきちんと説明をしながら理解を得ていただけるものだと思っておりますから、それらについて覚書を交わしたことで、県や機構から特別の異論、あるいは抗議、そういうことは今のところは来ておりません。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

私は会社を存続する、存続している段階では約束は生きると思うのですけれども、破綻処理が免れなくなった時の対応ですね。このときは、かなり市がやはりまた 36%からの株主である、あるいは機構もそうでありますけれども、出費が必要になるというふうには思うのです。市長は当時、ここで 3 億円なりを出すのであるから、県、機構も当然それはわかっているわけだということですが、本当に県と機構にこの約束を盾に責任を問えるのかどうか、もう 1 回お聞きします。私はできないと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

破綻した時のことばかり話してはいますが、とりあえずはそれでいいですが、例えばさっきから触れておりますように、支出したのは道義的責任ということですね。本来、株主がゆえに、会社が破綻したから出資比率に応じて、いわゆる弁済金をそこに賠償しろなんていうことはないのです、ありません。ですから、例えば、このことでこれ以降に破綻したときに市が、機構や県から債務の弁済を求められることはありません。それは確認してあります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

先般、新潟日報に出ていましたけれども、同じような新発田市の事例が報道されておりました。12 億円の融資を受けてショッピング施設をつくったのですが、年 8,000 万円の返済が滞り、総額 9,000 万円しか返済されていません。それで県が違約金を請求していないということで、住民監査請求が県を相手どって行われております。これが本当になりますと、県は当然、違約金 10.75%を会社に果たされるということに私はなりやしまいかというふうに思っ

○市長 1 住民監査請求と第三セクターについて

前段の、質問ではありませんけれどもそれは見解の相違であります、それはそれとして議会の責任——当然私も含めて、議会の皆さん方は幾ら反対したって責任は免れませんよ。当然重いものです、お互いが。そういうことを思いながら議会の皆さん方も、相当数にわたってこのことについては、本会議ばかりではなくて、審議をしていただいたわけでありまして。そういう中で議会から議決をいただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

さて、アグリコアの件ですけれども、これはまず資本金が1億円を超えますと、中小企業に対する優遇措置から外れるのです。税法上の適用区分が出資金1億円となっておりますので、これをやはり超えることはちょっと無理だろうと。無理というかしないほうがいい。その中でなぜ9,000万円かと言いますと、これはやはりいわゆる一借部分ですね。その利息の返還が非常に経営を圧迫していたわけでありまして。

そこで、そういう部分を何とか少しでも減らしたい、解消したいという意味から一応9,000万円、あるいは9,500万円、この辺を出資の上限として募りましょうと、それで、一般の皆さん方からは。一応私たちがとにかく半分以上持っていないとだめですので、この補助金を受けた状況の中で、ですから大体4,000万円。我々は今まで510万円、私どもはですね。JAが500万円出した。そこでそれを出資金額にプラスして、2つのところで4,000万円、市が3,000万円、JAが1,000万円。これで出資比率も保たれますし、ほぼ上限いっぱい資本金になる。この資本金を活用することによって、金利負担が軽減されていきますから、それでようやく黒字化といいますか配当もできるようになる。その4,000万円を先行出資していただいたおかげで、それでももう2%配当が出たわけでありまして、そういうことで経営の安定化を図ろうと、こういうことであります。一層、やみくもにただ3,000万円だ、4,000万円だという話ではないわけでありまして。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

非常に増資の目的が私には理解できない部分があります。私はこの設立の段階は大和の議員でありましてよくわかるのですけれども、最後の構造改善事業ということで500万円ずつ3人で出して、そして筆頭株主ということで10万円町ということで始めた会社でありまして、今34%を市が持っているわけでありまして。そうした中で何としてもそれで大丈夫だからやらせていただきたいということで、この事業が踏み切られたわけでありまして。

設立から18年になるわけでありましてけれども、この3者の出資比率が崩れております。今現在、要するに民間の増収をいただいた段階では、市、JA、そして越後ワインは9%です。民間が73%であります。非常にバランスが悪い。増資を認めた時に市は、こういう事態を向かえなければならぬということがわかって増資を確認したのか。今までの形態をがらっと変える形が出てきているわけだが、そういう点ではいかがでしょうか。この民間資金は、越後ワインが出資を募って、越後ワインとして増資をして、この3者比というのは変えないほうがよかったのではないかとこのように私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

さっきの答弁にちょっとつけ加えますけれども、自己資本比率が非常に低かったという部分もございます。今、最初の時は22.9%ですね。同業他社は53.1%ですから。今はようやくそれが33.6%まで上がったということで、まだ同業他社に比べて自己資本比率はやや低い部分がありますけれども、そういう目的もございました。

それから、民間に先に増資を募って、そして市とJAが後発的になっているわけでありましてけれども、これはそのままですと、さっき触れましたように補助金返還になります。そこで、民間増資を募るときにJAさんと我々も話をし、とにかく増資をするということはそれで結構だが、その比率を崩すわけにはいきませんよとそういう中で、市と農協に4,000万円という部分が出てきたわけです。これはどっちがどっちでもいいですけども、まあ市が3分の1というわけにはいきませんが。これをお互い組合長と私と当時の副市長の小原さん、その前は井口さんでしたけれども、そういう中で市としてやはりこれは感化できないので、きちんとした対応をとっていきますと。ただ、これこそ議会の議決事項でありますから、議会の皆さん方からご理解いただかなければこれはできませんと。もし、できなかった時にはどうなるかという、これは補助金返還という部分が出るかもわかりません。そういうことはやっぱり避けなければなりませんので、今現在の議会に出資、増資分の3,000万円を上程しているということでもあります。

そして、根源はラ・ラと同じです。当時、大和町でそういうことをして——してというのは悪い意味ではないですよ、それでずっときている。けどもなかなか自己資本比率がこの程度では運営なんてなかなか難しいですよ。そこで、個人のお金で借入れをしたり、いろいろやっていたわけです。そういうことで会社が存続するはずもありませんから、この際、ある意味、負の遺産の清算ですね、そういうことも私は考えました。これによってアグリコアはきちんと運営していけると、大和町時代のある程度荷物であったわけで、お金を出さなければならぬ荷物ではないですけども、心配事項であったわけですから、それらはこの際きれいに解消して、新しい市の中で一体となってやっていこうという思いもあって、そういう話をしてまいりました。以上であります。

出資比率が一時的に崩れている部分については、当然ですけどもいろいろ話はしてあります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

増資後、もしこれが認められたとすると、越後ワインの比率というのが5%のままです。市が37%、JAが16%、越後ワインが5%、それで民間が42%になります。私は非常にやはりバランスが悪いというふうに思います。そうした中で、過去の形態からいきますと、そしてまたいろいろな事業をしている中でも、越後ワインというものが事業体として存在して、そしてそこで畑の造成、あるいは資材の供給等をやられてきた経過があります。そして、越

後ワインに出資をしていただいて、越後ワインが配当するという形をとって、そして第三セクターというのは、株式会社でありますけれども営利を目的とした形ではなくて公が投資をしている部分でありますので、そういった形を堅持するという立場を私は考えました。そうしたら、やはり今は増資をしないで、補助金返還をする道もあるのではないかというふうに到達しました。

若干試算をしてもらいましたが、当初の 36%の形でいきますと、市は 4,080 万円。補助金返還が株の割合でいきますと 4,080 万円です。ところが、現状の株 9%でいきますと 1,080 万円のそれぞれの持ち分で補助金返還をすればいいというふうになります。今までもそうであったように、民間の方々に頑張ってもらって、そしてここまで頑張ってもらった。そしてここで公のくくりを少しでも少なくして、そして今後の経営に当たっていただいたほうが、私は発想がさらにうまくいくのかなという気がしました。

あの公園内に営利企業を設けるというのは公園法で問題がありまして、第三セクターという形でないのだめだと当時あったのです。そうすることによって 9%のままで、その形だけを残して、そして民間で大いに頑張ってもらおうというような形ができないものだったかというふうに今も思います。その出資者の名簿を見させていただきましたけれども、非常にそうそうたるメンバーがいるわけありますので、本当に本来の民間の発想を持って頑張っていたら、今回の 3,000 万円の増資よりも 4,080 万円の補助金返還を、という道もあったのではないかというふうに思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

この出資比率がこのままですと、まずそれだけでも補助金返還です。(何事か言う者あり) いいですか、聞いてください。その前は、以前貸しつけと申しますけれども補助金該当になった時の条件が、市と越後ワインですか、市が 34 株、越後ワインと J A 魚沼みなみが 33 株、こういうことでした。34 株の 33 株。市が、いわゆる自治体が、それだけの出資比率を持たなければ、補助金の該当にしませんということで 10 万円だけ足したわけです。ここで出資比率が今はこうなっていますけれども、これが市と農協で 50%以上の出資比率を持たなければ、ちょっとまずいですと、これは補助金の要綱の中でありまして、そうだとすれば 500 万円ずつ出したほかに、両方で 4,000 万円の出資をしなければできないと、こういうことです。補助金返還の該当になると。ですので、4,000 万円という数字もそこに出ます。それはわかりですね。

そして、補助金返還になるといったって、今 1 億 2,000 万円ご承知のように残っているわけです。それをこの出資比率で割ればこうだと、だから 4,000 万円返せばそれでいいと。それをした時にあの会社は終わりますよ。それでいいのですか。全部潰すほうへ、処理するほうへ目が向いている考え方と、そうではなくてここで手当をすればきちんと会社として存続していけるし、しかも地域の皆さん方があそこにぶどうを出したり、あるいは勤めたり、そういうことでちゃんと地域の皆さん方の利益にもなっているわけですから、それをあえて潰

する必要は全くないわけです。考え方がやはり違います、議員とは。

私はそういう目的でつくった部分を生かしていけるものは生かしていきたいと、そういう思いでやったわけでありまして。ここで出資比率に応じて返済をすればそれで終わりだからそれでいいのではないかと。あとはどうするのですか、あとは。しかも、やはり町が当時、10万円程度ですが一番お金を出してやっているわけですから、これこそまた道義的責任もありますよ。やっつけてだめになったら捨ててしまっ、それでいいやなんて地域の皆さん方はどうなるのですか。それはやはり考えていただかないと、単純に普通の会社を整理するものとは違うということをご理解いただきたいと思います。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 住民監査請求と第三セクターについて

アグリコアについてそれを言っているのではなくて、本来の目的である民間活力をとということになりますと、そういった道もあるのかなということで、一つ選択肢も考えられたのではないかというふうに考えたわけでありまして。

ここでまとめをしてみますが、図書館整備で——私が言葉を使って申しわけありません。「図書館整備でラ・ラ救済」、「一般会計当初予算にアグリコア増資予算」と、こういうふうに私は思ったのです。私はこの「で」と「に」に非常に今回こだわりました。その後段のあとに続く言葉ですね、その部分が非常に私は分離して審議すべき問題ではないかということでもあります。一般会計予算の中でこういう議論をしても、なかなかその時間もないことでもあります。

要するに、将来にわたってのいろいろな考察をした中で、最終的にはこれを選ぼうではないかと、こういう決断ができるわけでありまして。単独の提案であるなら、本当にそういった深めることができるのではないかというふうに思いました。そしてその結果、否決されるか、あるいは継続されるかというような選択肢があったのかなというふうに思います。

今回の私の質問は、今、市長が最後に言われましたが、本当に未熟な質問だったかもしれません。しかし、一貫して街づくり会社についてはこだわって質問もしてきましたが、それらがどんどん推し進められてきたわけでありました。私はこのままではなく、ここで確認をする意味で今回の質問をさせていただきました。議会のチェック機能と言われますが、行政内でのチェック機能も働ききれていないのではないかというふうに思います。担当している職員の方々が最も精通していると思います。また、その人たちから進言を受けて、つぶさに聞き取り、現場の判断を仰ぎ、そして最終判断を提案していくという体制が、私は必要ではないかというふうに思います。私の指摘した今回のことぐらひは、当然行政内で十分チェックが可能な項目ではないかというふうに感じているところであります。職員のさらなる精進を期待するところであります。

繰り返しますけれども、第三セクターは非常に難しいと言われております。経営破綻、あるいは事業の終息などの後始末に自治体の多大な公金がつぎ込まれ、地方財政の危機を深める要因ともなっています。出資の目的、基準、債務の処理方法など、明確にした出資条例の

制定も必要であるのではないかというふうにもいわれているところでもあります。地方自治法第 232 条の 2 では、普通地方公共団体はその公益上必要ある場合は、寄附または補助することができるかと決めていますけれども、地方財政法第 4 条では、地方公共団体の経営経費は、その目的を達成するための必要かつ最小限の限度を超えてこれを支出してはならないというふうに規定されていますが、慎重さが求められるのではないかというふうに思っています。

2 市民病院建設について

それで前段の質問を終わりました、最後に市民病院建設について伺います。通告していませんが、きょう午後から入札だそうでもありますけれども、先日の新潟日報での談合疑惑が報道されておりましたので、まずお聞きします。公募型指名競争入札ということで、候補者は特定された入札であったがためというふうには私には感じたのですけれども、公募した共同企業体と指名数を示すことができるかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

また、今回の私の質問はアベノミクスのあおりと、消費税の増税、あるいは人件費の高騰、資材の高騰などで各地の入札結果が、落札に至らないケースが続出してしまっていて、建設費が高騰せざるを得なくなっていると、それで入札が難航しそうだというふうな通告をさせていただきました。また、こういった異常な状態、これで入札価格のつり上げとか、そういうものに応じないような体制をきちんととって、臨んでいただきたいというふうに思います。

基幹病院の進捗を見ながらでありますけれども、医療再編の時期の変更もあり、基幹病院の進捗状況を見ますとそういった変更もあり得るのではないかというふうに考えます。もろもろの判断をして、県の計画も確認をして、既存の病院が今現在あるわけでもありますので、しっかりと計画を立てて、情勢を伺いながら落ち着いたところで入札の発注も、もし不落の場合は、発注も考えられるかというふうに考えまして、最後に伺うものでございます。

○議 長 市長。

○市 長 1 住民監査請求と第三セクターについて

最後のほうと伺いますか、この第三セクターの件で最後のほうに、職員がもっとチェックしろとかそういうお話がありました。職員も当然ですけれども、これをきちんとチェックをして、法令違反はないのかどうなのか全部チェックをした上でやっております、特に議員から指摘されるようなことはございません。

それから、私の判断基準であります、今、お金の額も考えて、ここで今お金を出したほうが市民の皆さんにとっていいか悪いかを考えてやっているわけでありまして、おっしゃったようにどっちもこっちもみんな破綻処理をしろと、これでは我々の地域は成り立たない、そういう思いで提案をさせていただいているわけでもあります。どうか誤解のないようお願い申し上げます。

2 市民病院建設について

談合情報ですけれども、変なものがありましたね、見ましたか。(何事か言う者あり) そうですね。とても内容としては検討に値する部分ではほぼないような談合情報ではありますが、一応談合情報が寄せられましたので、指名審査会を開いてそしてきょうの入札をどうするか。

このことは議会の冒頭に副市長が申し上げたとおりでありまして、入札執行後に、またきちんとした聞き取りも行いまして確約書をとって入札させますから、もし、そういうことが事実だとすれば、それはもう契約破棄です。そこまでとってやりますので、そういう対応をしております。

それから会社は、建築関係に応札をしようというところは2つのJVです。それから電気が3つのJVです。設備は1つのJVしかございません。ここで設備についても、1社では困るのではないかということですが、指名審査会あるいはそういう中で、例えば1社であってもこれは入札可能と。また詳しいことが必要でしたら副市長に説明させますけれども、そういうことできょう一応執行させていただきます。

そして、入札談合、談合の疑惑の話の中には全く関係のない個人名を出して、そして糾弾しているわけでありまして。まさに愉快犯としか言いようがありません。そういうことが行われること自体が本来おかしいのですが、それはそれでなさる方ですのでいいですけども、何か裏があるのだろうという憶測はいたしております。

それから、病院の開院時期とかそういうことですが、これはもし、基幹病院そのものがその時期に開院できなければ、我々が開院してもどうしようもありませんので、当然また基幹病院とのすり合わせを行っていきまわすし、それから患者の移送このことをきちんと詰めていかないと、同時に開院はまずできないと思います。

ただ、1年も2年も遅らせることはできませんので、とにかく建築関係、新しい病院をつくることについては極力来年の6月、それ以前に完成をして、そして機器の配備等もさせていただいて体制を整えていこうと。もし、議員のおっしゃったようにそういう事態が生ずれば、今の県立六日町病院を例えばそのまま使わせていただく、これはもう当然そういう方向になりますし、大和病院も現状のまま199床のベッドを持って、しばらくの間は運営していくということになる可能性も100%ないとは申し上げられません。

そこで、資材の高騰であります。資材が高騰しております。これは東京オリンピックの関係が非常に大きいというふうに、皆さんからお話は伺っております。資材もそうですけれども、ご承知のように賃金ですね、これもまた大幅にアップしております。これはやはり働く人、あるいは会社にとっても非常にいい状況なわけです。いい状況ですけども、なかなか急激にこう上がっていったものですから、そこに追いつかない部分があったと。国のほうも賃金の改定をこうする、こうするということが全部出ていますので、我々はそれに応じて賃金関係のほうは積算をしているわけです。

ただ、資材のほう、やはりこういうことが出ますと、ある意味買い占めをして出荷をしないで値上がりを待っているとか、そういう部分も見えなくはございません。ただ、これは公共事業でありますから、その事業者のほうのいいなり放題の値段をつけるなんてことではありませんので、きちんとした対応をしていきたい。

そしてでき得れば、当然ですけども議会の冒頭だと思いますが北村室長のほうから申し上げましたように、今の入札をやった単価で今後全部やれるという見通しが100%あるかと

いわれると、それはわかりません。そうなれば当然ですけれども、いつか国もやりましたが、資材の急激な高騰に対しては設計変更を下さい、その点についての財政措置は講じますということが出てくるわけですので、それらを待っているという状況であります。でき得ればきょう落札をしていただきたいと思います。と思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 市民病院建設について

大変時間を使って申しわけありません。よくオリンピックというようなことを言いますが、やはりそうではなくて、私は流通がきちんと回るようになりますと、駆け込みとかそういう問題も落ち着くと思います。ぜひ、そういった落ち着いた段階を狙うというのも一つの方法ではないかというふうに思います。

そして、基幹病院との、あるいは県とのすり合わせをきちんとやりまして、余り急いで間違ふことのないように常に努めていただきたいと思いますというふうに思います。最後は要望で終わりますが、大変いたらない言葉もあったかと思っておりますけれども、ひとつ容赦願いたいと思いません。どうもありがとうございました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時30分といたします。

[午前12時10分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時29分]

○議 長 ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市 長 大変すみません。先ほど岡村議員に対する答弁の中で、まだ確定しませんが聞きようによっては、私が答弁の中で滞納整理についても県とラ・ラと我々とで確約書を取り交わしているというふうに聞こえたとすれば、それは私の言い間違いでありまして、滞納整理については、全く県は関係していません。ちょっと議事録を精査しますが、それをもし私がそういうふうにとられるような発言をしたとすれば、今、議会中にその部分は訂正をさせていただこうかと思っております。

私が申し上げましたのは、あくまでもまだ抵当権解除ができていませんと、区分所有がはっきりしてからしますということで、それを県とラ・ラと我々と三者できちんと確認をした、そういうことを申し上げたつもりでした。もし、聞きようによって滞納整理まで県が、ということに私の発言が及んでおったら、その部分は確か削除させていただくようになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では、確認をしますが、私が質問をしたのは最悪破綻処理をしなければならなくなったときに、その確認書は効力がありますかどうかという話を聞いたのです。そして、県は当然知っているわけだとかというのが大体市長の今までの考え方だったんですが、それを確認したかったためです。効力はないというふうに――要するに滞納整理のときには県はそれだけ持つというふうに、市はもう3億円なりを出しているから、県機構はそれ

に見合った額は当然泣くわけだと、責任を持つわけだというふうに捉えていいのですか。

○議長 市長。

○市長 あのですね、そういうことではなくて、ご質問の中に滞納と税務処理と何か別のものじゃないかというような話があったのです。我々は別に滞納整理と今支出をしました買収金額とかについて連動しているとは思いませんで、滞納整理は滞納整理で我々がきちんとやります。我々が支払った土地代金あるいは建物の代金等については、それは県とラ・ラとの間ですからということで申し上げたつもりですけれども、その中で滞納分についてのことまで県も第三者的に確認をしている、覚書をしているというようなことを確か言ってしまったかもわからない。私はそういうつもりではなかったのです。それは滞納金をどうするかというの、県は全く関係ございません。私たちとラ・ラとの関係です。

それから破綻のときの処置について確認ということではなくて、破綻のときの処置なんてさっき私が言いましたように、今後株の比率でそこに責任を持たなければならないというのはこれは全くない、ありません。県も出資割合に応じて破綻処理をするときの損失金をきちんと補填しろという——県だって出資だけであれば別に出資に応じて何かしろということはありません、ということをお願いしたんです。おわかりいただけますでしょうか。（「確約書は」と叫ぶ者あり）

確約書というのは、建物の区分所有がまだ確定しませんので、それは建築が全部終わってきれいになってからということで、そのための取り交わをしてあります。そして区分所有がきちんとできたときに、登記までやりますよ、それから抵当権の解除もしますよということ三者で確認書を交わしてある、ということをお願いしたところであります。

○議長 市長からの報告を終了いたします。

○議長 長 岡村雅夫君から午後4時ごろ早退の届がありましたので、報告いたします。

○議長 長 質問順位18番、議席番号21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 それでは一般質問をさせていただきます。

18ページですね。2つの事項について通告をいたしました。なぐり書きで出したのですが、事務局できちんとういうふうに整理をして書いていただきました。ありがとうございました。2つとも病院のこと、それから国保のことですけれども、おとといは国保のことで3番議員からもありましたし、きのうも16番議員、それからきょうはこの最初の通告のことについては、18番議員からそれぞれお話がありましたのでだぶりますし、また決まったことでもありますけれども、確認の意味も込めてまた答弁をいただきたいというふうに思います。

1 魚沼基幹病院、魚沼市民病院の開院に向けて

病院のことについては、それぞれ所管の社会厚生委員会、あるいは地域医療対策調査特別委員会でも相当細かく調査が行われ、また詳しい資料の提供等もあるようですが、いよいよ本来に来年の6月に開院予定が迫る中、確認の意味を込めていたします。

—昨年12月議会でも同じような質問をいたしました。我々の地域は救急救命センター

がなく、高度救命救急医療の空白地ということですからずっと続いていたわけですが、それだけに市民の基幹病院に対する期待というのは非常に大きいものがありました。そしてまた一方で、基幹病院の建設で県立病院の運営から県が手を引く、これも市民にとっては、この地域医療がいったいどうなるのか大変深刻な心配事でありました。実際に市民の中から六日町病院はなくなるのか、そういう深刻に心配をする声がたくさんありました。市長が市立病院として引き継ぐという決断をしたことで、非常に安堵をいたしました。本来、地域医療は県あるいは国、市が責任を持ってやはり一体となって担うべきものですが、それが県の強い意向を踏まえ、市民の不安解消、何よりも命を守る安全・安心のために、市長から苦渋の決断だったと思いますけれどもしていただいたということは、これは非常に評価をしなければならない、こう思います。

そこでまず第1番目の質問ですが、先ほど18番議員との質疑の中でこれはもう大体わかりました。初日の説明の中でもそれぞれ資財等のことや何かありましたのであれですが、建設計画は一応それでも順調にしているのかどうか。社会状況がいろいろ変化をする中で、先ほども話がありましたけれども、そういったことも含んで建設計画の進捗状況はどうか、その見通しについて確認の意味で答弁をお願いしたいという思います。

次に医師の確保ということですが、幾ら立派な施設ができて、それを稼働させる医師及び医師を支える医療スタッフがそろわないことには、病院はどうしようもありません。一昨年の12月の議会で同じ質問をして、市長から答弁をいただきました。基幹病院の医師は70人から90人ということでした。医師1人につき看護師が大体5人くらい、そうすると400人前後ということになります。その他の医療スタッフを加えると900人にもなる、こういうお話をいただいたわけですが、本当に900人もの職員それに家族なども合わせると、この地域にとってはあらゆる分野でいろいろな大きな影響が出るのだなとそういったことを感じました。

きょうはそのことはさておいて、一昨年の時点で、医師の確保についてはほぼめどがついた、県からはそういう説明を受けたと、こういう答弁でした。ただし、救急救命医療センターのフル稼働、あるいは高度医療のがん放射線治療医師だとか、あるいは心臓疾患外科医師は非常に過酷な勤務になるから、そういった点をいろいろ緩和するためにもさらに医師は必要だろうけれども、大体のめどはついたというお話をいただきました。また、市立病院の医師については、法の全部適用を受けて、今はありませんけれども病院事業管理者が運営全般について責任を持って、医師、職員の確保についても管理者を中心に活動する、こういう答弁でした。

きのうの16番議員の質疑の中で、市長のトップセールスでという話もありましたが、市長より、医者の世界は我々とはちょっと違う。やっぱり特殊な医者と市の高度な会話ができる病院管理者が先頭に立って道づけをしてからでないとなかなか思うようにいかないと、こういう話がありましたが、それは全くそのとおりでと思います。市長も町の時代から小さいながらも城内病院、そしてまた市長になってから10年間、本当に何と申しますか医師確保の難

しは相当身を持って体験をしてきたわけですから、1年3か月後に開院を控えて、一番大事な医師の確保を本当にできるのかどうか。自治医大埼玉医療センターや北里大学病院中心に、また専門の外来は新潟大学病院ですかそこをお願いをしている、こういうことですが、具体的に本当に確保のめどが立つのかどうか。それぞれ議会でいろいろな一般質問や議論がされますけれども、それはやはり不確定な中ではあります、医師の確保がちゃんとできて医師がいて稼働していると、そういうことを前提に皆さん議論をしているわけです。具体的な確保のめどについて今後の見通しを伺いたい。

次に市立病院の財政面の見通しについてということで、3番目に通告して書いてありますけれども、県がこの魚沼地域に基幹病院の建設をするといったことを意思表示したのは2006年でした。ところが、2005年の県立病院の決算を見ると、この魚沼地域に松代、十日町、小出、六日町と4つありますけれども、2005年度決算では松代病院が3,000万円の単年度黒字であとは全部赤字でした。十日町病院が5,000万円、小出病院が6,000万円でしたかね。六日町病院は何と3億4,000万円、単年度の赤字決算らしいです。

そんなことで、県立15病院の赤字は、当時累積で372億6,000万円もあった。県が何とかしてやっぱり県立病院の縮小を迫られていたわけはそういったことだと思います。基幹病院の建設と引きかえに県が3つの県立病院の運営から手を引くと、これはやはり県民の地域医療を県も守る責任があるわけですが、基幹病院を建設するというのでこの3病院の運営から手を引くということは、我々の地域にとっては理不尽なことだ、そういうことを非常に感じました。

こういうことで、やはり地域医療は県とか市が守らなければいけませんけれども、そのために県にもそれ相当いろいろな負担を強いているはずだと思います。具体的に初期投資も含めてこれからの六日町市立病院に対する県の支援とか県の責任、そういったこともやはりかぶせるべきだと思いますけれども、市長の具体的なそういったことがあったら聞かせていただきたい。

2012年度の前年度の決算でも六日町病院は2億4,700万円赤字決算です。小出病院も赤字ですが、1,143万円。十日町病院は逆に1億2,000万円の黒字が出ております。そういったことで、六日町病院はこここのところずっと慢性的な赤字。昔、伊藤院長先生がおられたころは、人工透析を始めて黒字だったことがちょっとあったかと思うのですが、もう慢性的な赤字体質が続いているわけです。これを市立でやっても規模が変わってもやはり大変だと思います。具体的に決まらない部分がまだまだいっぱいあるわけですが、おおよそその財政運営とかその運営の見通しについてお伺いをしたいと思います。

2 財政危機に直面する国保について

それから、大きな項目の2番目、財政危機に直面する国保についてということで通告をいたしました。議会の初日に国保が今度は都道府県単位の運営が始まるという話が出ましたが、それでこのことを通告したわけです。国保の負担は高過ぎる、これは水道料とともにいつも議論の対象になります。市長が一番詳しく知っているわけですが、水道料も右肩上が

りの時代に、定住人口はまだまだ増える、高速時代の到来でインターチェンジができる、浦佐の駅も湯沢の駅もできる、高速時代が来る、スキー観光中心に観光客がうなぎ登りになる。そういうようなことで責任水量も高い設定にした、そしてまた初期投資も膨大になった、その結果であります。

とにかく話題になるインフラなんかもそうですけれども、これからどんどんやはり市は——市ばかりじゃない、自治体はみんなどこもそうですけれども、大きな負担が先々かかってくる。行政は継続の責任だ。先ほど議論があったラ・ラなんかもそうです。やはりどんなことであっても、負の遺産であっても、やはり行政は継続の責任でそれを何とかしなければいけない、やっていかなければいけない。いろいろ大変でしょうけれども、あらゆる対応をしていただきたい、そう思います。それでこの（１）（２）は趣旨は同じことですが、市長の認識を聞かせていただきたい。

昭和 36 年にこの国保というのが始まって、国民皆保険が開始されてから半世紀、53 年もの歳月がたっております。著しく取り巻く社会環境が変わってしまったということですね。現実にあった対応をしていかないとどうしようもない、そういう時期がやってきた、そういうことだと思います。発足当初の国保の加入者の職業構成は、農林水産業と自営業が 7 割を占めた。無職の方は 9%、年金ですかそういった方が 1 割に満たなかった。昭和 40 年には無職者は 6.6%しかいなかったそうです。それが平成 19 年、農林水産業と自営業が 2 割を切ってしまった。無職者が 5 割を超えた。試算される見通しだと 2015 年、来年度は 57%、6 割近くを無職者というかそういった人たちが構成をするということになるのだそうです。

75 歳未満の方ではほかの公的医療保険の適用を受けていない人は、全て対象となってここへ入るわけですから、定年退職をした人、それから経済事情の中で会社を解雇された人や失業した人ですね。それから被用者保険の適用がなくなった人は、全て国保が請けなければならぬ、いわば医療の最後のとりでだ。医療のセイフティネットとしての重要な役割をこの国保が果たしております。しかしながら常識で考えても、定年退職者や非正規雇用者などが多くなれば、他の公的医療保険に比べて加入者の平均年齢は当然高い。高齢者が多ければ医療費もやはりかかる。平均所得は低い、よって負担能力も低い。そういうことがみんな重なってくるわけです。

実際に平成 18 年度実績で、組合健保の平均年齢は 35 歳なのに対して、国保は 55.2 歳という数字が厚労省のほうで出ています。平成 20 年度から、評判のよくなかった後期高齢者医療制度、これで 75 歳以上の方が抜けたから、それでもまだ十何歳かの開きがあります。平均所得は組合健保の方々、年平均 370 万円だそうです。ところが国保は 131 万円、もう歴然と差があるわけですね。

そういったことで、当然医療費は多くなるけれども国保も高い。負担能力が低いから滞納も増える。滞納がたまると今度は資格証明書というのが今は交付されることになっておりますけれども、もともとはやっぱり資格証明書というのは、悪質な滞納者への対策の一環だった、そういうはずです。ところが、これを出されて受診を我慢して死亡する人も出る。それ

と何よりもやっぱり子どもたちが非常に大変なことになっている。これは人権侵害だなんていうことまで言われるような事態が出てきております。保険料滞納の軽減制度というものもありますけれども、そんなことで対応ができるような状況ではない、そんなふうになっております。

我が南魚沼市は長寿の市ということだそうです。医療費は県下でも低いほうだとそういう話を聞いております。しかし、国保は高い、いつもやり玉にあげられる。調整交付金は実施に係る費用額と、国の基準で決められる徴収すべき保険料の差額が交付されることになっております。これは当然ですけれども、その徴収すべき額は市町村の所得で決まると、一昨日市長が3番議員に説明をしたそのとおりなんです。所得が多ければこれは負担能力があるところというふうにみなされるから、徴収すべき額が多く算定される。したがって交付額が少なくなって国保が高くなる、こういったことですが、我が市も1億3,000万円の法定外繰り入れをして、基金も底をつくぐらいずっとつぎ込んでいます。

全市民が国保の会員であれば、それはそれで何の問題もないわけですが、今1万7,000人を切っているかと思うのです。ということは、30%を切る国保の人口ですね、人口30%を切るということは、7割の人たちにしてみれば、非常に不公平感が出る。税の立場は公正公平が原則です。法定外繰り入れをするということは、他の保険の方からは理解が得られにくい、そういうことになります。

その上に滞納がある収納率の低い、今は90%、91%ぐらいですか、ということになれば余計7割の市民の皆さんからは理解が得られない。ところが、全国のもう72%の自治体と同じ苦しみでこういう思いをしているわけです。ですから、抜本的な見直しの改革が必要だということだと思えます。そこで、一昨日から話が出ている29年をめぐりに、都道府県単位での保険運営を目指す方向だということですが、実際にそんなに簡単にできるか、こう思います。

旧市町村の平均的な保険料にすれば、負担増となる時期が必ず出る。低い水準にすれば、今度は財政がまた悪化をする。市町村合併のときでも、サービスは高く負担は安くというようにそういう議論で相当悩んだはずですが、調整はかなり難しいのではないかと。まだ具体的にどこまで進んでいるのかはわかりませんが、そのところがどうなるのか非常に心配だ。それと常識的に、赤字の保険団体同士が合併をして、ただ単に規模を大きくしただけで根本的な解決になるのかどうか。国の施策をよほど慎重に吟味をしないと、私らもわかりませんが、どのようなものが出ているのかわかっていたら教えていただきたい。そういったことに興味を持ってこれから見ていきたいなと思えます。

壇上からは以上で質問を終わります。

○議 長 阿部俊夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 阿部議員の質問にお答え申し上げます。

1 魚沼基幹病院、魚沼市民病院の開院に向けて

基幹病院関連の市民病院の開院についての中での、まず1番目の建設計画の進捗状況であ

ります。いろいろの場面でお話し申し上げておりますけれども、現在のゆきぐに大和病院の医師団の皆さんは、新病院の建設運営こういうことに並々ならぬ思いを持って勤務をしていただいております。したがって、早めに業者を選定し、完成時期を先生方に明示した中で診療方針等を示していただく必要があるというふうに考えまして、それらを勘案しながら今回の発注という方向に至っているわけでありまして。

今回の発注につきまして、予算の範囲内で分割的な発注をさせていただきたい。当初30億円という部分をいただきましたけれども、もう資材高騰でこれでは間に合わない。ですので、分割的な発注になるということになります。例えば機器やそういうものについては、現在、きょう予定されております入札部分の中には入れないとか、そういうことで、まずはいただいております予算の範囲の中で発注させていただいて、全体的にその後必要な部分をもう一度算定させていただく中で、また追加の予算措置をお願いしなければならないことになっていくと思います。

先ほども申し上げましたけれども、全国的に資材そして人件費の高騰が著しいところでありまして、これは東京オリンピック開催決定後から半年間ぐらいで、工事費の3割程度の上昇となっております。今のままでは、大体3割ぐらいが不足していくんだらう、そういうふうに予測をしているところでありまして。国もようやく年明けから公共事業の円滑な施行確保に向けた取り組みを始めておりまして、現在私どもも県を通しまして、総務省の考え方を確認中でありまして。新年度の5月上旬には総務省の最終的な考え方を確認して、またその後、予算補正部分についての問題とか、あるいは完成時期の問題とかこういうことも含めて、議会の皆さんと相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。決して進捗状況が順調とは言えない状況であるということは、私たちが認識をしているところであります。

医療スタッフについてでありますけれども、まず魚沼基幹病院の医師関係は申し上げたとおりでありまして、相当のめどが立っていると。ただ、全部が一気に来年の6月にスタッフがそろるかというところではない。まずは高度救急そういう部分に照準を当てて、そういうところから開院をしていきまして、徐々にということになります。454床が一気に全部来年の6月にオープンができるということにはならないだろうと、段階的になるだろうという考え方であります。

医師以外の医療スタッフにつきましては、プロパー採用の公募を今実施をしておりますし、職員派遣に関しまして県病院局と協議を進めているところでありまして。いわゆる県職のまま基幹病院に派遣ができるということになっておりますので、これについて組合側も含めて協議を今進めているところでありまして。

アンケートによりますと7割以上の方が、基幹病院に行かないとか、行きたくないとかです。しかし、3割はそこから逆算しますと相当の数にもなりますし、ただ、これはなかなか組合関係のこともありまして、個人の意思だけでどうも簡単にことが進むというところではないようでありまして。まずは組合側との協議を今現在進めているというところだというふ

うに伺っております。

しかし、最終的に個人が行くということになれば、これは組合が阻止することも何もないわけでありますので、最終的にどういう段階になりますか、今そういう調整をしております。私どものスタッフ確保でありますけれども、第2回目だったと思いますが特別委員会で報告をさせていただきました。2つの病院を運営するのに医師が4名ほど——今のままでは不足であります。この4月から内科医が1人増になることになっております。医療技術スタッフは今ほぼ運営に必要な人数はおりますけれども、退職あるいは産休、育休こういうことも考えられますので、引き続き確保に努めてまいりたい。看護師さんも毎月毎月、募集をしているというような状況も今ございますので、何とか確保はできる。

問題はやっぱり医師で、この数がきちんとそろわないと病院の開院に至らないという問題も生じてまいりますので、全力をあげてやはり確保をしていく。そして、基幹病院との医師派遣についても、もうある程度この平成26年の遅くとも中盤ころには、我々のほうに何人の医師を派遣していただきたいとか、どういう診療科目だとかということもやっぱり県のほうにお願いしなければならない。まあ、基幹病院のほうにですね、そういう事態になる可能性もございますので、これらはそういうことも含めて調整をさせていただいて、病院が開院できなかつたなんてことにならないようにしていかなければならないと思っております。

結局医療資源が限られている中でありますので、お互いがある意味融通し合う、あるいはそこに集約をするという考え方を持たなければ、あっちにもこっちにもばらばらということは、もうなかなかできる状況ではございませんので、そういう観点に立って進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

経営の見通しであります。新病院の運営につきまして、診療報酬収入の制度上、開院後2か月間は医業収益は入ってきませんので、2か月は、2か月分の人件費を含めた経常経費分を運転資金として大体5億円程度必要になるだろうと考えております。その後の5年間、収益的収支は赤字になります。この赤字の原因は医療機器あるいはシステム等の整備費に充てた起債の返済期間がこの5年という非常に短い返済期間でありますので、ここが赤字になる原因であります。その後、開院後6年目以降は起債の返済も建物等の長期分となりますので、公立病院としての一定程度のルールに基づいた繰り入れは必要でありますけれども、経常的には安定していくだろうというふうに推測予測をしております。

それから、新しい病院では電子カルテの導入が予定されております。電子カルテを導入いたしますと、診療報酬の請求漏れが非常に少なくなりまして、先進地におきましては医業収益収入が7%から10%増収になったという結果が出ておりますので、電子カルテの導入は非常に経営安定化には資することになるだろう、そういうことで考えております。

また、経営の安定には常勤医師が計画どおり14人以上確保されること、病床稼働率が85%確保される、こういうことがある意味下地になって、この数値を満たした上でという注釈が付きましますので、これもご理解いただきたいと思っております。病床稼働率が毎度どうも50%だったということになりますと、これはとてもここまではまいりませんので。それから県からのもの

ろもろの支援でございますが、建設の際に申し上げましたように、全部まとめますと大体建設関連につきまして、おおむね県からは3分の2程度の支援といたしますか、負担を——何て言えばいいか——そういうことで県からのほうで3分の2程度の部分はおおむね確保されているというところであります。

ただ、運営に関してこれを県がもっと負担をしろという話はまだしておりませんので、この点についても一応収支見通しをもう少し精査をした中で、県からの支援を仰ぐ場面も出てくる可能性もございます。これらはまたこの後のスケジュールに入ってくるだろうと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。（「国保」と叫ぶ者あり）

一問一答だと思って失礼いたしました。

2 財政危機に直面する国保について

国保の問題であります。これはまあ、議員おっしゃったように本当に大変なことでありまして、もう国民皆保険を支える最後のとりでとしての医療制度でありますので、これは本当に危機的状況だというふうに感じております。

平成24年度の全国の市町村国保会計の決算数値であります。実質収支において3,055億円の赤字、一般会計からの法定外繰り入れは、平成23年度から25億円も増加しまして3,534億円あります。赤字の額をまた上回って法定外繰り入れをしているということですね。歳出総額が13兆8,958億円これに対しての大体2.5%であります。国保の運営というのは本当にどこもそうでありましようが、自治体運営にとっては大きな負担となっているところでありまして、どこの自治体の皆さん方も国民皆保険を守る、そして市民の皆さんの健康を守ると、こういう使命感から必死で赤字補填を行って運営をしているというのが実態だと思っております。

昨年末に成立いたしました「社会保障改革プログラム法」によりまして、この財政状況を抜本的に克服した上で、平成29年度をめどに都道府県へ保険者機能を統合すること、これは明記をされたところであります。

都道府県単位の前条件となります国保財政の構造的な問題の解決に向けて、本年1月31日に「国保基盤強化委員会」の第3回会合が持たれまして、国と地方三団体が具体的な協議を開始いたしました。本年7月に中間報告を取りまとめて発表いたしました。来年の通常国会におきまして関連法案を提出することを目指しております。

基盤強化委員会におきましては、国と地方の財政負担のあり方、国の果たすべき具体的な財政責任のあり方、財源確保の方法、都道府県と市町村との役割分担のあり方、保険税率の設定方法こういうことも含めて、さまざまな課題が山積しているわけでありまして、これらについて協議を行っているところであります。

県も保険者統合に向けた条件整備に向けまして、議論が続けられてまいりました。県内市町村は平成24、25年度において先の国民健康保険法改正によって決定された共同事業の拡大化に対する方針について議論を重ねてまいりました。これは、現在1件30万円以上のレセプトについて、その59%を市町村からの拠出金から交付する制度でありまして、まさに突然の

給付費の増加を県内市町村全体で負担し合わなければならないものであります。「保険の保険」というふうに言われておりますけれども、この制度を平成27年度から全てのレセプトに適用するということが、これはもう法改正で決まってしまいました。しまいましたは……。決まりました。

共同事業の拡大化は、保険者統合に向けた地ならし的な意味を持つものでありまして、拠出金の算定方法、拠出超過となる市町村への補填これらの方法について、県内全ての市町村で計8回の研究会を開催して議論をしております。それぞれの保険者で利害が全く異なるわけでありまして、調整に難航したところであります。

今後であります、国・県におきましてはそれぞれ保険者統合に向けた具体的な議論に入っていくわけでありまして、ご質問の保険税の調整方法につきましても、資産割をまだ賦課している市町村とそれから賦課していない市町村との調整、あるいは収納率の違い、所得階層の違い、保健事業などを含めた医療費適正化事業等によります効果の違い、医療インフラの違い、これも非常に協議すべき事項が山積しております、市町村ごとに異なる諸事情を加味して、しかも公平な税負担とすることは、極めて困難な作業になろうと思っております。

しかしながら、国保制度の抜本的な改革に踏み出した以上は、やはりどうしても国と地方が協力し合って知恵を出し合いながら、最善の解決策を見いだしていくほかないというふうに考えております。基盤強化委員会での議論を注視しながら、我が市における影響等について鋭意この分析をまずは続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 詳細な答弁をありがとうございました。

1 魚沼基幹病院、魚沼市民病院の開院に向けて

病院のことについては、一番は医師の確保ですけれども大変なことだと思います。前にもいろいろ話がありましたけれども、これはやはり国の政策、国策でこういったようなことになったという話を大分前にしたことがありました。そういう点でもこの過疎の我々の地域は大変だと思いますけれども、やはり医者がないことにはどうにもなりません。人脈を大事にしながら医師の確保に——きょうは事業管理者がおりませんけれども、やはり事業管理者から先頭に立ってやっていただかなければなりません。

それからまた運営のことですけれども、やはり給与体系、この前もそういう議論がありましたが、給与体系というのが非常に——今は余りそんな話をすると誰も寄りつかない、医者も来ない、看護師も来ないなんていうことになります。これはどんな公立医療をやってもそうですけれども、やはり給与体系というのが本当に全的の中で見直せるのかどうか、そういったことも検討していただきたい。

そうでないとなかなか今すぐにはできないかもわかりませんが、そういったことをやっていかないと、やはりこういう市立の病院なんかやってもうまくいかないだろうと思わ

れますので、その点についても検討ができるかどうか聞かせていただきたい。

2 財政危機に直面する国保について

それから、国保のことについては、やはり見えない部分がまだまだこれからですから大変ですけれども、何ていいますか保険方式、これだけ高齢者やお年寄りがよくても、福祉もやはり保険の世界じゃなくて、福祉のほうになるのか。税の投入なんかもそうですけれども、保険というのは基本的には加入者が負担をして助け合う、これがやはり保険の基本的な考え方だと思います。高齢者もこれだけ多くなるとこれは福祉の世界になるんじゃないのか。法定外繰り入れをこれだけやって全国の自治体がみんな苦しんでいるわけですから、これから都道府県単位化する中で、そういったことも考えていく必要があるんじゃないか。

それから、またいろいろな団体が公的医療保険があるわけですから、同じ国民健康保険のほかに国民健康保険組合これは職種別にあるわけです。そういったもの、組合健保もそうですし、協会健保なんかもそうですけれども、そういった保険というのはやはりどういふふうになるのか。やっぱり国民健康保険組合なんかは本来、都道府県が一元化した中では当然この中へ入れるべきではないかという気もしますけれども、そういうようなピンとというのはどういふふうになるのか。

時間もあれですが、それこそ地方6団体が、全国知事会だとか、県議会議長会あるいは市長会でもそうですし、相当みんな、自治体だってやたらなことをしたって、本当に先が見えない。やはりよく検討しないと先が見えない一元化みたいになり、広域化になると思うんです。そういう点はやはり相当研究をしながら取り組んでいただきたい、そういうことをお願いしたいと思います。まだ決まっていないわけですからあれですが、また決まったらいろいろ質問をさせていただきますけれども、一応その方針だけ市長から答弁をいただいてやめたいと思います。今言ったようなことについての答弁をお願いします。

○議 長 阿部俊夫君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 魚沼基幹病院、魚沼市民病院の開院に向けて

基幹病院の関係については先ほど申し上げたとおりでありますし、それから市の病院職員の給与体系であります。基幹病院もやっぱり公務員的な給与体系をちょっと見直しております。まずは若いときに相当の給与を支払って、そしてある程度の年齢になりますと、そのかわりに夜勤がないとかそういう負担軽減をしながら給与を下げっていくという、生涯的に支払う賃金がそう大きな差異はないと思うのですけれども、やはり初めて入るときに相当優遇をするという方法を今探っております。

私たちの市も宮永先生が狙っていたのはそこでありまして、やっぱり若い看護師さんたちが入ってきてすぐやめる、それは給与のことばかりではないかも知れませんが、そういう部分で若い看護師さんを確保したいと思うと、その年齢20代、30代ぐらいが相当ある意味高い給与水準を保って、将来的にはそれを下げることではありませんが、年齢とともにどんどん上がっていくという制度をどこかで止めてしまう。そしてそのかわり負担軽減も家庭的な部分も含めて、家庭生活的な部分も含めて負担軽減をしていくという方向

を狙っておりますが、今これをまた検討中であります。(当日訂正発言あり)

まだなかなか簡単にそうだとすることにはいきませんが、今市のこちらのほうの人事等総務部とも打ち合わせをしながら、どういうふうにしていけばいいのか、どの程度が適当なのかという部分も含めて検討をしておりますので、そう遅くないうちにはこれをある程度決定をさせていただく。その前提としてやはり組合の皆さんとの交渉もございますし、そういう部分も含めてなるべく早くそういう給与体系にもっていければという考え方を持っておりますので、よろしくお願いたします。

2 財政危機に直面する国保について

国保のほうは、政府も将来、近いか遠いかは別にして、将来的には保険を全部統一すると、医療関係をですね。組合健保や共済そういうことも含めて一元化をしてやっていくという方向がこれは一番いいことは間違いないと思います。そうすると全部負担も一律ですし、あそこだけ高いとかこの組合が低いとかということはありません。そういう方向ですが、とてもそれを簡単にはできませんので、当面平成 29 年までに県単位で。これはやっぱり市町村国保だけあります。組合、協会けんぽこういう部分は入りません。まずは市町村の国保これを県に一つに統合しようということです。けれども、先ほど触れましたようにまず千差万別でありますので、これをどうするかということは非常に課題であります。でもこれをやらないと本当に大変なことになりますので、鋭意そういうことに向けて我々も努力をしていきたいと思っております。以上であります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり。〕

○議 長 牧野 晶君から議場での資料配付願いがありましたのでこれを許可し、お手元に配付しましたので報告いたします。

○議 長 質問順位 19 番、議席番号 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それでは通告に従いまして一般質問を行います。質問の前にちょっと配付資料があるのですが、その中の右上の日付の 3 月 14 日と手書きで書いてあるのを、3 月 13 日に変更のほうをよろしくお願いいたします。

1 市長の声は職員に届いているか

それでは本題に入ります。今回は大項目で 3 つあります。一番最初の質問については非常にタイトルを何にしようかと思ったんですが、1 番はこれにしようと思、こういうふうなタイトルにさせていただきました。

市長の声は職員に届いているか。ちょっと事例をもって質問をしますが、個人や担当部署を攻撃の意図はありません。事例をもって指摘するのがわかりやすいし、市のためになると思、今回はこういうふうな形でさせてもらいます。南魚沼市では医療従事学校等に行く方を対象とした奨学金のような制度があります。これは南魚沼市立病院等に勤務する医療技術職員就学資金貸与条例こういうふうな条例でありまして、例えば療法士、工学技士、保健師、助産師、看護師こういう方を指す人を対象とした、例えば毎月最高 5 万円、年間 60 万円、そして一定期間市の関係病院に勤務すると、返済免除になるという制度があります。

私はこの制度をたまたま知っていたんですが、今年のそれこそ1月に入ってから、これから看護師の道に進もうというふうな方から、南魚沼市では看護師奨学金のような制度がありますかと聞かれたのですよ。ああ、当然市には奨学金ありますよ、そして市立病院に一定期間勤務すると返済が免除になる制度、ホームページに出ていると思うけど、資料は市からもらって届けますよと、うちの近所の子だったのでそんなアットホームな感じでちょっと話をしたんです。

早速家に帰りその制度の案内を市のホームページで探したんです。そうしたら、例規集のその条例しかないのですよね。あれ、私の調べ方が悪いのかなと思っていろいろ検索とかをかけたのですが、やっぱり条例しかないなと思いましたが、その日すぐにそれこそ病院のほうに電話をかけました。そうしたら、看護師の奨学金の資料をください、市のホームページで出てこないけれど、条例や規則しか載せていないのか、それとも私の調べ方が悪いのかなというふうに聞きました。

そうしたら、担当のほうからは、連絡があったら郵送にて資料を送っていますという答えが返ってきました。ああ、そうか、まあいいかなと思ったんですが、いやこれってちょっと面倒くさいよなど。やはり何事も宣伝するにしても、せつかく制度があるのであればオープンにしておいて、その中で利用者が、ああ、これを選んでみようかな、例えば連絡するまでもなくこれどういう制度なんだろう、そういうふうにわかったほうがいいのじゃないのかなと思ったんです。

そのときに市に、連絡しなければ資料がもらえないのは面倒だし、条例を見て連絡する人がいるのかわかりにくくありませんか、というふうに聞くと、答えに本当に驚いたんですが、予算の都合で余りたくさん申し込みがあっても困るから、連絡があった場合に資料を送っている、というふうな回答でありました。

私はそれを聞いた瞬間にちょっと、まあ、ぷちぷちというふうに頭にちょっときたんですが、まあでもちょっとここでは抑えようというふうにそれこそ思ったんですが、後である部署のところに行って、市ではさまざまな分野に力を入れている中でも、今回の一般質問とか常に必ずこういう医師確保、看護師確保とか、六日町病院はどうなるんだろう、大和病院はどうなるんだろう、基幹病院はどうなるんだろうと、そういうふうな中で最重要課題の1つとして医療体制の充実があがっています。こういうふうな体制の中で、この答弁は非常に残念に思いました。

そしてさらに医療体制の充実には、学生も当然かかわってきますし、大和病院医療対策室、学校教育課など本当に多くの部署がかかわっていると思います。その中でも指摘し合わないのかな、疑問に思わないのかなというふうなことを非常に残念に感じました。

さらに後日、この貸与条例って今利用している方は何名ですかと聞くと、2名だったんですよ。2名、年間120万円です。はあ、というふうに非常に残念に感じました。それこそ市は常に地元の南魚沼出身の医師、看護師、教職員などの育成に力を入れ、学生たちにもそういう進路に進んで、市出身の医療スタッフや市出身の教職員が増えてほしいというふうなこ

とを言っております。市長、教育長などトップが口で言っているだけで、職員はその意図をくんでいないのではないかと。それともトップが口で言っているだけで実行になっていないのかなという点で、この質問をまず大項目の1の1としたいと思います。

そして大項目の1の2に入りますが、職員と意思疎通をしっかりとしているという答弁がくるかと思うので、そういう場合何でこういうふうな事例が起きているのかというのをちょっと聞いてみたい。予防線を張ってもう質問の通告をしてあります。逆に意思疎通がしっかりとしていなくても——しっかりとしていなかったと言うのであればしっかりとしていなくても——職員一人一人が常に市民サービスの向上を目指していれば、今回の事例は内部で改善できたのではないかと。それこそ市長にこういう点どうでしょうかとか、副市長どうなんでしょうかというふうな声があがってきたと思うんですが、どういうふうに思いますでしょうか。

大項目のこの問題の最後ですが、現状でこの制度の問題改善点はありませんか。利用者や選択者の気持ちとなり、制度の改善を常に考え、本当に看護師を含む医療従事者の確保はできませんので、この制度も現状でなかなか利用者がいないというふうな声もありますし、例えば県でもこういう制度があります。そういう中でもなかなか市にそれこそこの制度を使ってくれる方がいるかどうかわからないで、常に改善、改善していかなければいけないと思います。現状での問題点等がもしあるようでしたら改善するべきではないか、現時点ではどういうふうに思っているのか、そういうことを聞きたいと思います。以上、壇上からの質問になります。

○議 長 牧野 晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 市長の声は職員に届いているか

牧野議員の質問にお答え申し上げます。非常に手厳しい批判をいただきましてありがとうございます。ございましたが、まず前段から申し上げます。この貸与制度ですね、2つありまして、医療技術職員の就学資金これが1つと、それから学業の関係、これが2つあります。この医療職員の医業職員、医業技術職を対象とした部分につきまして、今までは積極的に募集はしていませんでした。

それで、合併後のこれまでの利用につきましては、就学資金貸与の申請は今まで2人、2人とも看護師を養成する学校へ進学した学生です。平成26年度から市立病院再編を見据えまして看護師不足を解消する方法の1つとして、募集枠を拡大する方向で検討してきたところであります。しかしながらこの財源が、今までは全部病院の医業収益となっていたわけでありまして、今、病院事業会計収支が非常に厳しいという中で、何人分を計上するのか。平成26年度当初予算の作成中、編成中に議員からお問い合わせがあったということでありまして、担当課でははっきりとしたお答えができなかったということでありまして、

予算案につきましては、病院サイドと協議をいたしまして、就学資金の財源として一部を一般会計から繰り出すということで、市報の2月15日号で市民に周知をしたところであります。当然ですけれども、市のウェブサイトでも募集内容案内を掲示して、現在、新規貸与希望者の募集を行っているところであります。平成26年度は継続者も含めて5人計画しており

ます。

そういう中で、議員のおっしゃる部分につきましては、やっぱり私の思い、職員の思いは、まず大体一致しているところであります。大体声は届いている。しかし、決められた予算の枠の中でやっぱり円滑に事務事業をやろうとこういう思いが強くなる余り、私との意思のずれ的なものが生じてしまうことはあるかもしれませんので、こういうことがあったということをまた反省材料として捉えて、今後そういうことのないようにきちんと改めて周知徹底をさせていただきたいと思っております。

そこで、今後の部分についてはそれから、問題点と改善点ということであります。今までの問題点というのは、一番の問題はそういう皆さんがなかなか応募してくれなかったということの中でこういうことを始めていたわけですけれども、周知が足らなかったのか、あるいは希望者がなかったのか、平成26年度分を見てみるとわかりますけれども、そういうところ。そして、改善点については、やはり枠の問題とかいろいろありましたので、今回はある程度一般会計からも繰り入れをする中で枠の拡大等も行ったということで、これがまたどう結果として出るのか。これについてはまだちょっとわかりませんので、非常にこの点についてはお答えをしづらい。

ただ、議員のおっしゃるその問題点、改善点というのは、私と職員との間の意思の疎通がないという部分であるとすれば、これはもう徹底して職員の皆さん方と私と意思の疎通を図ると、これ以外にないわけであります。

ただ、例えば病院事業あるいは水道事業、これは事業管理者を置いておりますので、私が過度にそこに介入ということではないですけれども、話をしていくというのはやっぱりちょっと慎むべき問題もあるわけであります。これはやっぱり事業管理者と私の中できちんと意思疎通を図って、そしてその思いをまた事業管理者がきちんと職員に徹底するという方法をとらなければならないわけであります。

人事だとか予算関係は私の専決事項でありますけれども、一般的に普通の事務の遂行については、これは事業管理者が全て負っているということになりますので、そういう点で1つ段階が増えたということが、もしかしてこういうことになったのか。これもちょっと反省をしながら事業管理者等とも話をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 市長の声は職員に届いているか

質問席が……ちょっと忘れていました。答弁がありましたが、私が感じていることは、まず1番の大項目の意思の連携について——意思というかその職員との連携についてですけれども、先ほど市長の答弁でありましたが、連携はしっかりしているけれども、決められた予算の枠の中でという点でその枠に入ってしまったということであれば、そこはケースバイケースで、病院だけではなくてほかの部署でも、やっぱりぶち破っていくことをしっかりとそのことを私はぜひ考えてほしい。

財政のほうは財政のほうで、やっぱり絞るところは絞らなければいけないわけですよ。しっかりと検討した中で絞るのと、両方しない中で絞るのじゃ全然違うと思いますので、しっかりとその真意をわかっていただければ——当然わかっていると思いますが、まあまあになっていると、前例踏襲主義とかそういうふうになっているとちょっといけないと思ったので、ちょっときつい言い方かもしれませんがこの質問をまずさせてもらいました。

現状でこの制度の問題改善点はないかという点でありますけれど、今回からまた予算をしっかり5名分盛ったということで、どういうふうな結果になっていくかはわかりませんが、ちょっとほかの事例とかも見たら、例えば今のところは療症療法士とか工学技士とかも7項目、8項目対象としている点もあるわけです。例えば薬剤師を入れているところもありますし、市だって最近ちょっとどうかかわからないですけども、一時期はずっと薬剤師募集というふうにあったわけです。そういうふうに対象者を増やすことを考えてはどうでしょう。そういう点は重要ではないかと思いますが、この点をまず1点。

○議 長 市長。

○市 長 1 市長の声は職員に届いているか

1つだけ議員の皆様方からご理解いただきたい点があるわけですが、牧野議員ばかりではなくて、例えばきのうもお話が出ましたリフォーム事業の募集、これも結局正式に募集するには、予算が成立しなければできない、そういうタイムラグがあるということをちょっとご理解ください。特にこの12月、1月、2月、3月あたりでいろいろな問い合わせがあったり、予算としては一応計上しているけれども、まだ議決をいただかないものですから、正式にそういう募集ができなかったり、あるいは周知ができなかったりという部分が出てきます。

まあ、今のこの言いわけではなくて、そういうことがありますので、この点はひとつご理解を賜らなければならないということでもあります。これは本当にどうしようもないものですから、いやもう来年から5人分だからさあどうぞ、5人の分のことで今すぐ、たった今ウェブサイトで公開しますというわけにはいかない。これだけひとつご理解をいただきたいと思います。

そこで、その対象は一般職的なことであれば、私もそこで相当もうちょっと増やそうとか、やっぱり専門職でありまして、事業管理者あるいは医師の皆さん方が、この部分が本当に今必要だとか、薬剤師とかということじゃなくてこの部分についてはまあ割合と見通しも大丈夫だからと、そういうやっぱり判断があると思うのです。ですので、これについてもし——今、事務部長がいますのでそういう考え方をちょっと披露していただきます。よろしく願いいたします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 1 市長の声は職員に届いているか

今、議論されています就学資金の件ですが、実はこの就学資金制度は大和町の時代につくられたものを、市に引き継いで条例になっているということでございます。ここの条

例の中で充足が必要な医療技術職ということで、どうしても医療を展開するときに、そういう資格がある、免許がある者がいなければ医療が展開できないというようなところ、大和町当時のゆきぐに大和病院のときにもそういう職種が必要だということで、こういう条例が出てきたものと理解しております。当然時代の変遷といいますか時間の経過の中で、新しい医療を行うことも必要になってきますし、高齢化ですとか認知症とかのいろいろな状況も変わってきておりますので、対象となる医療技術職種といいますか、そういうところの今後必要となる、あるいはそういうことを見込めるというところについて、ちょうどこの再編もありますので、職種等を検討しながら必要であればその条例の一部改正等も含めて、検討に入っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 市長の声は職員に届いているか

部長のほうからも答弁がありましたし、市長のほうからも答弁がありました。いろいろな点でちょっと時代に合わなくなってきているので、検討をしているということであればそれはそれでいいですけど、やっぱり私も議員で、この条例は前から知っていた中で指摘をしてこなかったという点があります。本当にみずから考えていたのか、それとも今回の指摘でなったかそういう点はもういいですけど、常にどうやればいいのかというのを、やっぱり考えてしていただければなというふうな思いがあります。じゃあ、1 番はいいです。

2 教育について

2 番目の教育についていきます。手元の資料に基づいて話をしていきます。きょう高校受験の発表だということですが、半年前の9月から、受験生もそうだし、保護者の中でもえらい意見があったわけです。急に生徒の減がありました。一度に魚沼圏域で240名、25年までの定員が2,000名だったのが、26年度は1,760名の定員になるということで、保護者そして生徒のほうから動揺がありました。

県のほうは人口減というか少子化の影響でというふうに言いますが、やっぱりどうせ減らすのであれば、いきなり減らすんだったら毎年1、1、1というふうに減らしていくとか、そういうふうな要望をこれから強く言っていかないとだめなのではないでしょうか、という点でこの質問をさせてもらいました。

例えば表をちょっと見ていただくと、平成25年と平成26年のオーバーのところ、平成26年のオーバーは41名です。でも25年は5名です。ただ、これの例えば南魚沼からよく生徒たちが行く小出、六日町、八海、商工ということになると、そこだけで考えると平成25年はマイナス55名の定員割れで、平成26年は64名の定員オーバー、こういうふうな状況に私はなると思っております。今回の原因は、県のほうはいろいろな説明をしていますが、どういふふうな状況でこういうふうになったのか、ちょっと簡潔でいいので、今持っている情報をいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育について

具体的には教育長から答弁を申し上げますけれども、この事態はやっぱり我々も想定していなかったわけですので、発表になってから県に抗議も含めて改善を要望してきたところがあります。県のほうも余りにも地域の皆さんに説明もなく、そして発表をしてしまったということで若干反省をしていただいて、地域での説明会等も開いていただいて、今回に至ったということでもあります。

県は今、全県一区になりましたので、どこの地区がどうだこうだということよりは、もう全県一区という頭ですから、県全体にしてこのくらい定員が多いと。さらばじゃあどこの地区が一番そうかというと、地区別に子どもの少ない部分、これを確か削っていったんだと思いますけれども、それは教育長からある程度具体的な答弁があるようであればさせますので、よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育について

経過については今、牧野議員、市長の言われたとおりですが、教育委員会なりに分析を試みました。魚沼地区6学級が減るということは240人の減なわけです。それでじゃあ、去年とことし受験生が実際に240人減ったのかどうかということ調べてみたら、この魚沼地域で減ったのは188人です。ということは52人も多く受入先が減ったということになっております。

それでは魚沼地区で240人ですけれども、魚沼地区には小出だとか十日町だとか津南だとか南魚沼市があるわけです。それで南魚沼市に限って言うと、南魚沼市の学校では3学級、そうすると具体的に言うと120人減っています。それで南魚沼市の中で減った人数は48人ということで、ほかの十日町や魚沼よりは少ない減り方だけれど、そこにかけて120人という数が減っているということは、引きますと72人も魚沼だけで、単純に魚沼の子が魚沼の学校へ行ったということからすると大変な数字です。

それでは実際にきょうの試験を受けるときでの定員について言いますと、六日町が27人、八海が1人、塩沢が32人ということで合わせて60人がオーバーしているわけです。そうすると大体さっき市長が言ったように、全県一区になっていますから、こういう私の単純な計算ではないのですが、72人と60人、12人の差がありますが、大体そんな形で南魚沼市の子どもたちは、ほかの魚沼地区とは減りは少ないのだけれども、割り当てが多くて割りをつけているのではないかというふうに思っています。

それで、そのほかにどういう要因がありますかというのと、二、三年前までは各中学校で受験に当たって調整したそうです。おまえさんはここ、おまえさんはそこということをやっていたんですが、ここ二、三年は中途退学が多いということを含めて、やはりこれは本人や保護者の判断ではなく、学校の先生が誘導するというところに原因もあるということで、ここ二、三年は実際には調整していないそうです。

ということで、私が今言った2点が大きく原因しております。それで、さらにこの後、2次募集があるわけですが、2次募集の具合、それから私立の受験具合をみて、子どもたちの

状況を見ながら、やはりその結果を持って県に抗議に行つてまいりたいなというふうに思つております。

それで、先ほども県立の高校だからということで、いつか私、牧野さんにも逃げるようなことを言つたら、何を言っているんだと。教育委員会やはり情報を先取りしてつかむべきだというふうに言われていたことを思い出しまして、やはりこういう分析や読みは、私の責務であると思つていますので深く反省しております。ということで、結果をみて県に抗議に行つてまいりたいというふうに思つております。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 教育について

教育長、非常にわかりやすい説明で、また次のこれからの動きについても説明していただいてよかつたと思います。また次はいつビックウェーブがあるのかはわからないですけども、そのときにはないようにしっかりと情報をとつて、いきなりぼんではなくて徐々にというふうにしていただければと思います。

では、教育についての2番目の質問にいきますが、うちの南魚沼市では奨学金はありますけれど、中学の奨学金制度はありません。全国の自治体の中でも中学の奨学金というものをつくっているところは余りないですが、ただまあ、現状をもう先取りをしてやっていくのも1つではないでしょうかという点で、これをちょっと聞いてみたいと思います。

私もできれば市内の高校とか中学とかに行つてほしいというふうな思いもありますけれど、中には長岡の学校に行つたり、津南の中高一貫に行つたりとか、はたまた全寮制の埼玉のほうに行つたりする、そういうふうな動きもありますし、ちょっと条件をつけて検討をする必要があるのではないか、こういう点についてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育について

これも具体的な部分については教育長に答弁をさせますが、中学というのは義務教育期間ですね。義務教育というのは無償で教育をするということになっていきますから、そこに資金貸与ということは普通はあり得ないと私は思つておりますが、教育委員会、教育長の考え方をまだちょっと私は伺つておりませんので、教育長のほうからも答弁をさせます。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教育について

市の条例についてであります。今、市長の言つた考えがベースになっております。学業が有料なものであつて、経済的理由により就学困難な者に対して学資を貸与するとしております。それで、奨学金の目的にかんがみて、上級学校である大学、短大・専修学校、高等学校を対象として貸与しております。先ほど市長が言いましたように、義務教育への就学と考え、奨学、上の部分、高校等に進めて学ぶという考えをしていないということから、現在中学生対象ということは考えていません。

ただ、現状を調べてみました。私立学校で学区外の学校や市外の学校へ通学している中学

生がどのくらいいるかと言いますと、新大付属の長岡中学校に 18 名、津南中等に 33 名、新潟聖心に 1 名、それとさっき言われた埼玉の県外に 1 名ということで 53 名の方がいます。

それで、やはり交通費だとか、私立ということで入学金だとか、保護者の負担増も考えられます。だから、この件をもって検討はして見なければならぬと考えておりますが、現状のところの原則としては対象にはなっておりません。それと県内、先ほど言われましたように県外は少ないし、県内で中学生を対象とした奨学金制度のある自治体はどこもありません。はい、以上で答弁を終わります。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 教育について

奨学金の答弁ですけれども、私も思いますよ、義務教育だから。義務教育でも可能であれば、子どもが望んでいけば、また例えば長岡にやりたい、津南にやりたい。ただ、交通費が結構かかるんだよねとか、そういう点でちゅうちょしている方もいるんじゃないかなという思いがあります。制度をいろいろな視点で考えて、検討していただきたいというふうな思いがあります。では、2 番目の教育については終わりにします。

3 全天候型こども広場について

それでは 3 点目の全天候型こども広場についてです。1 年前の一般質問でも行いました。1 年に一度はこれをしないとだめなのかな、何ていうふうに自分の中で思っていて、市長もちょっといいかげんにしろよなんていうふうに思っているかもしれません。市長選の中でも市長は言いましたし、10 月の市議選でも数人の議員がこの広場の設置を公約にあげていました。現時点での考えを聞いてみたいと思います。

それこそ場所、時期はというふうに通告してありますが、私は最近、前もちょっと言ったのですが、例えば市民会館の上のあく予定の図書館スペースや、塩沢公民館こういう場所はどうなんだろうと思うんですが、市長の今の考えをじっくりと——アンケートとかを昨年いろいろとったりしたわけですし、今回どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 全天候型こども広場について

全天候型のこども広場「てくてく」の南魚沼市版でありますけれども、一応議員からもそういうご指摘をいただいたり、ご要望もいただいたりいたしまして、アンケートの結果も、私、一度お話ししてありますね。92%がやっぱり欲しいと、こういうことであります。場所は六日町が 44、塩沢が 15、大和の地域に置けというのが 13 です。これは人口比あるいは通勤範囲、通勤場所等も含めると、大体やっぱり自分のいる地域、自分の行っている地域に建設してもらいたいというのが多いというのは、それはまあわかります。

それで開催日につきましては、休日あるいは長期の休み、こういうときというものが約 71%であります。ということで、このアンケート結果も含めて候補地として、今議員おっしゃった今の図書館、これも検討はしましたけれども、スペースがやっぱりどうしても狭い。ほの

ぼの広場の六日町会場とほぼ同じ程度でありますので、ここで全天候型のこども広場というにはちょっと——ただ入っていればいいということであれば、それでいいんですけども、やっぱりそういうわけにはいきませんので、これはちょっと困難だと思っております。

それから民間施設の検討もいたしましたけれども、駐車スペースの問題もあります。それから塩沢公民館について、今年度複合施設への建てかえも含めた検討を行いましたけれども、まず耐震診断を行わないとということ、その結果によって大規模改修あるいは建てかえ、これは平成27年度をめどに判断をするということでもあります。建てかえ議論が俎上に上がるということになりますと、複合施設化を検討して候補の1つとしては検討の余地もあろうということでもあります。

前にも私が議員に申し上げましたように、今はほとんど車ですので、親御さんが連れてくるわけです。子どもがてくてくと遊びに来るのもあるかもわかりません。そうすると、市街地の周辺とかそういうことにこだわらなければ、これから学校施設等があく部分が出てきますので、十分そこで体育館等も使ってやれることがあるわけです。けれども、どうも議員も含めてやっぱり街中だと、市街地周辺だということが非常に強いものですから、苦慮をしているということでございます。

しかし、これはまあきちんとした施設等も含めて、なるべく早くやっぱり実現していきたいと思っております。時期の明示はちょっとできませんけれども、なるべく早く。いつも言われておりますように、任期の内だということをすぐ言われますけれども、これも別に置きましてなるべく早くという思いでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 3 全天候型こども広場について

やっとなら私の一般質問の中で市長が笑ってくれました。何かピリピリ感じましたよ。なるべく早くというふうに言う点は、当然市長のやりたいという気持ちはわかります。でかいとか体育館とかあきの中学校ができる。私も小学校とか中学校とかがあいたらあいたでそこはいいよな、というふうな思いがあるのですが、やっぱりでも保護者の中では本当に早く欲しい、そして、小さくてもいいから早く欲しいという声があるわけです。

私は今あるほのぼのと、図書館の場所だと全然上が違うわけですね。解放感が違って、あそこにジャスコの2階にあるような、トンネルがあるような遊具、立体的な滑り台とかを置いて、必ず保護者が基本的にはついていなければだめというふうな施設で考えて、走りでもいいので早めに考えていく。

100のいきなりドンという、二重投資というのは私もちょっと問題があると思うんですね。ちょっとちゅうちょする点はありますけれど、でも例えば中学校があいたらあいたでそこでやるけれど、現段階でも非常に声は強いので、本当になるべくお金がかからないような考えで検討すると言っていますけれど、検討していただければなという思いはわかっていたきたいという思いがあります。

それと、時期について明示はなかなかと言ったのですが、市長は平成22年3月16日の予

算審議の中でこう答弁したんです。「5年も8年も先ではないころには、何とか考えてみたいという思いであります」と。5年ということになると平成27年3月ですし、8年になるとえらい先だなというふうな思いがありますが、そういうふうな意気込みを忘れてはいけないと思いますので、最後に早めにやるというふうに答弁がいただきたいんですが、そこだけお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 全天候型こども広場について

なるべく早くという思いに変わりはありません。平成22年に5年も8年もと言ったそうでもありますから、それを足したって30年ということにもなりますけれどもそれは別にいたしまして、やはり平成28年これまでの間に、めどはつけなければならないと思っております。議員おっしゃったように、とりあえずここでやって、また後でということはやっぱり避けたいわけです。あっちにもこっちにも幾つものということになりますと、これはまたちょっと管理上の問題もある。いろいろの面がありますけれども、なるべく早くこういうことでご理解を賜ればと思っております。

何しろやらなければならないと、このことは十分自覚をしておりますし、なるべく早くということについては、まさに何年ということのめどは明示はできませんけれども、私の思うにはやっぱり28年までだろうとそういう思いであります。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 3 全天候型こども広場について

これで終わりにしますが、それこそ答弁がいろいろありました。私は二重投資という意味は、一番最初にでかくかけるのではなくて、小さくかけてそれをもって引っ越しができるように、それをある意味、二重投資だけれどもそれほどの二重投資ではないわけですよね。そういうふうと考えていくのも1つではないですかという意味を込めてだったので、よろしくご検討をこれからも続けていただければと思います。以上にて終わります。

○議 長 傍聴者の方が見えられましたが、休憩といたします。休憩後の再開は3時15分といたします。

[午後3時02分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後3時15分]

○議 長 市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市 長 たびたびで申しわけございません。先ほど阿部俊夫議員のご質問に対する答弁の中で、今の現大和病院職員の給与の改善といいますか、それにつきまして今検討してということでお話し申し上げましたが、一部1月1日から初任給を若い皆さん方の部分を上げて、上がっていくカーブを抑えるような形でのことを一部実施いたしておりますので、その点ひとつご理解ください。たびたびの答弁訂正で申しわけございません。これによりますと、大体生涯、トータル的には給与額は抑えられるのですけれども、一時的にはやっぱりぐ

っと高くなる部分も出ます。そういうことで一応 100%の改善ということではありませんが、一部実施を始めておりましたので、その点答弁を訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議 長 質問順位 20 番、議席番号 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 傍聴の皆様ご苦労さまです。それでは通告に従いまして一般質問を行います。

障がい者支援の拡充を

今回は障がい者支援の拡充をということで一般質問をさせていただきます。当南魚沼市における障がい者への障害者手帳の給付の現状は、平成 26 年 1 月末現在で身体障がい者が 2,391 人、知的障がい者が 450 人、精神障がい者が 497 人で合計 3,338 人であります。これは市の人口の 5.5%ほどであります。手帳の交付件数は、身体、知的、精神障がいともやや増加傾向にあり、特に肢体不自由と内部障がい者の伸びが高くなっております。

そんな中で、国の支援制度につきましては、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、1年8か月が経過したところであります。また、この 26 年 4 月にも一部支援の名称変更や対象枠の拡大があるそうです。このような中ですが、実際に手帳の交付を受けずに、いわゆる助成の制度を知らない方が日常生活に不便や支障をきたし、経済的負担も強いられております。

以下、3 点について伺います。まず本通告書で私が毎年 12 月 3 日から 9 日が啓発広報活動というふうに記されてありますが、これについては障がい者への理解を深める習慣だというふうなことでございましたので、ちょっと記載のほうがおかしいということでもってご認識願いたいと思います。

まず質問の（1）ですが、障害者手帳の交付要件の周知不足により補装具等実費購入者がいますが、今までの周知の方法等に問題はなかったのか伺いたいと思います。

2 点目でありますが、障がい者の生活環境整備への助成です。これにつきましては日常生活用具給付事業実施要綱で、スロープであるとか、手すりであるとか、ベッドであるとか、便器等 40 品目ほどに一定額助成がなされています。また、移動の手段としてのタクシー券が発給されておりますが、これらも含め市の助成枠の拡大はできないか、このことについて伺います。

それから 3 点目でありますが、障がい者の就職の場の確保についてです。現状国は障がい者の雇用拡大を図るため、法定雇用率を平成 25 年 4 月からそれまでよりプラス 0.2%いたしまして、一般民間企業では 50 人以上の雇用で法定雇用率を 2%に、また国、地方公共団体においては 2.3%としておりますが、実際このハローワーク南魚沼管内の障がい者雇用率はどれくらいで、その雇用率を上げるために市としての支援策はどのような策を講じているか伺います。以上、壇上よりの質問を終わります。

○議 長 小澤 実君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 障がい者支援の拡充を

小澤議員の質問にお答え申し上げます。この周知不足ではないかということではありますが、市でご承知のように市民ガイドブック、ホームページ、あるいは市報これは26年1月1日号でありますけれども、障害者手帳に関する制度について広報をしているところであります。しかしながら、現実に制度を知らないで手帳の申請をしていない方がおられるということでもありますので、引き続き広報活動に努めますし、手帳によるサービスが必要な方々への周知につきましても、医療機関あるいは福祉団体等にも引き続きこのお願いをしまいたいと思っております。

もし、具体的な方がおられましたらお知らせいただければありがたいですし、とにかく広報、周知活動を徹底していくということでご理解いただきたいと思います。

生活環境整備の助成であります。今現在、日常生活用具給付事業の住宅改修費につきまして、日常生活を営むのに著しくこの支障のある在宅の障がい者、そして段差解消、住環境の改善これを行う場合に工事費を給付することでありまして、自立支援や福祉の推進を図っているところであります。小規模改修ということで1回20万円を上限として交付をしているところであります。

そして、平成26年度から南魚沼市高齢者・障がい者向け住宅整備費補助事業、これは県単の補助でありますけれども、これを始める予定になっておりまして、さらにその在宅障がい者の福祉増進のための生活環境整備を支援してまいりたいと思っております。

障がい者の就労の場の確保であります。今現在ちょっと申し上げますが、市内にあります障がい者就労継続支援施設では、魚野の家、定員26人、セルフこぶし工房、定員25人、工房とんとん、定員14人、合計定員65人がありまして、平均の利用実績では58名の障がい者の皆さんが就労支援サービスを受けているところであります。

また、魚野の家とセルフこぶし工房におきましては、就労移行支援事業も行っておりまして、定員は18人、魚野の家で12人、セルフこぶし工房6人で、これで平均利用実績は12.6人です。そのうち、平成25年度中に5名の方が一般企業のほうへ就労いたしました。

市も当然でありますけれども、自立支援協議会の就労部会におきまして、引き続き総合支援学校の生徒が卒業後、スムーズにこうした就労支援施設を利用できるように調整を行います。また、平成26年度で障がい者福祉サービスを利用する全ての方々のサービス等利用計画が整備される予定でありますので、相談支援センターを中心にさらに就労ニーズの把握、そして就労支援施設の利用調整を行ってまいりたいと思っております。

法定雇用率でありますけれども、今おっしゃっていただきましたように、平成25年4月から0.2%引き上げられまして、対象の事業所も56人というのが50人というふうに変ったわけです。雇用の促進を図るために、ハローワーク南魚沼を中心に対象となる一般企業や官公庁これに対しまして、法定雇用率を遵守するよう、指導がなされているところであります。市もこの法定雇用率を遵守しまして、関係機関事業所と連携をして、障がい者雇用の増進に努めてまいりたいと思っております。この市はですね、2.78%でありまして、法定雇用率は2.3%でありますので、これは法定雇用率を遵守をしております。

企業の関係でありまして、これは平成 24 年度では達成企業率が 60.8%であります、平成 25 年度は一応 64.2%まで上がっております。ということは4割弱がまだここに達していないということでもあります。対象企業数は 24 年度が 51 件、25 年度が 67 件ということで、これは 50 人に引き下げられたことによる増でありますけれども、そういうことでもありますのでご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 障がい者支援の拡充を

1 項目ですけれども、手帳を入手するには必ず医師の診断を受けなければならないという部分もありますので、ぜひとも診断される先生方のほうにもそのことの周知を——当然先生方は知っているわけですが——していただければありがたいというふうに思っております。

一般的には意外と補聴器関係などは業者さんがあちこちに入っていて、そこでもって直接売るような部分も多々あるそうでございます。そうすると意外と高いものは買ったけれども、思ったほど聞こえが悪いとかそういったものもあるようでございますので、その辺何とか手帳入手がスムーズに行くような広報活動を、さらに充実していただければありがたいと思いますが、もう 1 回その辺をよろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 障がい者支援の拡充を

さらにこの周知を図っていきたいと思っておりますし、医療機関等にもまた改めてそういうことを周知させていただきたいと思っております。佐村河内さんのようなことにならないように気をつけなければならないと思っておりますので、周知に努めさせていただきたいと思っております。

○議 長 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 障がい者支援の拡充を

では、周知のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは 2 番目のほうですけれども、今、日常生活用具給付事業実施要綱については、各県もそうですし、市町村によって細部にわたって助成の枠が違っているかと思ひますが、当市の場合それこそ近隣の市町村と比べて、いかがであるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 障がい者支援の拡充を

この詳細部分につきましては、担当部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 障がい者支援の拡充を

100%細々したところまで確認しているわけではございませんが、一応これは国庫補助事業を通してありますので、恐らくほとんど同じ基準でやっていると思ひます。

○議 長 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 障がい者支援の拡充を

ちよつとこういろいろな方に聞きますと、当新潟県自体は違いますけれども、ほかの県ではやはり全然助成の率が違うところがあるそうです。市単独事業というかそういう部分で積み増しをしているところもあるそうなので、その辺が福祉事業の一環として当市もただそっくりそれを受けるのではなくて、できる部分はしてあげるといような体制をとっていただければありがたいなというふうに思っております。

もう1点、障がい者の皆さんから、自分の行動の範囲がやっぱり狭められるというような中で、タクシー券の利用はしているのですけれども、それのみならずやはり乗れる場所、ターミナル的なところをもっと増やすとか細部にわたって——今は市では市民バスを病院の開院に合わせてかなりまた検討がなされていると思っておりますけれども、まあまあ市民バスも含めデマンドタクシー等々の要望等も受けていただけるようなそんな部分、今考えておられるところをお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 障がい者支援の拡充を

この助成制度といいますかこれにつきまして、今、部長が答弁をいたしましたように、大体横並びぐらいだろうと思っております。県によって大きく違うという部分についてはちよつと承知をしておりますので、それらも実態をある程度調査をさせていただいて、もし我々の地域、市で不足している部分あるいは非常に劣っている部分、これらがあるとすればまた検討はさせていただきたいと思っております。

それから移動手段について、今、市民バスの運行については、平成26年度に大体きちんとした方向が出るわけでありまして、平成27年の基幹病院開院にあわせて、運行経路も含めて実施をしていこうということになるわけでありまして、障がいを持たれる皆さん方が利用しやすい方法というのも当然、例えばバスも、何だったかノンステップバスということがどうだとか、いろいろ検討はしております。デマンドについてはまだ実施するか、導入するか否かは別ですけれども、やはりどうしてもバスで補足しきれない部分というのは、タクシーなりデマンドタクシーなりという部分が必要になってくるわけでありまして、そういうことも含めて検討していかなければならないと思っております。

ただ、ステーション的な部分を、とまるところを全部整備しろと言われてみると、これはちよつと難しいことだと思っております。ただその駐車場所が著しく、例えば車イスで行けないようなところとかだとすれば、それはまた車イスで行けるようなところにもう1回駐車するとか停車するとか、あるいは改造できることであれば改良していくとか、その方法は考えられると思っております。そういう形でやっておりますので、場所を全部整備はできませんけれども、交通手段といいますかその部分について、障がい者の皆さんが全く利用できないなんていうことにならないように、注意を払いながら現在計画を進めているところであります。

○議 長 13番・小澤 実君。

○小澤 実君 障がい者支援の拡充を

今のバスのとまるところを全部という意味合いではなくて、起点になるターミナルを、今市長がおっしゃられた部分よりもうちょっと、こまごまと何とか数を設けてもらいたいというそういう思いであります。——意味が通じないかな。

大和であれば2か所、3か所はきちんとしたターミナルを持つ、六日町にもまた三、四か所持つというそういった感じで、とまるところ全てを直せという意味合いではなくて、そんなことでございます。もう1回よろしいですか。

○議 長 市長。

○市 長 障がい者支援の拡充を

ちょっと、今ここでそれを整備していこうとか、できないとかということは申し上げる段階というか、私が整理ができておりませんし、そういうターミナルというのをどこに設けるか。ここによって大きく違ってきますので、その辺は交通調整会議かその会議の中で、またそういう問題点がどうあるのか、これらは検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 13番・小澤 実君。

○小澤 実君 障がい者支援の拡充を

ターミナル的な部分、まあまあ運行経路についてこれから細部にわたって検討していただけるということで、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今、厚生労働省のほうでも取りまとめた部分のデータを見たのですが、特別支援学校から一般就労というのは、非常に24%台と率があるということですが、やはり障がい福祉サービスの施設から一般企業への就職は1から2%ぐらいだというようなデータが出ております。何とかこの部分も障がい福祉サービスのほうから一般企業に行けるような援護策等も、これから市で考えていただければありがたいと思いますが、よろしく願いします。

○議 長 市長。

○市 長 障がい者支援の拡充を

支援学校を卒業して一般就労というのは、今、議員からおっしゃっていただいたように全国的に二十何%。私たちのところは今回卒業する皆さん方が2人、率としては30%を超えまして、これは内山校長先生も含めて全国平均を大きく上回っているというようなことですが、就労施設のほうから一般企業への就職といえますか、このことについては非常に低いということでもあります。実態も調べながら、結局はやっぱりある程度自分でできる範囲を磨いていかなければならないわけでありまして、その就労支援施設でそれが実際磨けているか否か、一般的な就労ができるか否か。一般的といったって一般企業で雇用するに大丈夫なような部分があるのかなのかこの辺がちょっとわかりませんので、何しろ支援施設にずっといるということでは、やっぱり親御さんもお本人も満足ができないわけでありまして。そういうことがどんどん進められるように、また実態も含めて調査をし、改善点があれば改善をし、支援するところがあれば支援をしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問順位 21 番、議席番号 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 中沢一博でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。今回は大きく 4 項目にわたりにまして質問をさせていただきます。

1 「地域包括ケアシステム」の構築について

最初の 1 点目でございます。「地域包括ケアシステム」の構築についてお伺いいたします。日本は世界に類を見ない速さで少子高齢化が進んでいるわけでありまして、この 65 歳以上の高齢者で、よくいわれる 2025 年には 3,657 万人となり、国民の 4 人に 1 人がいわゆる高齢者となるわけでありまして、2042 年では約 3,900 万人でピークを迎えるというふうに言われております。その後も 75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予測されております。

このような状況下で、団塊世代の約 800 万人が 75 歳以上になる 2025 年、平成 37 年でありますけれども、それ以降はまたさらに医療や介護の需要が増加することが見込まれております。かつて経験したことのないこの超高齢化社会を迎えるに当たりまして、高齢者が医療、介護、福祉サービスなど住み慣れた地域で一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築は、超高齢化社会への対応に欠かせない喫緊の課題であります。

これからの 10 年を見据えて、いかに地域にあったシステムを築くか。これは都市部とか山間部、全部違って来るわけでありまして。私たちの地域にあった、実情に即した、生涯にわたり、安心して暮らせるこの仕組みをどう構築するか。これが各自治体の取り組みにかかっており、まさに地域力が問われてくるわけでありまして。そこで、どうこの地域包括ケアを具体的に進めるかお伺いいたします。

1 点目であります。南魚沼市に合った地域包括ケアシステムをどのように捉えているのか。市長として全体的にどのようなイメージで捉えているのか、まずお伺いさせていただきたいと思っております。

2 点目であります。医療から介護まで 1 つのサービスとして提供するわけでございますけれども、この体制が必要と考えます。実際に組織や団体との連携をどのように考え、また進めようとしているのかお伺いします。

3 点目でございます。現在、旧町村単位に地域包括支援センターの体制が設置されておりますけれども、これを今後どのように考えておられるのかお伺いいたします。

そして 4 点目であります。鍼灸師の位置づけと活用についてお伺いするわけであります。介護施設やリハビリ施設などに配備されております機能訓練指導員については、マッサージ師から指導員として介護現場で活躍してもらっております。そのまた半面でありますけれども、医療介護社会を考える中で、この鍼灸師の活躍というものもやはり必要になってくるのではないかと、そのように私は考えますけれども、市長の見解をお伺いするものであります。以上、大きく大項目の 1 点目でありますこの地域包括ケアシステムにつきまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 「地域包括ケアシステム」の構築について

南魚沼に合った地域包括ケアシステムとはということでありまして、昨年12月に実施いたしました日常生活圏のニーズ調査の分析結果、そして地域ケア会議これらを通しての地域ニーズあるいは世代別人口の推計などに基きまして、我が市に必要なケアの把握をまずしなければなりません。あわせて地域の医療・介護資源あるいはボランティアの現状、そしてそういうことの今後を見極めまして、医療・介護・生活支援これが切れ目なくやっぱり提供される体制とシステムを構築する、これが南魚沼市に合った地域包括ケアシステムだと考えております。

その構築に向けまして、まずは関係機関の「顔の見える関係」づくりをまず進めなければならないと思っております。

医療から介護までを一つのサービスとして提供できる連携についてということであります。これは佐藤議員にもお答え申し上げましたけれども、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが当然必要になってくるわけであります。そのために、やっぱり市あるいは県が中心になって、医師会・医療機関・介護施設等の方々から構成メンバーとなっていていただいて、地域が抱える課題について話し合っ、多職種協働によります医療・介護・予防、住まい、生活支援これらさまざまなサービスを一体的に提供できる体制を構築していきたいと思っております。

地域包括センターの体制であります、このセンターが行う地域支援事業に大幅な改正が加えられまして、新たな業務、役割が追加される予定であります。こういうことに対応するために、地域包括支援システムこれにおいて地域の最前線に立ちます中核的な機関として機能強化を図るために、統括機能を発揮する基幹型中央センターを置きまして、現在の包括は支所的な役割のサブセンターとして、全体で1つの南魚沼市地域包括支援センターとする体制を今は考えているところであります。

鍼灸師の位置づけと活用であります、現在この鍼灸師につきましては介護保険が施行されるときに、鍼灸は医療だから介護分野にはそぐわないということで、制度から除外されたというふうに伺っております。また、平成25年6月3日、厚生労働副大臣に鍼灸師の団体から「鍼灸師を介護保険制度における機能訓練指導員として認定していただきたい」旨の要望書が提出されたとも伺っております。

市で独自にということではなかなかできません。鍼灸の介護分野における効果、効能これらについて独自に把握する術も市としてはございませんので、保険給付はもちろんのことでありまして、現時点で独自に介護関連事業に取り入れるということは非常に難しいことだというふうに考えております。以上であります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

それでは、地域包括ケアシステムについてお伺いさせていただきますけれども、我が市は合併してことし10年を迎えようとしております。ご承知のとおり平成17年人口が6万3,329人あったのが、今現在6万142人になりました。その中で高齢者は増えていって、今27.44%でしょうか、そのような報告も受けております。その一方で14歳以下の人口は減少しております、本当にここにある面では一番のこれからの課題になってくるわけでありまして、そういう面ではこの少子化対策を、前に同僚議員が何人かお伝えしました。

また、核家族問題等これは私は機会をみてまた質問させていただきたいと思っておりますけれども、そうした中で認知症の高齢者の方とか、65歳以上の今現在見ていると単身の方、またご夫婦で住んでおられる方が多くなったときに、ご承知のとおりどうしてもこの部分に、私たちの地域はこういう状況だけれども、やはり国がそういう政策を出してきているわけですから進めていかなければいけない、そういう状況になってきているわけでありまして。

その中で10年後、20年後を見据えて手を打っていかないと、困った、困ったということになってしまうわけでありまして。私は今、医療再編をやっております。委員会でもさせていただきましてけれども、一般病床は市長からも明確に提示されております。だけれども、この療養病床と介護療養病床に関しては、まだ具体的に差が出ていないのであります。市長はこれをやっぱり具体的にしなければ、第6次計画が決まらないわけでありまして、これからどうやっていくかというここが決まらない限りは、次の一步が進まないわけです。この点、市長はいつごろ具体的に提示することができるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

療養ベッドといいますかこれにつきましては、今現在でも、大和が今度はベッド数が40になるわけです。そのうちの幾つとか——あれはベッド数は幾つだったか——数ベッド。それから城内診療所は今年度中は一応19床を維持します。ただ、来年度以降がこの療養ベッドを幾つ持つか、これはまだちょっと決定はしておりませんが、当然ですけれども今年度中です。それから新しい市民病院も当然今年度中にきちんとベッド数を確定をしてやっていかなければならないと思っております。確定をするというか市のほうで数として打ち出せるのは、26年度中ということでご理解賜ればありがたいと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

そうしますと平成26年度中ということですので、本当にこの部分がやはり出発点でございます。今そういうのがなかなかまだ数値として出てきていないものですから、やはり市民もどうなるんだろうという不安が、正直のところ先に出てくるのが現実かと思っております。その中で市長は絶えず地域完結型社会を目指していくというふうについていつもおっしゃっていただいております。本当にこれはすごいことだと思います。大和病院に関しましても、ことし地域ケア科ですか、創設していくというふう聞いています。

私たち党派も佐久市のほうに行ってきた、そのことも勉強させていただきました。その面では市長は、佐久総合病院のときも私たち委員会と一緒に行かれました。これは本当に類のないことであります。委員会と一緒にその地域の現場を見てくるということ。これがやはり市長がこの地域の今後をどうしようかと本当に思っておられるあらわれの一端ではないかというふうに、私は本当に敬意を表したいと思っております。

その中で何回もこれは出てくることであります。人材の確保、マンパワー、やっぱりこの部分はどうしても避けられない。そこがないと地域の仕組みがつかられないわけです。そういうことをしたときに支える人がいなければ、幾ら図面を書いてもできないわけでありまして。私はこの2025年を見据えた中で、医療・介護・福祉の人材確保、当市としてまだ難しいかもしれないけれども、数字としてどのぐらいやはり必要と考えておられるのか。やはりこのことを見据えていかなければ、今後の作戦だとか施策ができていかないわけでありまして。その点、数字等がもしお示しができるようだったら、お聞かせいただければありがたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

人材確保の具体的な数値ということになりますと、私が今お答えできる部分については、南魚沼市としては新しい病院も含めて医師が18人。今現在は確かまだ4名足りないわけですが、そういうことであります。あと介護関係の職員とかは、ご承知のように市が介護施設を持っておりませんが、しかし、第6次計画の中でまたどのくらいベッド数を確保しようとか出てくるわけですから、今、担当部長のほうで把握している数字があれば、それはここで答弁させますし、6次計画の中できちんと策定していくということであれば、それなりにご理解いただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

まだ具体的な数字は出ておりません。というのは、これから整備する施設の数、あるいはその施設の種別、そういったものによって必要なマンパワーがみんな変わってきますので、具体的な数字が今のところは出ていないような状況です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

確かに難しいと思います。民間も入って私たちだけで決められる問題ではないですけども、2025年を見据えたときに、例えば介護保険料はどのくらいにしていかなければいけないのだろうか。やっぱりそういうあれが出てくると思うんです。幾ら施設がどんどんできてきたって、できる、できないはいろいろありますけれども、そういう部分をやはりある程度こちらがきちんと持っていないと、なかなかその数字が私たちと民間との食い違いが出てくるわけでありまして。

国のほうでは例えば医師は今29万人だけれども、32万から33万必要だと言われています。

介護士は今 145 万人ですけれども、200 万人必要になってくるのではないかと。例えば看護師だったら今 149 万人だけれども、1.5 倍から 2 倍必要になってくるだろう。そういう統計は執行部もきちんとつかんでいるかと思います。そういう部分をしたときに、ここでやはり介護のイメージというものをもう一度、私たちは教育も含めてつくっていかなければいけない。今介護職というのは、どちらかというときつい、本当につらい、処遇も悪い、そういうイメージであります。これではなかなか現実には進まないのではありません。その点、この介護職について、市長からも前もお聞きしていますけれども、今その現実をどう思われておりますでしょうか。ちょっとご所見をいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

介護職の皆さん方のその職務内容というのは、非常にやっぱり過酷といえますか大変な内容でありまして、6 次計画の中でも出てくるわけですがけれども、なかなかこの介護職のいわゆるマンパワーの確保というのは、非常に難しい状況だと思っております。国のほうもこの待遇改善ということで、去年、おとしですか一時金的な部分を処置したわけですがけれども、これでとても済む問題ではない。しかも、例えば私どもは八色園を運営しておりますけれども、そこの職員の給与と一般民間の介護職の給与というのは、歴然とした差があるわけです。その辺をある程度解決していかなければ、これは介護職を確保するという事は非常に難しいと思っております。

ただ、それをやりますと介護保険料に全部跳ね返るわけですので、そこをどう調整するか。それから施設を整備すればするほど、そこに入居する方は当然ですが出てくるわけで、これもやはり介護保険料の高騰につながっていく、これをどう解決していくか。非常に難しい問題ではありますが、やはり現実として出てくる問題でありますから、何とか解決をする方向で努力をしていかなければならないと思っております。具体的にどうだこうだということは今、申し上げられるところではありません。6 次計画の中で相当な部分が出てくるだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

私は介護職というのは、こんなことを言ったらあれですけれども、本当に大変だなという――学校のある先生に言わせると、介護士は厳しいからしないほうがいいぞとそんなことも正直に言うぐらい、誰もが大変だと思っております。やはりそういうイメージを変えていかなければいけない。やはり夢がある仕事なんだというそういう部分を、私たち行政からつくっていかなければいけない。介護は重要な本当に価値のある仕事であるということを、やはりきちんと提示していかないと、若い人たちが育ってこない、そのように私は感じます。

そんな面で、先ほど市長からも例えばこれから具体的に進めるについて、地域ケア会議等を進めていくという話がありました。医師会との連携がなかなかうまくいかないという話も聞きました。そういう部分でやっぱりどこでも大変かと思っております。今ケアマネージャーに聞

きますと、50%がやはり医師との連絡がとりづらいと、そういう部分も聞いております。そういう面でやはりこの構築をぜひ、第6次計画に進めていっていただいて、もう本当に目と鼻の先にきていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移らせていただきます。3点目の地域包括支援センターの体制、今、地域包括センターというのは、保健師と社会福祉士と主任介護支援専門員を置かなければつくられないわけですが、まあ旧町ずつあるわけですが、市長から中央センターのような形で捉えていく。そして今あるのは支局というか分館ですかね、ちょっと私聞き逃しましたが、そう捉えているという、もう1回ちょっとそのイメージ的なものを——集中的にそのところをどこかに置くということでしょうか。どこかの病院……ちょっとその点、もし言われたらお願いしたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市長 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

どこかにつくるとか、今ここの部分にこうだということを私が想定しているわけではありませんが、いわゆる全てのところを網羅して、そこを把握できるようなどにかく中央部分を置かなければ——今は地域ごとにやっているわけですね。それではなかなか全体の連携が取れないということですので、中央基幹センター的なものを設置して、今のセンターはいわゆる支所的にして、全てこう一体となって運営といいますかそういうことができいくようにやりたい。

そうしないと、それぞれの情報を全部収集してそこで処理していくという部分ができなくなりますので、それぞれが勝手ではありませんけれども、この塩沢であれば塩沢地域の問題だけ、六日町、大和とこうなってしまうので、それはやはり避けるべきだろうという思いから、中央基幹センターという部分を想定をしているわけでございます。具体的な場所等は、考えていることがあったら部長に答弁させます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

施設的な位置等は特に考えていませんけれども、基本的には今、市長が申し上げたことと同じですが、基幹型にすることによって先ほど言われました3職種、主任ケアマネと保健師と社会福祉士が、各センターに1人ずついないとだめです。ここらが解除できて、それぞれスタッフをそこに必要なときにそこに回すということが、人事の面で非常に何といいますかフレキシブルにできる部分ができます。

それで、先ほど市長が申し上げましたように、統括しているところで全ての例えば南魚沼市としての指針やそういうものを決めたときに、各センターが独自に動くのではなくて、中央で統括してそのあたりを捉えることができるということです。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

大変聞いてすばらしいことだと思います。やはり今の部分は確かにこういう全部が逐一違

っています。本当にそれを一つにして市全体を網羅しようという、そういう考え方を本当に私はすごいなというふうに感じました。そうやって今どうしてもやっぱり私は地域包括ケアをしたときに、在宅医療、在宅介護といわれていますけれども、何遍もいろいろの同僚議員が言っていますが、やはりここにどうしても一歩入っていかない限りこれができないのでありますね。

今、24 時間態勢はできないと確かに言っております。だけど現実には 24 時間態勢を、じゃあ何人それをしているだろうかということです。私が訪問介護支援センター等で調べた部分ですと、実際そんなにいないのですね、はい。連絡体制さえ取れば大体安心できるんです。不安感が取り除けるんです。そういうこともやっぱりきちっと示していかなければいけない。

そういうふうにしてやはり今の部分だと、こ例えばれから第 6 次計画で行政が 24 時間態勢をしていきたいと言ったって、今、民間は手を挙げないんですよ。要するにお金もうからないものは手を挙げないんですよ。俺からはっきり言わせてもらえばおかしいですよ。受けていて、でもこれからはそういうところに入っていかなければいけない。そういうときにやはり社協等がこれから大事になってくるかと思えます。そういう部分の捉え方をちょっとお聞かせいただきたい。もう一歩、市民に対していつでも入れて、いつでも出ていかれるそういう安心体制をどうつくっていくかということに対して、もう一度市長ご決意等をいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

この 24 時間の問題も、先ほど佐藤議員の質問の際にお答えいたしました。非常に難しい状況です。ただ、それを利用する人がある程度限定をされる、どこにいる、このことが例えば特定をされればその方法も見つかるかもわかりません。それにしても今議員おっしゃったように、我々がそれを出すわけではなくて、民間からそのケアを出していただかなければならないわけですので、これがきちんとして出せるか否か、用意できるか否か。

こういう問題もありますので、まずはそういうことをするために何をしなければならないかという部分の問題点の洗い出しをこの 6 次の中で全部やりまして、そして対応できる部分と、どうしても対応できない部分というのが確か出てくるわけです。対応できないのを放っておくというわけにはいきませんので、何らかの方法でそれをある程度支援といいますか、救っていくような道を探っていかなければならないわけでありまして。必ずそういう時代が来る、今でも来ているわけですから、その辺をこれからの計画の中できちんと詰めていきたいと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

市長の強いご決意を聞かせていただきまして、本当にありがたく思っております。

次の 4 点目に移らせていただきます。この鍼灸師の位置づけと活用についてお話しさせていただきます。先ほど市長から詳細というかをお聞かせいただいたわけですが、や

はり何遍も言うようですけれども、在宅医療、在宅介護を考えたときに、今、現実国民の
というか60%が自宅で療養を望んでおります。その中で私が今感じるのは、終末期を迎える
患者さんがいたとします。薬も飲めないのです。そういう人たちをどうケアをしていくか、
これは大事であります。痛みと闘っている、薬だって自分の口から飲めない、そういう人た
ちをどう少しでも救っていくか。私はこの鍼灸師というのは、確かに大事になってくると思
います。

さっき言いました佐久市でそういうことも派遣をしていると聞きました。調べましたとこ
ろ、川崎市もやっていると言われました。これについて市長、もう一度この鍼灸師という
ものを、我が市で、何とか活用できないでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

先ほども申し上げましたが、鍼灸師の皆さん方が施す医療といいますかそのことについて、
我々が独自にこの効能を認定してということにはなりませんので、保険給付の対象にはなら
ないということ、これはもうご存じだと思います。そして、例えばじゃあ、そういうことを
受けるについて市で独自の補助制度とかを受けられた方に、そういうことを設けろとかい
うことになれば、これはまた財政の範囲はありますけれども、それはまた話が違ってくるわけ
であります。正式に認定をして保険給付の対象としろと言われてますと、これは我々としては
でき得ないことでもあります。これはとにかく国が認定しなければ保険給付はできないわけ
ありますから、そういう中で分けて考えていただかないと、ちょっと無理かと思ひます。

鍼灸師の方が、実際そういう患者さんといいますかそういう方を、例えばマッサージした
ら非常によかったとかそういうことがあるわけでしょうが、その部分を市として独自にそう
いうことに対して、患者さんに対しての支援制度をやりなさいと、こういうことであれば、
それはある意味検討してみなければならないということだと思います。ただ、どの程度どう
だということ全く我々が理解しておりませんので、制度としてすぐに設けるということは
言明はできませんけれども、実態的な調査これらは、議員もご承知の中でお教えいただけれ
ばありがたいですし、我々もまたされる調査はしてみたいと思ひております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「地域包括ケアシステム」の構築について

ぜひ、先進事例もございまして、何とかいい方法で一步でも前進をしていただければと
思っています。やはり私も私なりに国のほうにも訴えた中で、保険が適用になれば全然また
違って来る。さっき市長が言ったように、角度を変えてゆきぐに大和病院をどういうふう
にしていくか。私はこれは生き残りをかけた中で特色を出していかなければいけないと思ひ
ています。そういう部分もぜひご検討いただきたいと思ひています。

2 レセプト、健康情報等を活用したデータヘルスの推進について

では、次に移らせていただきます。時間がかなり過ぎてしまってますみません。大きな2点
目に移ります。このレセプトと健康情報等を活用したデータヘルスの推進についてござい

ます。健康寿命の延伸というテーマ、予防、健康管理の推進に、どうしても仕組みづくりとしてデータヘルスの計画が今後重要になってくるわけでございます。

データヘルスとは皆さんご承知のとおり、医療保険者によるデータ分析に基づいた保険事業のことでありまして、レセプト診療報酬の明細だとか健康診断情報等を活用して、意識づけだとか健康事業または受診勧奨などを行い、また保険事業を効果的に実践していくという部分であります。このデータヘルスの計画であります。

これに関しては私は当市はある面では進んでいるんじゃないかと思っております。それはやっぱりジェネリック医薬品等でかなり発揮しております。それで、これは医療費の適正化にもなってくると思いますし、国保の財政にもかなりのメリットがあり、チェック機関がきちっとしていけばかなり私は違ってくるかと思っております。この部分、このデータを活用した中での、当市の今後の計画の一步前進的な部分というか計画等を、再度お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 レセプト、健康情報等を活用したデータヘルスの推進について

今議員からおっしゃっていただいたように、医療保険者が保有する特定健康診査、保健指導このデータそして診療報酬明細、レセプトこういうことに基づいて加入者の健康増進あるいは疾病予防、重症化のための保険事業を行うということであります。

いわゆるこのデータヘルスと申しますのは、議員もご承知かと思っておりますけれども、まだ実際に国の計画は明らかではありませんが、平成 26 年に計画策定に着手して、平成 27 年度からの実施、我々はそこを予定しているところであります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 レセプト、健康情報等を活用したデータヘルスの推進について

ちょっと時間が迫ってきたもので時計を見ながらでして大変恐縮でございます。大変失礼いたしました。そういう面で、私は介護の部分に関してもこのレセプトというのは今後さらに進んでいくかと思っておりますし、この医療はその面では一步先に行っているかと思っておりますけれども、やはりこれは大事になってくるかと思っております。ジェネリック医薬品にただけでも、かなりチェックして今配信しています。どのくらい使ったか通知もしています。

そういう面では県下でも先駆けていられるなというふうには、私は敬意を称したいと思っております。ちなみに昨年度ジェネリック医薬品に、レセプトをきちんと通知したことによって、我が市は幾らぐらい医療費が削減されましたでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 レセプト、健康情報等を活用したデータヘルスの推進について

具体的な数値はちょっと調査をしますけれども、その後、答弁をさせていただきます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 レセプト、健康情報等を活用したデータヘルスの推進について

ぜひ調べて、前は 7,000 万円ちょっとぐらいだったでしょうか、どのぐらいだったかちょ

っと私も不明確で、結構金額は大きいかと思しますので、ぜひそういうものをどんどん進めていていただいて、大丈夫なものは大丈夫。また新しい高度な薬を飲まなきゃいけないのは、そういうふうな形で角度をつけてチェックをしていていただきたいと思っております。

3 臨時職員の待遇改善について

ちょっと時間がないので次の3点目に移ります。臨時職員の待遇改善についてお伺いいたします。昨日から報道等でも民間企業のベースアップが各社発表されております。6年ぶりのベースアップということで、中小企業はある面ではうらやましいなどという報道を、いろいろな面で聞いている方も多いと思えます。景気回復がささやかれている中でありますけれども、消費税がこの4月から8%になります。

臨時職員とはいえ、私たちはどうだろうか。なかなか臨時職員の皆さんは言われる立場ではございませんし、それだけのことを言う人もいないかもわからない。でもこれはやっぱり察しているかと思えます。私は察しております。そんな中で景気回復の実感は、やはり賃金の引き上げが一番であります。そういう面で正職員は各自治体で決められるというふうに言われていますけれども、当市は人事院の勧告に従って決めているのが実情でありますけれども、臨時職員の給与等、賃金等は、また待遇等はどのように決められているのでしょうか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市長 3 臨時職員の待遇改善について

臨時職員の処遇でありますけれども、賃金につきましては一般事務の場合、新採用職員の初任給が高卒が14万100円、短大卒が15万2,000円ありますが、この時間当たり単価、高卒ですと889円、短大ですと969円これを参考に定めておまして、平成22年度からは1時間930円としております。これをベースにして県内の臨時職員単価は資格要件等を考慮して23項目に分類をしております。主な職種の単価であります。保育士クラス担任1,100円時間、保健師1,300円時間、調理員930円時間これらであります。県内20市を比較いたしますと、県内では一般事務職の臨時単価では2番目に高い賃金になっているところでございます。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 臨時職員の待遇改善について

今の数字だけを見ると、当市は頑張っていたかというふうを感じるわけでありましてけれども、私も昨日ちょっと資料の提出をお願いして調べさせていただきました。臨時職員の実態を見たわけではございますけれども、合併した当初の少したった平成19年4月でありますけれども、正職員はそのとき医師等も消防のほうも入れまして、正職員が1,031人でありました。臨時職員は355人でありました。そして、ことしの2月現在の数字を報告いただきましたら、正職員は956人、臨時職員は533人になっております。

その中でもやはり先ほど市長からもあったように、やっぱり特化しているのは子育て支援課と学校教育課であります。学校教育課でお聞きしましたところ、これは介助員であるということでした。そうしますと子育て支援課の保育士という部分であります。保育士も先ほど

市長の部分から言いますと、金額がほかの一般の方よりも多いです。930 円が 1,100 円、この数字をどう見るかということですね。例えば保育士は今現在 94 名が免許を持っている方。そして、これは免許を持っていない方かも知りません、ちょっと資料で。そして助手の方が 91 名ありまして、226 名という子育て全体のこういう数字が出ております。

私は 12 月議会でもお話させていただきましたが、今、本当に看護師は奪い合いになっているんですね……失礼、看護師もそうですけれども保育士が。本当にそういう実態をみたときに、今このままの部分でいいのだろうか。やはりもう少し何らかの形でしてあげなければいけないんじゃないかというふうに、私は再度感じるわけですが、市長、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 臨時職員の待遇改善について

この保育士という業種に絞ってのご質問でありますので、またその部分でお答えいたしますが、確かに保育士さんの臨時職員は圧倒的に多いわけでありまして。これは理由がございまして、まずは市が進めております保育所の再編計画。これに基づいて過剰人員を採用しないように現状の中で抑えているということが 1 つと、それからもう 1 つは産休、育休、やはり女性の保育士さんが圧倒的に多いわけでありまして、これらに対応する臨時職員の確保。

それからもう 1 つ近年は、簡単にいいますと障がいをお持ちのお子さんが、もうどんどん増えてきているんですね。そのための介助員といいますか、やっぱり普通ですと例えば 1 人 10 人見られるところを、こういう方々になりますと 1 人で 2 人とか、そうなりますと、とてもそこに今すぐ正式の保育士をどんどん充てるわけにはいきませんので、介助員といいますかそういう部分で臨時採用させていただいている。ここでこの数が圧倒的に多くなっているということです。

そこで、では保育園の整備計画が完了した暁にどうなっていくかといいますと、その加配部分がこのまま続くという見通しがあれば、改めてきちんとした保育士の採用計画を立てかねなければならないと思っておりますけれども、今はまだそういう状況ではございませので、もう少しこのまま移行させていただきたいということでございます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 臨時職員の待遇改善について

確かに今ちょうど流動——塩沢地域を見たって、本当に今大きく変わっていますから難しさも出てくるかと思っておりますのでそれもわかります。本当に今、臨時職員の方が何名も私にも、1 年契約でさせていただいて来年はどうなるのだろうか。または、例えば若い方たちがお子さんを授かったら、もうやめていかなければならないのが実態です。やはり臨時だからしょうがないで済まされる問題だろうかという部分も、全体的に私は考えていくべきだと思います。

また、先ほど臨時職員の給与の決め方をお聞かせいただきましたので、特別職、数年前財政健全化のとき私たちが減給したときも、やはり臨時職員も減給しましたですね。それは今

の市長の説明から言えば当たらないことだと思いますけれども、今、国交省はこの1月30日に恒久時の労務単価を7.1%上げるというふうに発表になりました。そして、総理大臣も先日、やはり賃金を企業、労働団体を呼んで2%から3%上げろという指示もしたそうでございます。それで今も出ています。そういう上げられるのは確かにいいかもしれない。

でも、私はやはり行政はそういう面では、地域の先頭を切って、いろいろな面があるから一概には——賃金というのはすごくこれで中小企業に全部反映してきます。上げると全部きますから、大変な部分も出てきます。ですから、ある捉え方から言うならば、例えば一時金というような捉え方だって私はしかりだと思っております。そういう部分も私は自治体として出ているということも確認しております。

そういうようなところをやはり何らかの形で張り合いを持たせる体制を——子育て支援だけではなくて、臨時職員の皆さんは市の職員と一緒に今、市を支えようとしているわけでございますので、その点をやはりやっていくということが、私は大事になってくると思います。その点市長、何らかの形でそういう意味は全くないのでしょうか。お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 3 臨時職員の待遇改善について

安倍総理も自分の秘書の給与を上げたそうでありますからあれですが。これは決める基礎が、いわゆる正職員の給与を時間単価に直してそこに当てはめているということです。今、公務員給与を人事院がどんどん上げろなんて全然言っていませんから、そういう面では非常に無理があります。ただ、議員がおっしゃったように一時金とか有給休暇はちゃんと付与しておりますので……（何事か言う者あり）失礼、有給休暇。

そこで、今の単価をこの地域内でみますと非常に高いです。地域内ではですね。ですから、他の民間の部分で臨時とかあるいはパートで行っている方からは、羨望のまなざしであります。ですから、そういう地域の中のやっぱり事情もありますので、ただただ我々が市にお勤めいただいている臨時職員の待遇だけを、どんどんと優遇していくとこれはまたいわゆる役人の中の身内の意識とこういってご批判を受けますので、きちんとした算定根拠をもってさせていただいているということでもあります。当然大勢の皆さんからお勤めいただいておりますから、非常に感謝はしているということでございます。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 臨時職員の待遇改善について

ぜひ、私は人材確保という面、またいろいろそういう資格という部分も考えながら、やはり考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

4 「福祉灯油」の考え方について

時間がなくなりました最後の4点目、ちょっと今回、項目が多くなったもので本当に申しわけなく思っております。福祉灯油の考え方についてお伺ひいたします。これは12月議会のときにもお伺ひさせていただきましたけれども、そのときはまだ上昇が以前のような段階で

はないという答弁をいただきました。その後、灯油は12週間連続値上がりし、少しは下がったとはいえ灯油価格が高止まりをする中、ことしも雪が終わったなど思ったらまた先日のそういう状況でございます。この私たちの地域は寒冷地であります。公務員にも寒冷地手当が出ている地域であります。この原油高騰が本当に家計に重くのしかかっているわけですが、私がここに通告したように、せめても住民非課税世帯の灯油の購入を一部助成する福祉灯油の導入の考え方は、今回、市長いかがなものでしょうか。再度お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 4 「福祉灯油」の考え方について

ご質問もいただきましたし、その当時は少しずつ上がっておりましたが、雪の状況もそう多くはないしというようなことの中で、その当時は否定的なお答えを申し上げたわけでありまして。今回ここにきまして灯油の値上がりもやや下がってきている。前回、福祉灯油を実施したときと比べまして、もう上がり方も、上がりの幅も、期間も、圧倒的に少ないわけでありまして。そこで、今回福祉灯油という考え方は、一応実施をすることではないというふうに思っております。

県内で30市町村中、胎内市と粟島浦村であります。そこで、だからいいということではないです。福祉灯油ということだけに目を向けますと、それは実施したほうがいいじゃないかという話になりますが、ご承知のように市は高齢者世帯あるいは非課税世帯、こういうところについて平成24年度に水道料金、基本料金を半額ですね、減免しております。一世帯当たり大体年間1万5,120円であります。福祉灯油は大体5,000円ぐらいじゃなかったですか。そういう部分もやっておりますので、これは経済的な支援を継続してやっているものだというふうに理解しております。

また、大きな値上がり、値幅がすごく上がったとか、短期的にぐんと上がったとかそういう変動があるときは考えなければなりませんけれども、とりあえずはこういう財政支援の中で何とかしのいでいただけるだろうという思いであります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 4 「福祉灯油」の考え方について

確かに平成19年、平成20年だったでしょうか、我が市は多分どこよりも先駆けて導入したかと思っております。その面では本当にそのときはしたけれど、今市長からあったように、水道料をそういうふうに減免処置しているという話がありました。けれども、もしもですよ、もしも政府が特別交付金で2分の1補助するとそういう方針を出したら、市長はどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 4 「福祉灯油」の考え方について

この段階にまいりまして特別交付税とかというお話をいただいても、前に戻って皆さん方へ5,000円を支給するという考え方は、私は持っておりません。そうであれば、我々がやっ

ている水道料金やこういうことについても、交付税で処置してもらわなければなりません。灯油だけという部分に限られたって福祉というのは全般でありますから、そうであればそういうこともちょっと検討していただきたい。

そういう制度を設けてもらうことはいいことです。それは来年以降また考えるときは考えていかなければならないと思っておりますので、今年度についてこのことを政府が措置をしても、実施をするつもりはございません。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 4 「福祉灯油」の考え方について

市長の並々ならぬ決意をお聞かせいただきました。本当に頭をごくと痛めつけられたような状況でございます。私は市長がああとき、水道だって減免措置すればいいじゃないか、どんな場面でも全てみんなが被っている、そういうものを知ってこそ、軽減税率をしてこそ、すごいことじゃないかと市長が言って聞かせていたこと、私はすごい発想だなと思いました。確かにそうです。そうやって本当に誰でもがという、そういう観点をしたときのいろいろな発想が出てくる。

市長が今回やらないということでしたけれども、来年度に期待したい。余り雪が降ることを期待しているんじゃないです。本当にその交付税がきたときに、これを別のところでもいいから何とかひとつ少しずつ市民のほうに還元してあげたい、そんな優しい気持ちを期待して今回4点目、詳細にわたりまして質問をさせていただきましたけれども、ぜひ福祉向上をさらに一歩進めていただきたいと思いますし、質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議 長 保留しておりましたジェネリック医薬品の影響額について、市民生活部長から発言を求められておりますので、これを許します。市民生活部長。

○市民生活部長 2 レセプト、健康情報等を活用したデータヘルスの推進について

先ほど答弁を保留させていただいておりましたジェネリック医薬品の効果額ですけれども、平成24年推計で5,300万円ほどと推計をしております。以上です。

○議 長 質問順位22番、議席番号12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 3月定例会一般質問おおとりでございます。定時には終わるように、市長からいい答弁が出れば早く終わるかなと思っております。今回の一般質問でもかなり小野塚彩那選手のメダルのことを皆さん言って祝福されておりました。私も同じだと思っております。オリンピックが終わって今パラリンピックが開催されております。本当にスーパーG、障がい者の座位はすごい迫力で、100キロぐらいのスピードも出ます。その中で見ていると、本当に感動と勇気、オリンピックにないものをまた感情としていただけるなというふうに感じております。

それに比べ佐村河内さんですか、もう耳が聞こえないと言っておきながらああいうような記者会見があるわけでございます。私がこのたび質問する中でも保護者の方は、手術をすればよくなるかもしれないけれども、一般で耳は老化していくもので、よくなるわけがないと

いうふうに本当に言っていて、私は本当に彼に対しては遺憾に思います。きょうは私の尊敬する大政治家からいただいたネクタイを締めて一般質問に臨みたいと思っております。

1 県立長岡聾学校に通う子どもたちと保護者の環境整備について

1 番目の県立長岡聾学校に通う子どもたちと保護者の環境整備についてでございます。昨年からは保護者に、こういったようなことがあるんだよということを私は聞かされておりました、担当部局といろいろ相談した中で、県を交えた上でいろいろ話しているつもりでございます。

1 番の分校または分教室を市内につくれないかということでございます。この(2)、(3)も関係してくることはございますけれども、生まれた地域によって長岡に行かなければ学習が受けられない。これは県が絡んできている問題もあるわけですが、このことによって健常者であれば大体3キロ以内の学校や保育園に通うわけですが、私としてはこの点いかがなものか。この地域に生まれた子どもたちはこの地域で守る、この地域で学習をさせられる、そういった環境づくりをやっていくべきだと私は思っておりますが、市長にその点をお聞きいたします。

2 点目の市内から市外に通う子どもたちの学費の助成でございます。県のほうの要項では平成12年にたてられたもので、1キロ当たり何がしというような車の補助があります。排気量によって値段は違う補助ですが、平成12年のときはガソリン1リットル当たり約100円でしたが、今では157円と約1.6倍のガソリンの経費となっております。そういったことも考えて、今のご時世いかがなものかと思っております。

私が自分で調査した中では、市内から聾学校に通う方たちからいろいろ出させていただきました。Aという方は、往復で96キロかかっているようでございます。その車の燃費は1リットル当たり9キロ走るようで、2月に学校に通われた日は14日、高速代等を踏まえた上計算した中で、就学奨励費から9,760円振り込まれてはおりますけれども、実質額が4万68円かかっており、実質実費負担額が3万308円となっております。

また、Bという方は、140キロということで、車両の燃費はこの方はいいんですけども16キロだそうです。2月に学校に行ったのは15日。この方は4万5,975円かかっていて、振り込まれた金額が1万4,144円でございます。3万1,831円の実質の負担額でございます。

またCさんという方は2歳ということもあろうかということでまだ手当等に、通帳をいただいていないのかもしれませんが、助成はなく4日間通われたということで、1万5,536円という実質負担額がある、このように伺っています。

また、今通われている子どもたちもいますけれども、寄宿舎に泊まっている子どもたちもいるのです。私も小学校1年生や保育園の子どもがいますけれども、ここにいる議場の皆様もお子さんやお孫さんがいると思います。小学校1年生からとか保育園のときから親元を離れて寄宿舎で暮らす。非常にこのことに関しては、私は心が痛むものでございます。よって、この県の助成——国に聞いても、国は100%助成しているのだというような回答が返ってきますけれども、その見直しを兼ねた上で、すぐ変わらない現状もあるので、市内に生まれた

子どもは市が守るんだ、そういう姿勢で私はこの通学費の助成を拡充すべきと考えますが、市長のお考えを聞きたいと思っております。

そしてこの3番でございますけれども、タクシーチケットをガソリン券や軽油券、軽油の支払に代用できないかということでございます。今言ったような事情でして、これはタクシーチケットの要項を見るとみずから自動車の運転ができない者とか、いろいろな要綱が書いてありますけれども、例えばこれをガソリン券等にかえたとしても、今ほど言った実質の負担軽減は年間1万5,000円分のガソリン券でしかありません。使いやすいようなタクシーチケットを私はやるべきと考えております。私が先週の土曜日にさわらびの講演に行きました。中村文昭さんでした。「頼まれごとは試されごと」いい言葉だなと思って、壇上からの一般質問を終わります。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 県立長岡聾学校に通う子どもたちと保護者の環境整備について

事前に簡潔にいいとか悪いとかでいいと言われておりますので、そこまでいたしません、簡潔にお答えを申し上げます。聾学校の分校または分教室につきましては、ご承知のように今現在、県のほうにまずは長岡聾学校の分校ということで、今小出支援学校のほうのあいている部分を——これは分教ですか。（「分教室」と叫ぶ者あり）分教室の設置を要望しているところであります。これは分校とほぼ変わりません。

そこで、もしこれもだめだということであると、市内にやはり分校、分教室を設置するという方向も検討していかなければならないと思っております。当面はこの小出に設置をされる——まだ予定ではありませんが、「だろう」と思われる分教室のご利用は、それでも3分の1ぐらいの通学距離になりますので、ご利用いただくということでその後はまた具体的な部分について検討してまいりたいと思っております。

通学費の助成であります。非常に単価の設定が今と合わないと、これは本当にそういうふうに痛感をしております。そこで、その中で我々が今やっております部分では、教育委員会とちょっとこう協議をしなければならぬと思っております。市としてどのような形で市外の特別支援学校あるいは分教室、これらに通う子どもたちへの拡充支援をどうすればいいのかと、これは教育委員会と協議をしてまいりたいと思っております。今、社教のほうで手帳を持っていない乳幼児の皆さん方の助成措置、これはご存じだと思いますので、こういう制度もあります。これからは手帳取得後の方の交通費にかかる負担状況を調査した上で、市として総合的な交通費助成の検討を進めてまいりたいと思っております。

タクシーチケットをガソリン券にというこれは今、検討を始めたところであります。以上であります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 県立長岡聾学校に通う子どもたちと保護者の環境整備について

市長、本当にありがたい答弁だと思います。やはり自助・共助ではだめで、こういうとこ

ろはしっかり公助で守ってやらなければいけない部分が非常に多いと思っております。その中でも本当に今の1番に関しても、県がそう言うのであれば我が市でやるよという答弁もいただきました。市外に通う学費の助成ですが、これはもう実質今かかっているものがありまして、本当に保育に行く過程という中で、一般的とはちょっと違うんです。長岡に行くということは、口話法とかその子たちの技術を上げるために行かなければいけないような形と、また保護者の接し方という部分で行かなければいけないという部分もあります。本当に、通っていくと、お母様方も働くこともできないという現状もあつたり、実質負担が今でもかかっている状況なので、早い段階でのいい結果が出るような施策を打ち出していきたいと強く思っております。1番のほうは本当に簡潔明瞭でいい答弁をいただきましたので終わります。

2 指定管理について

2番に入らせていただきます。指定管理についてでございます。この指定管理者との協定についてということでございますけれども、このたび12月で指定管理者がかなり議会議決案件であつたわけですけれども、その中でここで提示されて議決をいただいているにもかかわらず、この予算になったときに10%以上の予算の削減とかそういうことがいきなり起こつたわけでございます。いろいろな話し合いの中でどういうふうになったかということは、知り得る部分もあるんですけれども、なぜそういうことがいきなり起こつたのかということでございます。

指定管理者との協議の中でこういうふうにやっていくんだというような、中で選定をされたと思えますけれども、この時期それをもって向こうも金額を提示してきているわけです。それがいきなり何でそういうことになったかと。指定管理もいろいろありまして、営利が得られるような指定管理の施設そういう場所もありますし、お金を払ってやっていかなければいけない、これは赤でもやらなければいけないというような公の場の施設もあるわけでございます。このたび大原運動公園に至りましては、BMSですか本当にやる気をもって、こういうことをやろう、ああいうことをやろうと思って指定管理を——言い方は悪いですがけれども、使って黒字を出して管理料もいらないというぐらいになるかもしれない。そういうような意欲を持っていたわけですけれども、その予算がぐんと削減されますと、指定管理としてもやる気の問題もそうでしょうけれども、いろいろどうしようかなというような形になると思うんです。その点について市長はいかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 指定管理について

これは明確に理由がございまして、確かこのBMS側が納得していないということは、私はないと思えますけれども、当初公募をいたしまして運営計画等を作成していただいて、その中で出した金額があるわけです。それを100%了承してということではなくて、計画もいいし何とかこういうことでいけばということで、指定管理者として適当であるということで皆さん方から議決をいただいたわけでありまして。

そこで、その時点では今の大原運動公園の多目的広場も運用していくという前提でこの計画書はできております。しかし、今工事中でありますから、これは運用しないのです。運用しなければそこにかかる人数も少ないわけですし、当然我々が支払う金額も少ないわけですからそういうことでいいわけでしょうということで、当初は施設長を1人、副施設長を2人、臨時職員を2人の5人体制で1,990万円こういう提案をいただいたわけであります。しかし、今触れましたように多目的グラウンドが工事中で使用できない。職員体制も多目的グラウンド分が減らせるわけですからということで、協議を行って副施設長を1人減、臨時職員を1人増の体制で1,700万円の指定管理予算を今の定例会で予算として計上してあるわけであります。

ここで議決をいただきますと、基本協定を締結してこの定例会における予算の承認をいただいた後で、4月1日付でこの単年度協定を、毎年やるわけですけれどもそういうふうになっていくわけですので、実際動かない部分を動くという前提でやった部分については、これはやっぱり削除しなければならない。これは予算査定の際に私が申し上げまして、それはやっぱりそうですねと、そういうことでこの1,700万円ということが出てきたわけでありますから、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 指定管理について

はい、わかりました。例えば来年は動かないわけなので、それはもうでも協議の段階でわかっているはずですよ。協議の段階で、もう来年はやらないわけですから、その辺の答弁をいただきたいのと、今市長がおっしゃられた答弁の中で、今回新しく指定管理を請けた団体が何個かありますけれども、そこで予算が削られた団体というのは幾つぐらいあるのか、わかっているれば教えていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 指定管理について

これですね、公募したときにこれは入っていたわけだね……。 (何事か言う者あり) けれども、それは工事中で使えないわけですからということで、結局公募したときにその部分を確か削らなかつたと思うのです。多目的グラウンドは別ですよということで。ですので……それはそうだろう。(何事か言う者あり) そうでなければ減らせないです。減る理由がないわけですから。予算査定の際にもその話をしたら、それはそうだ、じゃあ予算としてはこうしましょうということできたわけでありまして、公募のときには確かその分も全部含めて1回やってくださいということになっていったと思っております。それはちょっと確認をしてください。

それから、減らされたというこれは、例えば文化スポーツ振興公社、これは職員の給与、賃金こういう部門について、どこの指定管理者もやっぱりある程度アップしたいという部分で上げてくる分もありますね。けれども、それは今そういう状況ではないですので、この職員賃金の単価アップについては、従来どおりにしていただきますよということで、予算査定で削っているという部分があります。

幾つあるかというのはちょっと私はわかりませんが、振興公社とあとはその今の運動公園ぐらいがほぼ主なものでありますので——あとは保育園か。これは調べます。どうであったかというのは調べますけれども、そういうことでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 指定管理について

確かそうだろうという話だと、ちょっと今「うん」とも言っていないのでわからないのですけれども、それはでは単年だけで来年以降動かしてくれば、またその単年度査定で変わってくるということと考えるとよろしいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 指定管理について

そのとおりであります。毎年変化をするというふうにはまず捉えていただければよろしいかと思えます。収益が非常に多くなってきているという部分があれば、それはまたそれなりに考慮していかなければならないわけでありまして。そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 指定管理について

本当に基本的には「直営を原則とし」ということが指定管理のことだと思っています。管理運営を委ねる場合は公的責任を明確にし、公務労働にふさわしい待遇を確保すべきだと思っております。職員の皆さん方は給与は結構守られていて、おまえらは上げてきたから、前のままでいいよと。国もこれから給料を上げていくという傾向ですよね。国もどんどん給与を上げていきましょうよ——どンドンとはいいいませんが、給与を上げていこうと。公的にやっぱり基本的には運営をしていかなければいけない公の場所なので、やはりそういったような人件費をただ安くするのが指定管理だというような考え方なのか。それと1個ずつそうやって、毎年、毎年いろいろ決算が出てきて、いろいろよかったら削減する、悪かったらじゃあ補填するのですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 指定管理について

指定管理制度が設けられた目的は、いわゆる公務員給与と同じ質を確保しながら運営をしていただくということではなくて、民間の発想を生かした中で公務員としてはでき得ない、そういう部分も含めてなるべく安価で、そして効率的な運営を図ると、これが目的でありまして、指定管理者を公務員となったところを公務員的にきちんと優遇してやっていくという趣旨は全くございません。ですので、例えば3年とか5年とかそういうことになっているわけですね、永久的にお任せすることではない。

それから最後におっしゃいましたが、例えば今年は収益がこのくらいある。かかる費用がこのくらいで、その指定管理料が幾らということを出してくるわけですね。収益が思ってい

たより少なかった。だけれどもかかるのはこれだけかかったということになりますと、それは市として当然変更契約なり、あるいは補助金なりとしてそのことをきちんと支出していかなければ、赤字になったのは全部おまえ方かぶってくださいよということにはなりません。一定程度ですよ。全部赤字額を全て補填するというにはならないかと思います。そのかわりもうかったときにそれを返せという話もしませんから。

そういうことで、民間発想をきちんと取り入れてやっていくと。しかも公的な施設でありますので、当然運営については我々も支障がないように配慮をしながら、その財政面も含めて手当はきちんとやるべきことはやっていくというつもりでやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 指定管理について

そうなのでしょうけれども、民間の発想を取り入れて給料体系は安くできるという、何かいいとこどりばかりだなというような形だなと思う。発想だけは民間のほうがそれはすばらしくて、給料は低くというのは本当に都合がいい話かなというふうに俺は思うんですけども、働くのにふさわしい待遇ということなので、それが公務員的な給料がふさしいのかふさわしくないのかわかりませんが、しっかり雇用をやっていかなければいけないことを市長もよく言っていますよね。バイトやパートではなく、そのほうが働きやすい方はそっちでいいのでしょうか、やっぱりしっかり雇用をして保険もかけていかなければいけない。そういうふうな中で臨時ということばかり、さっきの前者の質問でもありましたけれども、これについてどう思いますか。今俺がこのちょっと疑問に思った部分です。

○議 長 市長。

○市 長 2 指定管理について

あのですね、いわゆる公務員というのは変則的な勤務が非常に難しかったり、あるいはそれをやると非常に単価が高くなるわけです。民間であればそこに非常に知恵を働かせて、そういうことのないような運営体制もできるとか。いわゆる公務員ではできないけれども、民間の皆さんならできる、そういう発想を取り入れてやっていただければ、別にただ、ただ安くしろということだけを申し上げているわけではなく、結果として安くなるんですよ、普通には。ご存じだと思いますね、おわかりでしょう。

非常に公務員というのは制度的にはある程度きちんと守られておりますので、それを翻すというわけにはいきません。そこで、そういうその民間の制度や考え方をきちんと取り入れながら、より効率的でそして市民の皆さんのためになる運営をしていただくということで、この指定管理者制度があるわけでありまして。

ですから、例えば職員の賃金という話をしましたけれども、これは我々はやっぱり査定する部分は、当然公社の職員などにつきましても、市の職員の給与のアップですね。例えば人事院勧告があつてこうだと、だから公社のほうも当然それにある意味準じて職員の給与をこうして、それはちゃんと応じています。そんなところまでみんなぶった切って、安いままで

いろなんてことは言っていません。その水準を保ちながらやっておりますので、そういうことでやっている。

ですから、さっき触れました単価を上げてきた、要求のあった部分から、いやこれはちょっとやっぱり水準的に高いからここをちょっとカットしてくださいとか、そういうことはあり得ると言っていることでありまして、やみくもに民間だから、指定管理者のほうだから、ずたずた、ずたずた切って雇用の確保もできないようなことをやれなんてことは全く申し上げておりませんので、よろしく願いいたします。

○議 長 本日の会議時間は一般質問終了までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 指定管理について

今、議長にさえぎられたので、何を言おうとしていたかちょっと……。そうです、思い出しました。要は指定管理者の中でいろいろな予算を組んでくるわけです。こういうことをやりたい、ああいうことをやりたいという予算を組んできて、査定をしてオッケーが出ますよね。その民間の考えをやっぱりフルに使って、よくやって運営をしていつていただきたいという考えを市長は持っていると思いますけれども、その運営の仕方を一々市が指導するということがあるみたいです。給料費や何かをこうせい、ああせいという……（「何を」と叫ぶ者あり）給料費でもこういうふうにしなさいとか、こういうふうな体系にしなさいみたいなことを言われる、指導があるみたいですがけれども、その辺はどういうふうな把握をしていらっしゃるか。

○議 長 市長。

○市 長 2 指定管理について

先ほど触れましたように、職員の賃金部分についてある程度突っ込んだ話をしているのは公社です。これはある意味、第三セクターですから。市も出資をして公社を設立して、準公務員的です。ですからそこについては、そういう賃金の部分とかは、もし違う部分が出れば、それはちょっとおかしいですと、だからこの水準でやってくださいとそういうことはやっています。

ほかに民間で指定管理を請けていただいている皆さんに、我々が賃金をどうしろ、ああしろなんてことは一切申し上げることもありませんし、申し上げてもありません。ただ、破格の給与を出して、そして赤字になっているから全部補填しろということは、でき得ないわけです。我々はその施設の維持管理をすると、ここについてお願いしているわけでありまして、今、公社のほうでも自主事業といいまして、自分たちで会館を使ってそこで収益を上げる事業をやっているわけです。それはごく一部です。

だけれども、今度は全くの民間でやる部分になりますと、あの施設、例えば運動公園であれば市民の利便性を阻害しない中で、もうどういうことをやっていただいたって結構ですね。そこで収益をどんどん上げれば、それはそれで結構なことです。自主事業的にはそうしてや

っていただくということですから、我々が、ここのBMSの方が施設長に幾ら払うとか、それはだめだとか、幾らにしろとかなんていうことは一切触れることもありませんし、申し上げることもございません。

〔失礼、もう1つ〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 先ほどの運動公園の件でありますけれども、募集要項の中で多目的グラウンド、平成26年度は工事で使用不可と括弧書きでつけてありますが、計画の中にはこれも管理するという出で来たということでもあります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 指定管理について

わかりました。数字のほうはまだ出てこないですか。すぐは出てこないですかね、その下がった……。

○議 長 市長。

○市 長 2 指定管理について

これはですね、数字はわかりません。とても幾つ削って幾つどうしたなんていうことはわかりません、これはちょっとわかりません。予算査定の中でそれぞれやりましたけれども、増額したところもあれば削ったところもあったり、それを全部区分はしておりません。私の中でちょっと覚えておりますのは、今の大原運動公園の部分、これは明確な理由があつてこういうことですし、それから公社の職員賃金だったか——それから観光協会、これはトータルの総額の中でこういうふうにしてくださいということを申し上げました。あとは何せいっぱいありますので、とてもそれを全部拾い上げて、削ったか足したかということはちょっと今ここではわからない。ここではわからないどころか、ちょっとわかりません。失礼しました。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 指定管理について

最後にしますけれども、本当に精査をしましてまた公に戻すということも、結構やっぱり全国ではあるらしいです。指定管理をやっているもらったけれどもまた公に戻すということもあつたり、逆に譲渡してそのままやっていたりということもあるそうです。なので、しっかりとした運営をしていただきたいのと、その日々、年間の決算を見て、しっかりとした予算をやっていただきたい。

私も高いばかりがいいとは思っていませんし、安いばかりがいいとも思っていません。その辺はやっぱり管理をしているおおもとでありますので、しっかりやっていただきたいと思いますと思って終わります。

○議 長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

○議 長 次の本会議はあす3月14日金曜日、午前9時30分から当議事堂で開きま

す。大変ご苦勞さまでした。

[午後 5 時 04 分]